第5回審議会終了後にいただいた素案へのご意見等及び対する考え方等について

	該当ページ 第5回素案 (第6回素案)	意見等項目	ご意見等	考え方・対応について
1	48 (51)		基本施策「地域福祉活動の担い手の育成」における<目標値>のうち、「福祉委員活動取組自治会数(団体)」の「現状(令和4年)」が「228」に対して、「目標値」が「令和6年」「224」と減っているのはなぜか。	令和6年から令和8年の目標値は、上位計画である「地域福祉計画」68ページに掲載している「福祉委員支援事業」について、進捗管理における指標値に準拠して記載しています。令和4年の実績値は、取組の成果として目標値220よりも多くなったため、差が生じているものです。地域福祉計画との整合性を保つため、現状記載のとおりとします。
2	68 (74)	介護・福祉人 材確保に向け た支援	介護・福祉人材確保に向けた支援で、次世代の育成は大変大事だと思いますが、 目標値はどのように定めましたか。	中学校・義務教育学校の総数が市内に11校となっています。学校の選択カリキュラムとして実施されているため約3割の学校での取組みを目標とするものです。
3		介護サービス 等の用語	介護サービス等の用語を理解するにあたり、用語解説集はありますか。	第8期ゴールドプランに介護サービスの内容や 用語について、記載がありますのでご参考として いただきますようお願いします。 また、第9期ゴールドプランにおいても、介護サー ビスの内容や用語集を組み込むことを想定して おります。
4		介護人材の確 保について	「介護福祉士」資格所有者の処遇・位置づけの明確化 介護現場における介護職員が目指す方向の明確化 (資格取得などキャリアアップ) 介護現場の方が資格取得を目指す支援 - 介護職員が憧れる「介護福祉士」 - カリキュラム内容などの介護現場の方が 理解しないと、「介護福祉士」の専門性へ の認識が拡がらず、資格取得者の位置づけが明確にならない。	介護事業所に対して行う研修会等において、各種テーマを選定しながら実施しております。その中で、介護職員のキャリアに対する周知についても行う予定としています。また、キャリアアップに対する支援策についても記載をします。
5	48 (51)	生活支援関連	素案P48(P51)「生活支援体制整備の推進」、P50(P53)「高齢者の生活環境の充実」、P59(P63)「自立生活支援サービスの確保」について、地域の支え合い活動のボランティア団体活動を実施されている地域と団体数について教示いただきたい。	市街地、六荘地区、西黒田地区、神田地区、下草野地区、虎姫地区、余呉地区、西浅井地区の合計8団体、8地区で活動されています。
6	48(51) 50(53) 59(63)	(P.51,53), 在字福祉サー	素案P48(P51)「生活支援体制整備の推進」、P50(P53)「高齢者の生活環境の充実」、P59(P63)「自立生活支援サービスの確保」について、地域の支え合い活動として「買い物支援」の取り組みが地域で進められている。「病院への送迎」についても特に中山間地域を始め地域ニーズも高いと思われるため、地域の支援関係者等と検討を行う必要があると思います。	生活コーディネーターや地域の関係者と地域の ニーズや資源の状況を整理し、地域の実情に応 じた支援を検討していきます。

	該当ページ 第5回素案 (第6回素案)	意見等項目	ご意見等	考え方・対応について
7	50(54)	デジタル活用	素案p50(p54)「日常生活でのデジタル活用の促進」について、お薬手帳の電子化や、薬局への処方せんの送信手段も、FAXから今後は電子送信となり、将来的には電子処方せんへの移行も想定されているなど、お薬に関する各種手続きも、スマートフォンを使っての電子化が進んでいる。スマートフォンを使える世代が増えてきているが、まだ不慣れな方もおられるため、この取組をさらに進めていくことが望ましいと思います。	日常的にスマートフォンを使う機会を増やす、またより生活に密着し、自身の健康づくりに活用できるような取組となるよう進めているところで、今後も、スマートフォン教室で扱う内容、アプリ等について、より身近に活用していただくことの視点を持って検討し、取組を進めていきます。
8	57(61) 61(65)	介護予防	素案P57(P61)「健康づくり・介護予防の取組みへの支援」およびP61(P65)「地域包括支援センターの充実」について、要介護状態や入院の要因として転倒骨折が上位にあり適切なリハビリテーション等を行い重症化予防を促す必要があります。地域包括支援センターは介護予防の視点を踏まえ必要な人への予防給付の認定申請を促す必要があると考えます。	介護予防が必要な人でサービス未利用者については、地域包括支援センターが必要な場合は訪問や電話等により本人の状態を確認させていただ〈支援を行っています。また、今後も、重症化予防に向けて適切な予防給付による支援を促していけるように各地域包括支援センター等による周知啓発を進めます。

資料②

庁内各課から素案に寄せられた意見と対する考え方等について

考え方・対応について	『長浜市健康増進計画「健康な がはま21」、生涯を通じた健康 意識向上と運動の習慣化を目 指す長浜市スポーツ推進計画 に基づき、市民が介護予防等を 含めた健康のために気軽に取 り組めるスポーツ(身体活動、 運動)の推進を図ります。』に 修正します。	回復・情報発信など取組みが記載できていないため、[施策の方向性] 及び [第9期計画での取組み]の「活動している通いの場に対し、活動が継続できるよう支援します。」を「活動している通いの場に対し、活動が継続し、拡充されるよう支援します。」に修正し、通いの場の拡充を支援することを追記します。転倒予防自主グループ参加者数については、令和5年に減少し
意見、修正内容の説明等	健康ながはま21の身体活動・運動分野においても高齢者世代の身体活動の促進や運動推進を記載しています。その後に続く「働く世代からの生活習慣予防と健康づくり」の分野においては"健康ながはま21が働く世代へのアプローチが主のように投えられるように感じ、可能なら記載ください。	【現状と課題】の中で、通いの場等への参加者の減少と回復に向けた取り組み、また情報発信や活動内容の検討の課題があがっているのに対し、【施策の方向性】が「活動している通いの場への継続支援」であり、回復への取り組みの記載がないこと、情報発信への何らかの取り組みがないので文章の流れとして気になりました。また、【目標値】で、転倒予防自
意見、修正内容	「生涯を通じた健康意識向上と運動の習慣化を目指す長浜市スポーツ推進計画、健康ながはまま21に基づき、市民が介護予防等を含めた健康のために気軽に取り組めるスポーツ(運動、身体活動)の推進を図ります。」	【現状と課題】、【施策の方向性】、【第9期計画での取り組み】と【目標値】の整合性について
原文	●生涯を通じた健康意識向上と運動の習慣化を目指す長浜市スポーツ推進計画に基づき、市民が小護予防等を含めた健康のために気軽に取り組めるスポーツ(運動)の推進を図ります。	(2)健康づくり介護予防の取組み
提出	顧 句 職	顧 台 課

庁内各課から素案に寄せられた意見と対する考え方等について

	主グループ参加者数が現状値	ていることが判明したため、現
	の維持になっています。【重点】	状から参加者が増加する目標値
	となっている取組みであり、高	としました。経年的に把握でき
	齢者人口も増える中、増加を目	る数値であり、目標値としては
	標としない理由が気になりま	妥当と考えています。
	す。また目標値にあげる指標と	
	して適切なのかも気になりま	
	した。	

庁内各課から素案に寄せられた意見と対する考え方等について

提出課名	がーペンド	原文	意見、修正内容	意見、修正内容の説明等	考え方・対応について
社 婦 社 社	27	地域包括支援センターの 利用については、「相談ご	2ポイント	ポイントでなく%表記の方が分かり易い	ポイントを%に修正します。
胀		となどで利用したことが ある」が 13.8 %と、前回 調査(12.0%)に比べ、2			
		ポイント近く上昇してい ます。			
社	51	福祉委員活動取組自治会数	目標値が現状の数値より低く		令和6年から令和8年の目標値
福祉		(回体)	ない方が良いと思います。		は、上位計画である「地域福祉
點					計画」68ページに掲載してい
					る「福祉委員支援事業」につい
					て、進捗管理における指標値に
					準拠して記載しています。令和
					4年の実績値は、取組の成果と
					して目標値220よりも多くな
					ったため、差が生じているもの
					です。地域福祉計画との整合性
					を保つため、現状記載のとおり
					とします。
社会	56	「避難支援・見守り支えあい	→「避難支援・見守り支えあい	登録台帳は、対象となる要配慮	『「避難支援・見守り支えあい制
福祉		制度」の周知、啓発を図り、	制度」を必要とする人への周	者で作成できていると思うの	度」を必要とする人への周知、
點		制度を必要とする人の台帳	知、啓発を進めます。	چ°	啓発を進めます。』に修正しま
		登録を推進します。			,

資料 素案の補足説明

今回送付いたしました、資料 素案について、前回審議会(第5回・8月23日 開催)から、内容を追加、修正しています。

本説明資料をご一読いただき、素案をご確認いただきますようお願いします。

全体的な修正等について

- ・前回の審議会後にいただいたご意見をはじめ、国の基本指針や市役所内各部署からの意見等を踏まえて再度精査、見直しを行い、各所修正しています。
- ・審議会後のご意見への回答、対応については、資料をご参照ください。
- ・その他の見直しについては、軽微な語句修正含め多岐にわたるため、修正前後の 比較表等の用意はしておりません。下記を除き、大きな変更や削除はありませんの で、ご了承ください。

第4章の構成変更、章、段落等の追加について

「第4章 施策の展開」における基本施策ごとの内容構成を、下表のように修正しました。(前回:資料素案 46 ページから、今回:資料 素案 49 ページから)・前回の審議会で、「第8期の振返りから、個別具体の取組への流れがわかりやすくなると良い」とのご意見を踏まえ、【施策の方向性】を追加し、修正しました。

前回の素案	今回の素案
内容構成(2段構成)	内容構成(3段構成)
・【第8期の振り返り】	・【現状と課題】(修正)
•	・【施策の方向性】(追加)
・【第9期計画での取組み】	・【第9期計画での取組み】
記載例(前回資料素案 46 ページ)	記載例(資料 素案 49 ページ)
1. 地域で支えあう体制・ネットワークの強化。 (1) 地域におけるネットワークの連携強化。 【第8期の振り返り】。 地域に暮らすあらゆる人が、様々な形で周囲と関わりを持ち、身近な生活課題に対応できるよう、地域におけるネットワークづくりと連携の強化を進めてきました。具体的には、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターといった関係団体同士、さらには関係団体と地域組織・住民とが共通の課題について話し合い、協働していく取り組みを積極的に行っています。。地域における福祉活動の担い手が充足しているとは言えない中、地域課題の接種化、増加傾向が進んでいることからも、今後も地域福祉との連携、ネットワークづくりを推進する必要があります。。	1. 地域で支えあう体制・ネットワークの強化。 (1) 地域におけるネットワークの連携強化。 【現状と課題】。 地域に暮らすあらゆる人が、様々な形で周囲と関わりを持ち、身近な生活課題に対応できるよう、地域におけるネットワークづくりと連携の強化を進めてきました。具体的には、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターといった関係団体同士、さらには関係団体と地域組織・住民とが共通の課題について話し合い、協働していく取組みを積極的に行っています。や地域における福祉活動の担い手が充足しているとは言えない中、地域課題の複雑化、増加傾向が進んでいることからも、今後も地域福祉との連携、ネットワークづくりを推進する必要があります。や
# [第9期計画での取組み] # 事業内容	【施策の方向性】。 ○福祉関係者をはじめ、様々な主体が相互に連携し、支え合う体制づくりを推進します。。 ○個人に対する支援を通して、地域の課題を抽出し、解決を図る仕組みづくりに取り組みます。。 【第3期計画での取組み】。
	事業名。 事業内容。 1 ○ 民生委員・児童委員・児童委員活動による見守り等への支援を進め、地域包括

「第3章 4ロジックモデル・アウトカム指標」に、アウトカム指標を設定しました。(前回:資料素案 43 ページ、今回:資料 素案 45 ページ)

- ・前回の審議会では、検討中につき未記載としていました。
- ・今回、中間アウトカムの成果指標として、継続的に数値捕捉がしやすく、成果に 直結しそうな指標を設定しました。

「第3章 5計画の枠組み」を追記しました。

(前回:資料素案 43 ページ、今回:資料 素案 46 ページから)

- ・前回の審議会では、整理中につき未記載としていました。
- ・本計画の検討に使用する基礎数値を掲載しています。

「第5章 日常生活圏域の状況」を追記しました。

(前回:該当ページなし、今回:資料 素案 79 ページから)

- ・前回の審議会では、整理中につき未記載としていました。
- ・圏域ごとに、高齢者数や要支援・要介護認定者数等の基本情報、医療や介護サービス事業所等の地域資源の情報をまとめています。
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(実施時名称:高齢者実態調査)のうち、「各種リスクを有する割合」、「外出の頻度」、「地域活動等への参加状況(週1回以上)」、「地域活動への参加意向」の4項目について、各圏域の結果を抜粋掲載しています。
- ・地域ケア会議(地域の関係者や医療と介護の専門職等が連携、協議する場)等において、協議し、認識している、地域の現状や課題、また目指す方向性や取組を掲載しています。内容については、全市的・客観的な目線から調整したものではなく、あくまで当該圏域における地域ケア会議等の現場で捉えている内容を掲載したものであることにご留意ください。

「第6章 介護保険サービス量等の見込み・保険料の設定」を追記しました。

(前回:該当ページなし、今回:資料 素案 102 ページから)

- ・前回の審議会では、整理中につき未記載としていました。
- ・要支援・要介護認定者数の見込みや、各種介護保険サービスの利用状況等から、 第9期計画期間中のサービス量を見込みました。
- ・地域密着型サービスについては、第8期計画までの整備状況、第9期計画における整備計画も記載しています。
- ・サービス量の見込から、保険給付費等を見込みました。
- ・今後、保険給付費等の見込額に基づき、保険料基準額を算定します。(令和6年1月30日開催予定の審議会で明示予定。)

第9期ゴールドプランながはま21(素案)

目次

第1章	計画の概要	
1	計画の趣旨等	
第2章	高齢者を取り巻く現状	9
1	高齢者人口	9
2	介護保険の被保険者、認定者の状況	1 2
3	介護保険事業の現状	1 4
4	アンケート調査の結果概要	1 9
5	第8期の取組みの現状と第9期に向けた課題の整理	3 9
第3章	計画の基本的な考え方	4 2
1	基本理念	4 2
2	計画の基本目標	4 2
3	施策の体系	4 4
4	ロジックモデル・アウトカム指標	4 5
5	計画の枠組み	4 6
第4章	施策の展開	4 9
1	地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備	4 9
2	市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり	5 9
3	安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進	6 3
4	認知症のある人が共生できる地域社会の推進	6 9
5	持続可能な介護保険制度の推進	7 4
第5章	5 日常生活圏域の状況	7 9
第6章	介護保険サービス量等の見込み・保険料の設定	102
1	被保険者数等の見込み	1 0 2
2	介護保険サービス量等の見込み	1 0 4
3	保険給付費等の見込み	

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨等

(1)計画策定の背景と趣旨

高齢化の現状と課題

わが国の高齢化率は、令和5年(2023年)4月現在で29.1%(総人口1億2,447万人、高齢者人口3,619万人)となっており、3.4人に1人が高齢者という超高齢化社会となっています。

介護保険制度がスタートした平成12年(2000年)と比べて、高齢者数(第1号被保険者数)は2,165万人(平成12年4月末)から3,585万人(令和5年3月末現在:暫定値)と1.7倍に、要介護認定者数は218万人から694万人と3.2倍に増加しています。同時に、サービスの基盤整備に伴いサービス利用が増加し、総費用額は3.6兆円(平成12年度)から令和4年度には11.2兆円と、3倍となりました。また、保険料の基準額の全国平均も第1期の2,911円から第8期(令和3年度から令和5年度)の6,014円と約2倍になっています。

さらに、75歳以上の後期高齢者は、平成12年当時は約900万人でしたが、いわゆる「団塊の世代」 (昭和22年から24年生まれの人)が加わる令和7年(2025年)には、2,180万人となる見込みで す。特に都市部を中心に後期高齢者数が急増するとともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、 認知症のある高齢者が増加することが予測されます。このため、令和7年には総費用額が20兆円に達 すると推計されています。

また、高齢者の生活を支える介護人材については、介護保険制度創設時(平成 12 年)の約55万人から増加し続け、令和元年度には約201万人と、約3.7倍に増加しています。令和7年度における需要見込は約243万人と推計されており、令和7年以降、担い手である生産年齢人口(15~64歳)の著しい減少が見込まれることからも、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定されます。

地域包括ケアシステムの推進と制度の持続性の確保

国においては、介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中でも、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、地域包括ケアシステムを推進するとしています。高齢化が一層進む中で複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、より一層地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

また、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や介護現場の生産性向上を図り、制度の持続可能性を確保することが重要としています。

このことから、これまでの地域包括ケアシステムの構築に係る様々な取組みについては、より一層の強化・充実を図るとともに、将来の地域共生社会の実現を見据え、社会福祉法に基づく本市地域福祉計画との整合を図りながら、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図る必要があります。

「第9期ゴールドプランながはま21」の策定

本計画は、地域社会を取り巻くさまざまな状況を踏まえ、本市が目指す地域包括ケアシステムをはじめ、今後の高齢者保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにし、これらの実現に向け市民・地域と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための指針とするもので、令和3年3月に策定した計画(第8期計画)を見直し、第9期ゴールドプランながはま21を策定します。

(2)計画の位置付け

法的位置づけ

本計画は、老人福祉法(第 20 条の 8)に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法(第 117 条)に基づく市町村介護保険事業計画を根拠規定としており、双方の調和が保たれるよう一体的にまとめた計画で、国が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を踏まえて策定しています。

計画の位置づけ

本計画は、長浜市総合計画及び長浜市地域福祉計画に即し、長浜市健康増進計画(健康ながはま21) 長浜市しょうがい福祉プラン等保健福祉関係計画のほか、関連する計画との整合性を図り策定しました。 さらに、同時期に改定されるレイカディア滋賀・高齢者福祉プラン(滋賀県高齢者福祉計画・介護保 険事業支援計画)及び滋賀県保健医療計画と整合性を図りました。

図表:関連計画との位置づけ 長浜市総合計画 [国] 老人福祉法 介護保険法 等 長浜市地域福祉計画 第9期ゴールドプランながはま21 【滋賀県】 レイカディア滋賀高齢者福祉プラン (長浜市高齢者保健福祉計画・長浜市介護保険事業計画) 滋賀県保健医療計画 滋賀県地域医療構想 等 保健福祉関係計画 長浜市健康増進計画(健康ながはま21) 長浜市しょうがい福祉プラン 等 他の関連計画 · 長浜市地域防災計画 ·長浜市人権施策推進基本計画 · 長浜市住生活基本計画 ・長浜市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画 等

2

(3)計画の期間

第9期計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を最終年度とする3か年計画です。

本計画は、第9期計画期間に団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を含み、地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、生産年齢人口が急減する中で、高齢者人口がピークを迎える令和22年(2040年)を見据えた制度運営など、中長期的な視点を以て取り組んでいきます。

図表: 令和22年を見据えた「ゴールドプランながはま21」

令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11		令和 22
(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)		(2040)
年度	年度	年度		年度						
第8期計画			:	第9期計画	Ī	A	第 10 期計画	<u> </u>	• • •	第 14 期 計画

(4)計画への意見の反映

策定体制

学識経験者や保健医療、福祉関係者、サービス提供者、各種関係団体、公募による被保険者代表者等で構成する「長浜市高齢者保健福祉審議会」において、第8期計画に基づく事業や取組みの状況、また第9期計画策定に向け、今後の高齢者施策や介護保険事業のあり方等について意見を伺いながら策定しました。

アンケート調査

計画の策定にあたり、基礎資料とするため、次のアンケート調査を行いました。

- 1 高齢者実態調査
- 一般高齢者を対象として、健康状態や日常生活、地域での活動の様子、また高齢者福祉や介護に関するニーズ等の調査を実施しました。
- 2 在宅介護実態調査

在宅で介護を受けている要介護認定者を対象として、在宅生活の状況、介護者の就労状況及び介護サービスに対する希望や意見等を調査しました。

3 高齢者保健福祉の推進に関する調査【介護支援専門員】

市内の事業所で登録されている介護支援専門員を対象として、認知症のある人とその家族を支える地域づくり、在宅医療・看取り、在宅介護サービス状況について調査しました。

4 高齢者保健福祉の推進に関する調査【医師】

市内の病院、診療所の医師を対象として、認知症のある人とその家族を支える地域づくり、在宅医療・ 看取りについての取組状況、意見等について調査しました。

5 高齢者保健福祉の推進に関する調査【訪問看護師・介護職】

市内の事業所で勤務されている訪問看護師、介護職の方を対象として、認知症のある人とその家族を支える地域づくり、在宅医療・看取りについての取組状況、意見等について調査しました。

6 高齢者保健福祉の推進に関する調査【介護サービス事業運営法人】

市内の介護サービス事業運営法人を対象として、事業の状況や今後の展開、人員体制や人材確保対策について調査しました。

図表:アンケート調査の実施概要

調査種別	調査対象	調査期間	調査方法	配布数	有効 回収数	有効 回収率
1 高齢者実態調査	65 歳以上の高齢者	令和 4 年 12 月 19 日 ~ 令和 5 年 1 月 13 日	配布:郵送 回収:郵送、 電子メール	8,087	5,052	62.5%
2 在宅介護実態調査	要介護・要支援認 定の更新申請もしく は区分変更申請に よる認定調査を受 けられた人	令和 4 年 12 月 5 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日	配布:郵送、訪問回収:郵送、訪問	1,054	603	57.2%
3 高齢者保健福祉の推進 に関する調査 【介護支援専門員】	介護支援専門員	令和5年1月12日 ~ 令和5年1月31日	配布:郵送 回収:郵送、イン ターネット	155	106	68.4%
4 高齢者保健福祉の推進 に関する調査 【医師】	診療所及び病院の 医師	令和5年1月12日 ~ 令和5年1月31日	配布:郵送、訪問 回収:郵送、イン ターネット	220	86	39.1%
5 高齢者保健福祉の推進 に関する調査 【訪問看護師·介護職】	訪問看護師·介護 職	令和5年1月12日 ~ 令和5年1月31日	配布:郵送 回収:郵送、イン ターネット	312	173	55.5%
6 高齢者保健福祉の推進 に関する調査 【介護サービス事業運営法 人】	介護サービス事業 運営法人	令和5年1月12日 ~ 令和5年1月31日	配布:郵送 回収:郵送、イン ターネット	82	59	72.0%

ヒアリング調査

計画の策定の参考とするため、地域包括支援センター、介護支援専門員を対象に、グループインタビュー形式で、日常生活圏域別の高齢者の現状、介護サービスの利用の特徴やニーズなど、アンケートでは掘り下げられない実態及び課題について意見を聞きました。

図表:ヒアリング調査の実施概要

調査対象	調査実施時期	調査方法	参加者数
地域包括支援センター	令和5年4月11日	グループインタビュー形式	5名
介護支援専門員	令和5年4月19日	グループインタビュー形式	9名

(5) 第9期計画のポイント

国は、第9期計画のポイントを次のようにまとめています。本計画の策定にあたっては、この国の考え方を踏まえつつ、本市の現状、課題を整理し、取組みの方向性を定めることとします。

図表:第9期計画のポイント(令和5年7月10日 社会保障審議会介護保険部会(第107回)資料より抜粋) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて質の高い医療・介護を効率的に提供するため の基盤整備、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現 場の生産性向上について求められています。

見直しのポイント

1.介護サービス基盤の計画的な整備

地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが重要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供 する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、 サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居 宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進 することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実
- 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み

地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整 備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介 護情報基盤を整備

保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組みの重点化・内容の充実・見える化
- 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
 - ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外 国人材の受入環境整備などの取組みを総合的に実施
 - ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護サービス事業者 の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
 - ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

(6)計画策定に当たって念頭に置く考え方

地域共生社会

「地域共生社会」は、子ども・高齢者・しょうがい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを 共に創り、高め合うことができる社会です。地域共生社会の実現には、支え手側と受け手側に分かれる のではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニ ティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が 必要です。



出典:厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ(概要)(令和元年12月26日)

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会の仕組みが「地域包括ケアシステム」です。今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、令和 22 年 (2040 年)を見据えて、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが求められています。

(7)日常生活圏域の設定

介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続することができるようにするため、市内を日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域の基盤整備を進めていくこととなっています。この日常生活圏域は、介護保険法第 117 条第2項に「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」として示され、保険者ごとに定めることとされています。

本市では、見守りや生活支援の体制づくりの観点とサービス基盤の状態を踏まえ、歩いて移動できる範囲できめ細かな地域と、介護・医療等の社会サービス拠点や事業が効果的に展開される地域が、重層的につながりあう姿を念頭に置き、これらが有効に機能するよう、行政や介護サービス事業者が基盤の整備や活動を展開する区域として市域全体に 10 の日常生活圏域(以下「圏域」とする。)を設定しています。

図表:日常生活圏域

圏域の名称	地域づくり協議会区域
南長浜圏域	長浜まちなか地域、六荘地域、西黒田地域、神田地域
神照郷里圏域	南郷里地域、神照地域、北郷里地域
浅井圏域	湯田地域、田根地域、下草野地域、七尾地域、上草野地域
びわ圏域	びわ地域
虎姫圏域	虎姫地域
湖北圏域	小谷地域、速水(こほく)地域、朝日地域
高月圏域	高月地域
木之本圏域	杉野地域、高時地域、木之本地域、伊香具地域
余呉圏域	余呉地域
西浅井圏域	西浅井地域

第2章 高齢者を取り巻く現状

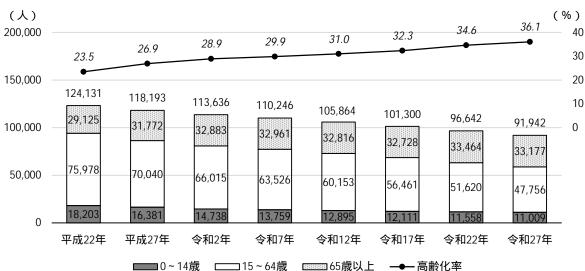
1 高齢者人口

(1)高齢者人口の推移と人口構造

本市の高齢者人口はこれまでは増加傾向にあり、令和4年には33,000人を超えています。高齢化率は28.9%となっており、滋賀県の水準(26.3%)に比べて高くなっています。令和22年にかけては、年少人口、生産年齢人口の減少、高齢者人口の横ばいにより、高齢化率は一貫して増加することが見込まれ、令和27年に至って、高齢者人口が減少に転じるものと見込まれています。

高齢者人口に占める前期高齢者(65歳~74歳)・後期高齢者(75歳~)の割合をみると、令和12年には高齢者のうち後期高齢者の割合が6割を超える水準になりますが、令和27年には約58%と、令和7年水準に落ち着くものと見込まれています。

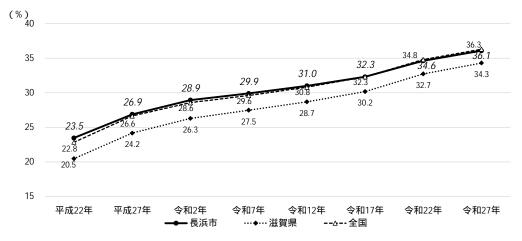
図表:人口(3区分)と高齢化率の推移



出典:平成22年、平成27年、令和2年は総務省「国勢調査」

令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

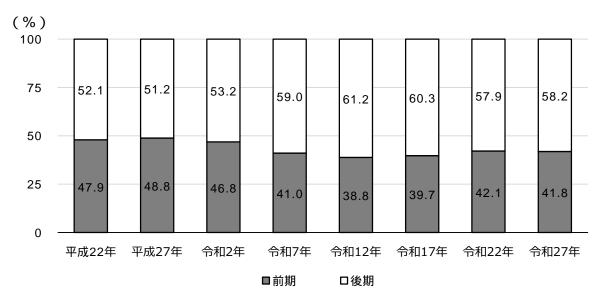
図表:高齢化率の推移(全国・滋賀県との比較)



出典:平成22年、平成27年、令和2年は総務省「国勢調査」

令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

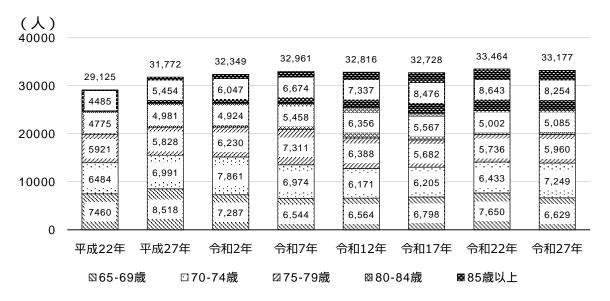
図表:前期・後期高齢者の人口比の推移



出典:平成22年、平成27年、令和2年は総務省「国勢調査」

令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

図表:高齢者人口(5歳階級別)の推移



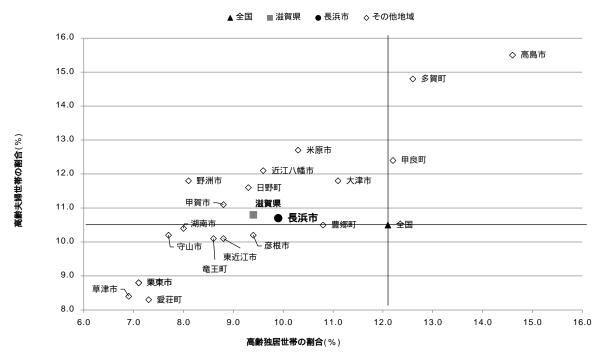
出典:平成22年、平成27年、令和2年は総務省「国勢調査」

令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

(2)高齢者世帯の状況

本市の高齢独居世帯の割合は、令和2年で9.9%、高齢夫婦世帯の割合は10.7%となっています。全国と比べ、高齢夫婦世帯の割合が若干高く、高齢者独居世帯の割合は低くなっています。

図表:高齢独居・夫婦 世帯の割合(全国・滋賀県・県内市町との比較)



注釈:時点は、令和2年(2020年) 出典:総務省「令和2年国勢調査」

2 介護保険の被保険者、認定者の状況

(1) 要介護(要支援)認定者数と認定率の推移

要介護(要支援)認定者数は、平成29年3月末で、前年同期に比べ、少し減少しましたが、以降は一貫して増加しています。

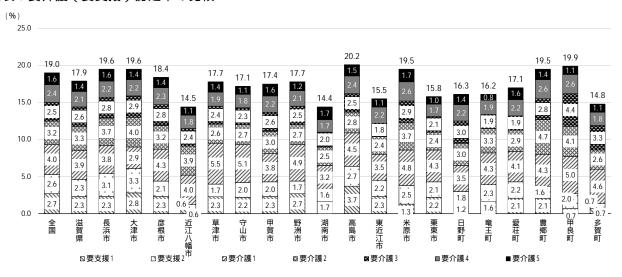
認定率(要支援・要介護認定者の人数を第1号被保険者で割った値)の推移を全国、滋賀県内の市町と比較すると、市町の中では、認定率が高いグループに位置しています。全国と比べて、要支援2、要介護2、3はやや高い状況ですが、大きな差異はありません。

(人) 7,000 6,431 6.456 6,314 6.100 6,020 5,898 5.889 586 571 5.760 564 6,000 5.523 556 5,354 553 550 558 5,000 **** 986 958 986 943 972 978 967 4,000 984 989 **** 937 1,246 1,284 1.251 1,257 1.210 3,000 1.205 1,215 1.191 1.127 985 1 298 1,254 1,186 1,156 2.000 985 1,092 1.032 906 915 991 900 MAN 993 941 966 1,000 924 891 963 876 894 804 684 659 515 510 587 603 462 427 484 \$ 522 } 473 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 今和2年 今和3年 今和4年 3月末 □要支援2 図要介護1 図要介護2 ■要介護5 ☑要支援1 ■要介護3 ■要介護4

図表:要介護(要支援)認定者数の推移

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

図表:要介護(要支援)認定率の比較



注釈:時点は、令和4年(2022年)

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和4年度は「介護保険事業状況報告」月報)

(2) 年齢階層別要支援·要介護認定者出現率

年齢階層別の要支援・要介護認定者をみると、年齢の上昇に伴って、出現率は大きく増加する傾向が みられます。

図表:年齢階層別要支援・要介護認定者出現率

(単位:人)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	1号被保 険者数	出現率
第1	号被保険者	769	996	1,291	1,217	927	737	560	6,497	33,266	19.5%
	65~69歳	30	25	30	42	17	23	18	185	15,040	4.3%
	70~74歳	52	82	84	95	51	50	53	467	7 15,040	4.3%
	75~79歳	102	118	149	121	67	62	49	668	11 560	17.2%
	80~84歳	210	218	294	231	153	120	95	1,321	11,568	17.2%
	85~89歳	236	315	385	320	241	164	120	1,781	6,658	57.9%
	90歳以上	139	238	349	408	398	318	225	2,075	0,000	37.9%
第2	号被保険者	10	27	12	26	15	15	17	122		
合計	t	779	1,023	1,303	1,243	942	752	577	6,619		

注釈:出現率は、第1号被保険者の要支援・要介護認定者の人数を第1号被保険者で割った値

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(令和5年3月末)

3 介護保険事業の現状

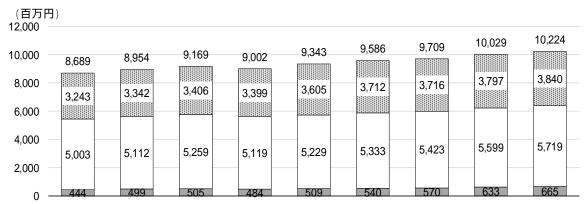
(1)介護給付費の推移

本市の介護保険のサービス給付額の推移は、増加傾向となっています。

居住系サービス、在宅サービス、施設サービスの内訳でみると、平成 28 年度以降すべての種別で一貫して増加しています。

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、その他の内訳でみると、地域密着型サービスは、一貫して増加しています。一方、居宅サービスと施設サービスは、平成 28 年度に少し減少しましたが、その後は増加傾向となっています。

図表:介護給付費の推移(居住系サービス・在宅サービス・施設サービスの別)



平成25年度平成26年度平成27年度平成28年度平成29年度平成30年度 令和1年度 令和2年度 令和3年度

■居住系サービス □在宅サービス 圏施設サービス

(単位:千円)

	,								
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
総給付費	8,689,414	8,953,665	9,169,204	9,001,899	9,342,651	9,586,029	9,708,547	10,028,975	10,223,581
居住系サービス	443,995	499,368	504,554	484,246	509,041	540,357	569,555	633,345	664,655
在宅サービス	5,002,551	5,112,175	5,258,739	5,119,132	5,228,775	5,333,481	5,423,373	5,598,721	5,719,076
施設サービス	3,242,867	3,342,122	3,405,911	3,398,521	3,604,834	3,712,191	3,715,619	3,796,909	3,839,850

注釈:居住系サービス:特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

在宅サービス: 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(老健)、短期入所療養介護(病院等)、福祉 用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援・居宅介護支援

施設サービス:介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療 施設

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

図表:介護給付費の推移(居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの別)

(百万円) 12,000 10,224 10,029 9,709 9,586 9.343 10,000 9,169 9,002 8,954 8,689 3,635 3,595 8,000 3,523 3,530 3,312 3,455 3,253 3,298 3,164 6,000 1,389 1,447 1,343 888 1,302 1,200 864 832 1,153 4,000 5.142 5,045 4,969 4,694 4,837 4,688 4,755 4,843 4,551 2,000 0

平成25年度平成26年度平成27年度平成28年度平成29年度平成30年度令和元年度 令和2年度 令和3年度 電居宅サービス □地域密着型サービス ®施設サービス

(百万円)

										(日万円)
区分	種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	訪問介護	675	690	751	737	772	778	799	865	890
	訪問入浴介護	101	98	92	97	100	85	81	82	85
	訪問看護	231	250	276	293	327	364	385	395	404
	訪問リハビリテーション	3	4	5	5	8	8	10	12	14
	居宅療養管理指導	18	20	24	29	31	34	37	45	52
居	通所介護	1,916	1,985	2,011	1,625	1,630	1,622	1,599	1,673	1,655
宅サ	通所リハビリテーション	265	251	242	273	305	321	339	332	312
ĭ	短期入所生活介護	456	465	453	415	400	394	400	409	415
Ľ	短期入所療養介護	63	77	85	90	96	94	103	103	127
ス	福祉用具貸与	306	307	315	324	329	341	360	393	415
	福祉用具購入費	15	15	17	13		16	15	18	20
	住宅改修費	51	47	45	41	39	40	40	37	43
	特定施設入居者生活介護	92	114	114	94	105	106	110	101	106
	介護予防支援・居宅介護支援	502	513	539	516	533	553	563	580	602
	小計	4,694	4,837	4,969	4,551	4,688	4,755	4,843	5,045	5,142
	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	4
地	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
域	地域密着型通所介護	0	0	0	270		273	314	293	282
密着	認知症対応型通所介護	210	201	212	188		167	150	134	128
型型	小規模多機能型居宅介護	191	189	192	204	171	189	174	185	217
サ	認知症対応型共同生活介護	348	381	388	388	402	432	457	531	556
Ì	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	5	3	3	3	2	2	2	2
Ľ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	79	89	94	100	149	183	192	202	205
ス	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	22	55	53	42	52
	小計	832	864	888	1,153	1,200	1,302	1,343	1,389	1,447
施	介護老人福祉施設	1,862	1,923	1,922	1,933	2,046	2,124	2,153	2,178	2,193
	介護老人保健施設	1,214	1,224	1,280	1,259	1,302	1,313	1,291	1,340	1,352
	介護療養型医療施設	88	106	110	107	107	93	35	5	2
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	44	72	88
ス	小計	3,164	3,253	3,312	3,298	3,455	3,530	3,523	3,595	3,635
	計	8,689	8,954	9,169	9,002	9,343	9,586	9,709	10,029	10,224

注釈: 居宅サービス: 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、特定施設入居者生活介護、介護、介護予防支援・居宅介護支援

地域密着型サービス:定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護を 人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

施設サービス:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(2)第1号被保険者1人あたりの給付

第1号被保険者1人あたり保険給付月額は、全国や滋賀県の平均よりも高い水準で推移しています。 一方で、第1号保険料月額は、第7期の保険料月額が据え置かれている状況にあります。

サービス種類別にみると、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護などは、全国や滋賀県平均に比べ高い水準となっています。

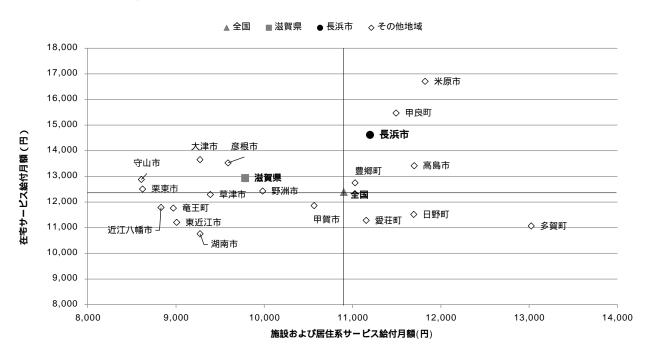
■ 第1号被保険者1人あたり保険給付月額 ● 第1号保険料月額 - - - 必要保険料月額 6,570 6,570 6,570 30,000 7,000 5,973 6,127 6,127 5,784 6,014 6,014 6,000 25,000 6,138 6,241 6,18 $\widehat{\mathbf{E}}$ 5,893 5,970 5,000 € **保険給付月額**(20,000 4,000 15,000 3,000 10,000 2,000 25.820 23,291 22,7 5.000 25,569 1,000 22,25 22,860 22,34 21,800 25,137 0 0 R4/2 R4/11 R4/2 R4/11 R2 R4/2 R4/11 全国 滋賀県 長浜市

図表:第1号被保険者1人あたり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額

注釈:時点は令和2年(2020年)、令和3年(2021年)、令和4年(2022年)

出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および介護保険事業計画報告値 Rx/Mと表示されている年度は、M月サービス提供分までの数値を用いて、当該年度の指標値を算出しています。

図表:第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス)と第1号被保険者1人あたり給付月額(施設および 居住系サービス)の分布

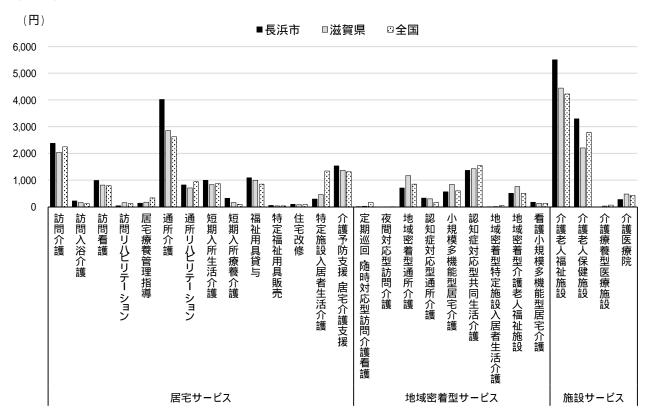


注釈:時点は令和4年(2022年)

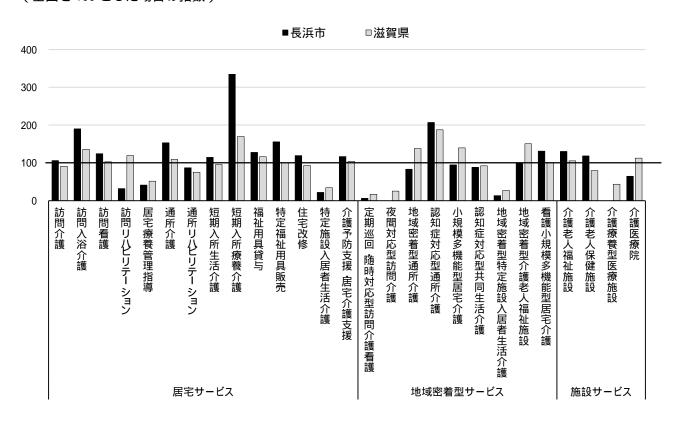
出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

第1号被保険者1人あたり給付月額(サービス種類別)

(実数)



(全国を 100 とした場合の指数)



区分	サービス種類	実数(性・全	丰齢別調整前)	単位∶円	指数(全国 = 100とした場合)		
区方	リーと人種類	全国	滋賀県	長浜市	滋賀県	長浜市	
	訪問介護	2,245	2,039	2,379	91	106	
	訪問入浴介護	118	160	224	136	190	
	訪問看護	794	814	987	103	124	
	訪問リハビリテーション	129	154	41	119	32	
	居宅療養管理指導	338	174	139	51	41	
居宅	通所介護	2,625	2,858	4,021	109	153	
サ	通所リハビリテーション	942	709	821	75	87	
I ビ	短期入所生活介護	869	831	997	96	115	
ス	短期入所療養介護	96	163	321	170	334	
	福祉用具貸与	853	993	1,090	116	128	
	特定福祉用具販売	34	34	53	100	156	
	住宅改修	83	77	99	93	119	
	特定施設入居者生活介護	1,343	460	293	34	22	
	介護予防支援·居宅介護支援	1,315	1,367	1,534	104	117	
	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	162	27	10	17	6	
地	夜間対応型訪問介護	8	2	-	25	-	
域	地域密着型通所介護	848	1,168	707	138	83	
密着	認知症対応型通所介護	160	300	331	188	207	
型	小規模多機能型居宅介護	598	836	566	140	95	
t I	認知症対応型共同生活介護	1,548	1,424	1,368	92	88	
ビス	地域密着型特定施設入居者生活介護	45	12	6	27	13	
^	地域密着型介護老人福祉施設	507	763	507	150	100	
	看護小規模多機能型居宅介護	135	135	177	100	131	
施設	介護老人福祉施設	4,220	4,447	5,504	105	130	
Ħ	介護老人保健施設	2,785	2,207	3,297	79	118	
I ビ	介護療養型医療施設	69	30	-	43	-	
ス	介護医療院	425	478	274	112	64	

注釈:時点は令和4年(2022年)

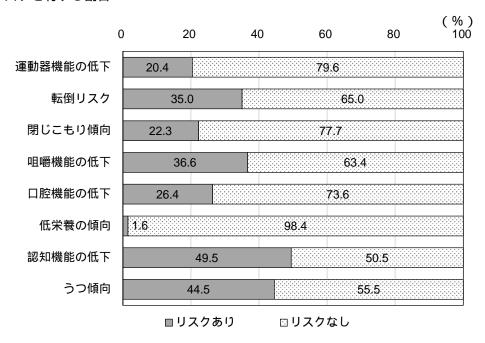
出典:以上、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

4 アンケート調査の結果概要

(1)リスクを有する高齢者の割合

認知機能の低下リスク、うつ傾向のリスクを有する方の割合が4割を超えており、比較的高い状況にあります。一方で低栄養の傾向のリスクは、ほぼリスクなしという状況にあります。

図表:各種リスクを有する割合



注釈: 各リスクとも無回答を除く集計結果

出典:高齢者実態調査

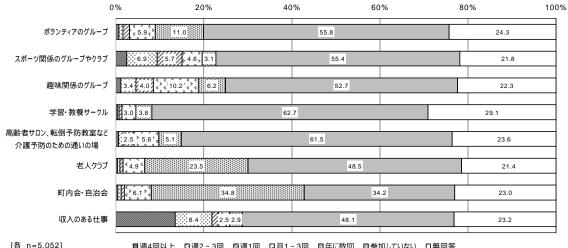
(2)地域活動への参加の動向

地域活動への参加状況をみると、コロナ禍の影響もあり、全般に参加していないとする割合が高くなっています。老人クラブや町内会・自治会などは、比較的参加の割合が高くなっていますが、頻度としては「年に数回」の割合が高く、頻度が高いものは「収入のある仕事」であり、他に「スポーツ関係のグループやクラブ」となっています。

地域住民の有志の健康づくりや趣味のグループ活動への参加意向では、「是非参加したい」と「参加してもよい」という人を併せて、約6割が参加意向を持っています。一方で、「参加したくない」とする割合は約3割あり、参加したいと思えるきっかけとしては「自身の健康状態が良くなること」や「関心が持てる活動があること」などとなっています。

高齢者福祉センターで、どのような講座等があったら参加したいかを尋ねたところ、「映画鑑賞」、「脳トレ・認知症予防」、「健康づくり講座」が比較的高くなっています。

図表:地域活動等への参加状況



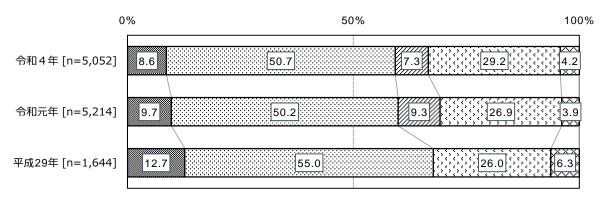
[各 n=5,052] 図週4回以上 □週2~3回 図週1回 □月1~3回 図年に数回 □参加していない □無回答

(単位:%)

	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加していない	無回答
ボランティアのグループ	0.8	0.9	1.5	5.9	11.0	55.8	24.3
スポーツ関係のグループやクラブ	2.5	6.9	5.7	4.6	3.1	55.4	21.8
趣味関係のグループ	1.1	3.4	4.0	10.2	6.2	52.7	22.3
学習・教養サークル	0.4	0.4	0.7	3.0	3.8	62.7	29.1
高齢者サロン、転倒予防教室など介護予防のための通いの場	0.7	1.0	2.5	5.6	5.1	61.5	23.6
老人クラブ	0.4	0.6	0.7	4.9	23.5	48.5	21.4
町内会·自治会	0.5	0.8	0.7	6.1	34.8	34.2	23.0
収入のある仕事	13.5	8.4	1.5	2.5	2.9	48.1	23.2

出典:高齢者実態調査

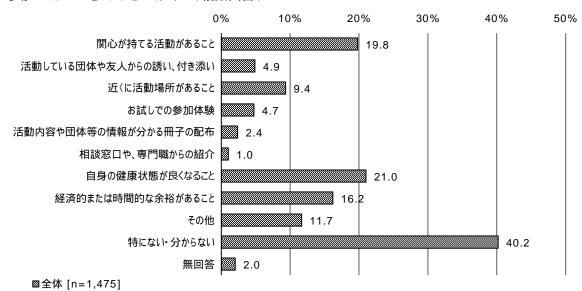
図表:地域住民の有志の健康づくりや趣味のグループ活動への参加意向



図是非参加したい □参加してもよい □既に参加している □参加した〈ない □無回答

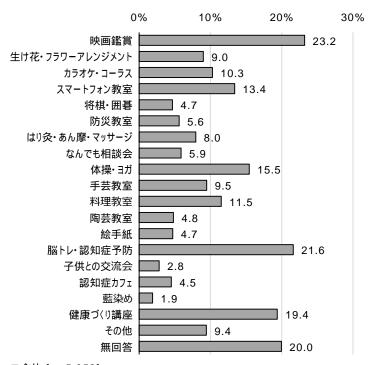
出典:高齢者実態調査

図表:参加したいと思えるきっかけ 〔複数回答〕



出典:高齢者実態調査

図表:高齢者福祉センターで参加したい講座等〔複数回答〕



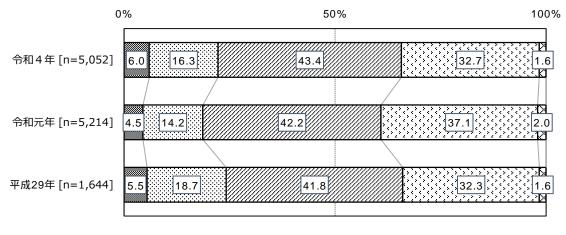
□全体 [n=5,052]

出典:高齢者実態調査

(3)外出について

外出の頻度は、「週2~4回」が43.4%で最も多く、次いで「週5回以上」(32.7%)、「週1回」(16.3%) となっています。昨年とくらべると「とても減っている」と「減っている」を併せて、3割強の人が、 減ったとしています。

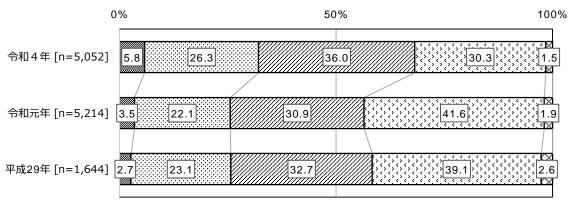
図表:外出の頻度



図ほとんど外出しない □週1回 □週2~4回 □週5回以上 □無回答

出典:高齢者実態調査

図表:昨年と比べての外出の回数



■とても減っている □減っている □あまり減っていない □減っていない □無回答

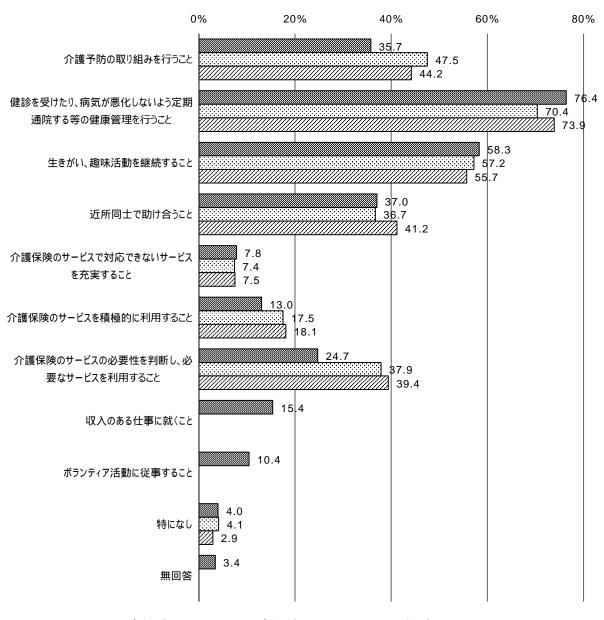
出典:高齢者実態調査

(4)今後の生活について

高齢になっても自立した生活を送るために必要なことは、「健診を受けたり、病気が悪化しないよう定期通院する等の健康管理を行うこと」(76.4%)が最も多く、次いで「生きがい、趣味活動を継続すること」(58.3%)、「近所同士で助け合うこと」(37.0%)、「介護予防の取組みを行うこと」(35.7%)となっています。

また、介護が必要になった場合、どのようにして生活を送りたいかということについては、「在宅で、 訪問介護や通所介護などの介護保険のサービスのみを利用して生活したい」が最も多くなっています。 在宅生活の継続に必要な支援・サービスは、高齢者実態調査では、病院等への送迎や除雪、雪下ろし などが多く、在宅介護実態調査でも外出同行、移送サービスなど移動に係る支援・サービスが多くなっています。

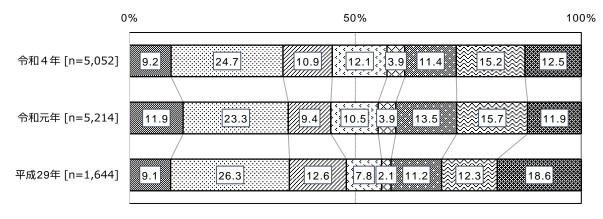
図表:高齢になっても自立した生活を送るために必要なこと〔複数回答〕



図令和4年 [n=5,052] □令和元年 [n=5,214] □平成29年 [n=1,644]

出典:高齢者実態調査

図表:介護が必要となった場合の送りたい生活



- 図在宅で、自分の役割をもって住民主体によるサービスを利用して生活したい
- □在宅で、訪問介護や通所介護などの介護保険のサービスのみを利用して生活したい
- ☑在宅で、住民主体によるサービスと介護保険のサービスを併用して生活したい
- □特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所したい
- 図住みやすい住宅に転居したい
- 図家族の家で同居生活をしながら家族の介護を受けたい
- □ わからない
- ■無回答

出典:高齢者実態調査

図表:在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス〔複数回答〕

【高齢者実態調査】 【在宅介護実態調査】 20% 40% 0% 20% 40% 20.6 地域の見守り 27.5 調理 11.8 買い物の支援 27.5 部屋や庭の掃除 11.0 掃除·洗濯 19.2 ゴミ出し 13.8 買い物(宅配は含まない) 13.9 配食サービス 16.5 ゴミ出し 12.4 サロン等地域住民の交流の場 11.0 外出同行(通院、買い物など) 24.9 相談窓口 9.9 移送サービス(介護・福祉タクシー等) 24.9 往診 19.7 見守り、声かけ 17.2 病院等への送迎 34.4 サロンなどの定期的な通いの場 11.4 除雪、雪下ろし 34.5 その他 4.8 その他 2.1 23.9 特になし 25.0 無回答 6.4 無回答 12.6 ■全体 [n=5,052] ■全体 [n=603]

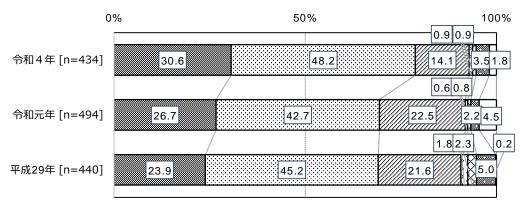
出典:高齢者実態調査、在宅介護実態調査

(5)介護の状況

主な介護者は、「子」が半数近くあり、次いで「配偶者」が3割程度となっています。

介護者が介護をする上で困っていることは、「精神的負担が大きい」が最も高く、次いで「自分の自由な時間がない」「介護が必要な方を残して外出できない」などとなっています。また、生活を継続するにあたり、介護者が不安に感じる介護は、「認知症の症状への対応」「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」が高くなっています。

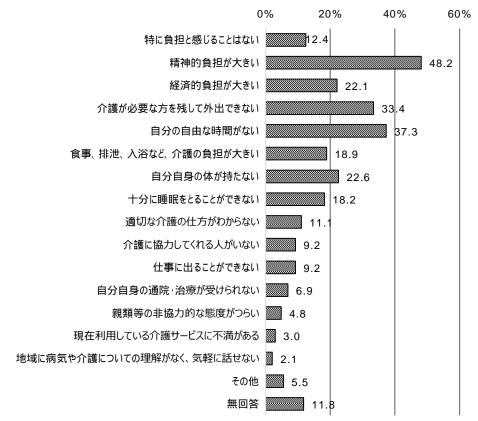
図表:主な介護・介助者



図配偶者 □子 □子の配偶者 □孫 □兄弟·姉妹 図その他 □無回答

出典:在宅介護実態調査

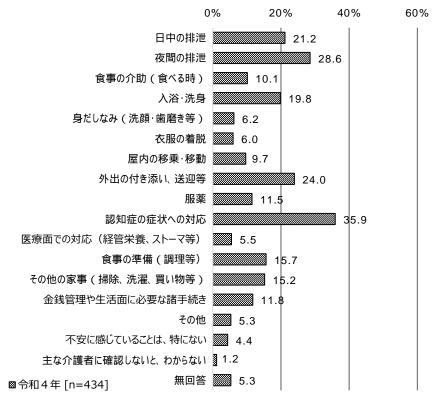
図表:介護をする上で困っていること[複数回答]



圖令和4年[n=434]

出典:在宅介護実態調査

図表:生活を継続するにあたり、介護者が不安に感じる介護 [複数回答]

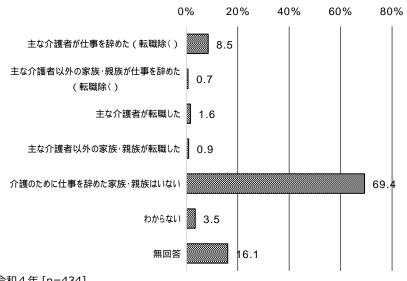


出典:在宅介護実態調査

介護を主な理由として過去1年の間に仕事を辞めた方がいると回答した方は、主な介護者で1割弱となっています。一方、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」とする割合は7割近くなっています。

仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援については、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「労働時間の柔軟な選択」「介護をしている従業員への経済的な支援」などが、比較的多くなっています。

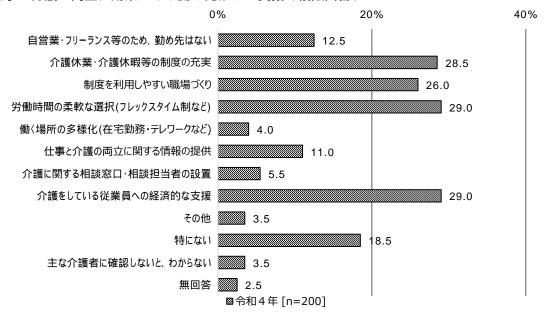
図表:介護離職の経験(過去1年間)[複数回答]



圖令和4年[n=434]

出典:在宅介護実態調査

図表:仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援〔複数回答〕



出典:在宅介護実態調査

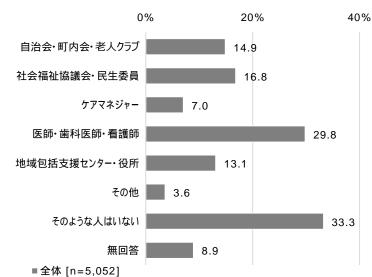
(6)相談相手・相談先について

一般高齢者の人に家族や友人、知人以外の相談相手を聞いたところ、「医師・歯科医師・看護師」とする回答が約3割となっていますが、「地域包括支援センター・役所」は1割強にとどまっています。

在宅介護実態調査で介護者の人が介護の悩みを相談できる人を聞いたところ、「ケアマネジャー(介護支援専門員)」と「家族」が約6割と高くなっていますが、「地域包括支援センター」との回答は1割にとどまっています。

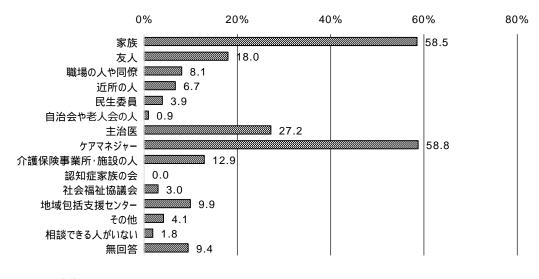
地域包括支援センターの利用については、「相談ごとなどで利用したことがある」が13.8%と、前回調査(12.0%)に比べ、2%近く上昇しています。一方で、「センターのことを知らない」とする割合は39.5%で、前回調査(40.9%)とほぼ同水準の状況にあります。

図表:家族や友人、知人以外の相談相手〔複数回答〕



出典:高齢者実態調査

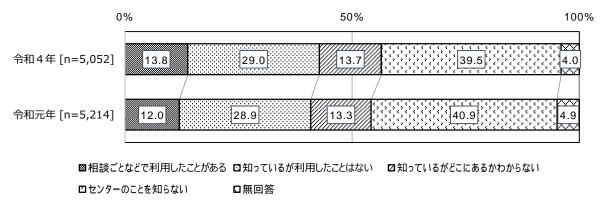
図表:介護者の人が介護の悩みを相談できる人〔複数回答〕



図全体 [n=434]

出典:在宅介護実態調査

図表:地域包括支援センターの認知度・利用状況

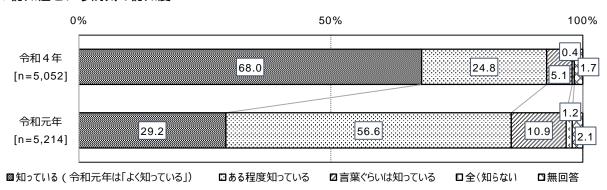


出典:高齢者実態調査

(7)認知症という病気の認知度について

認知症という病気について「知っている」とする高齢者の人は7割近く、ある程度知っているとする 人と併せると、9割を超える人が知っているとされています。

図表:認知症という病気の認知度



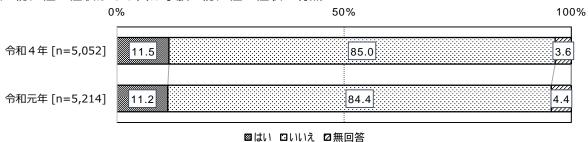
出典:高齢者実態調査

(8)認知症の症状の状況:相談先

自分または家族に認知症の症状がある人がいるとする割合は1割程度となっています。

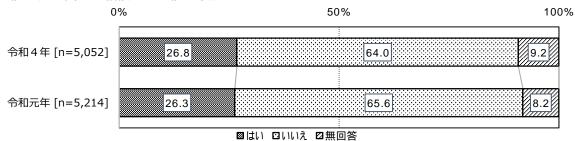
認知症に関する相談窓口を知っているとする人の割合は、約27%となっています。身近な人に認知症の疑いがあるときの相談先としては、「病院」が4割強あり、次いで「地域包括支援センター」が3割強となっています。一方、どこに相談したらよいかわからない人も1割程度となっています。

図表:認知症の症状がある又は家族の認知症の症状の有無



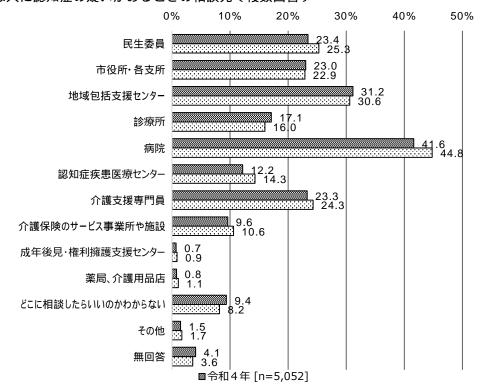
出典:高齢者実態調査

図表:認知症に関する相談窓口の認知状況



出典:高齢者実態調査

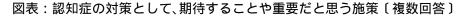
図表:身近な人に認知症の疑いがあるときの相談先〔複数回答〕

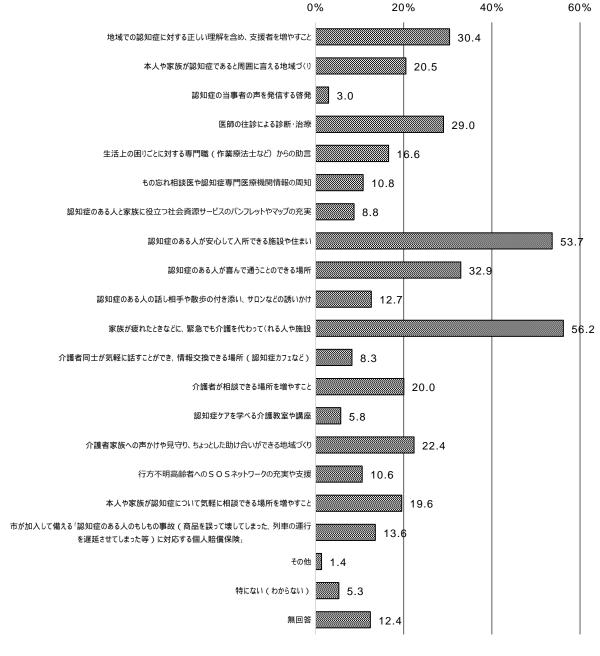


出典:高齢者実態調査

(9)市の認知症の対策として、期待することや重要だと思われる施策

主な介護者の方が、本市の認知症の対策として、期待することや重要だと思われる施策は、「家族が疲れたときなどに、緊急でも介護を代わってくれる人や施設」や「認知症のある人が安心して入所できる施設や住まい」となっています。





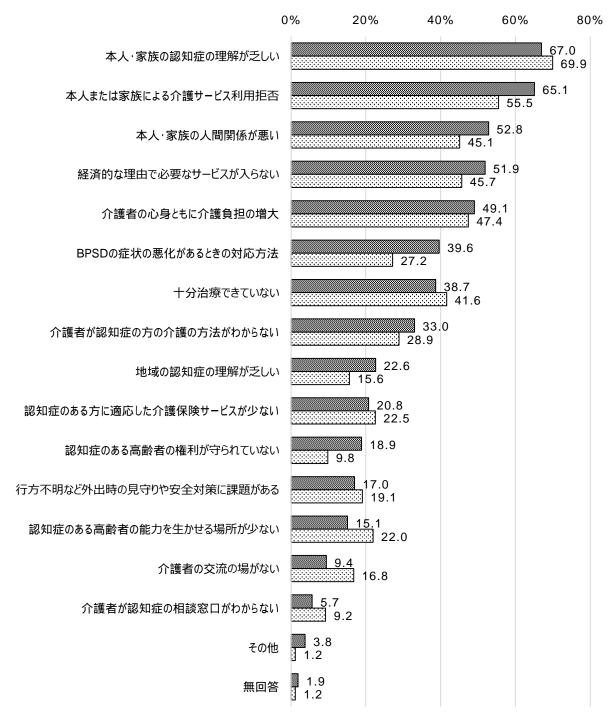
図全体 [n=434]

出典:在宅介護実態調査

(10)認知症の支援にあたり支援困難と感じる事例

認知症の支援にあたり困難と感じる事例は、介護支援専門員、訪問看護師とも、「本人・家族の認知症の理解が乏しい」が7割弱であり、次いで「本人または家族による介護サービス利用拒否」となっています。

図表:認知症の支援にあたり困難と感じる事例



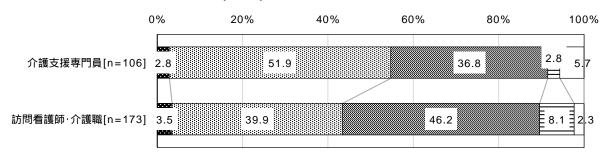
圖介護支援専門員[n=106] □訪問看護師·介護職 [n=173]

出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査(介護支援専門員用)高齢者保健福祉の推進に関する調査(訪問看護師・介護職用)

(11)認知症支援における関係者・関係機関との連携

認知症支援における医療機関(医師)との連携状況は、介護支援専門員調査では、できているとする割合が5割を超えています。また、訪問看護師・介護職調査では、4割強でできているとなっています。

図表:認知症の支援での医療機関(医師)との連携



■できている 図ほぼできている 図あまりできていない □できていない □無回答

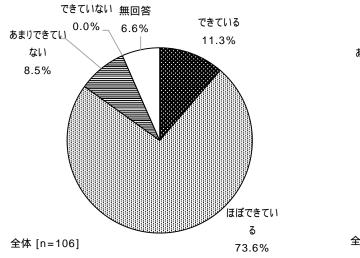
出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査(介護支援専門員用)高齢者保健福祉の推進に関する調査((訪問看護師・介護職用)

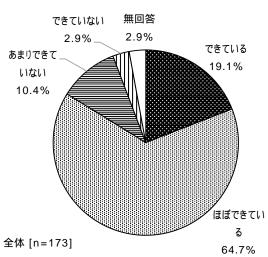
介護関係者との連携状況については、介護支援専門員調査では、できているとする割合が8割を超えています。また、訪問看護師・介護職調査でのケアマネジャー(介護支援専門員)との連携においてもできているとする割合は8割を超えています。

図表:認知症の支援での連携

(介護関係者との連携)【介護支援専門員】

(ケアマネジャーとの連携)【訪問看護師・介護職】





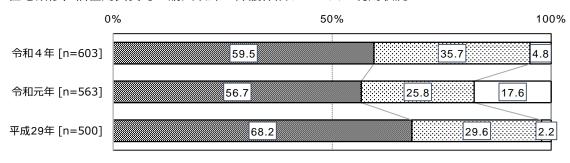
出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査(介護支援専門員用)、高齢者保健福祉の推進に関する調査((訪問看護師・介護職用)

(12)住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスの利用状況

在宅介護実態調査において、介護保険サービスを「利用していない」とする割合は36%程度となってます。

理由として、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が5割程度と最も多くなっています。続いて「本人にサービス利用の希望がない」が約27%、「家族が介護をするため必要ない」が18%程度となっています。

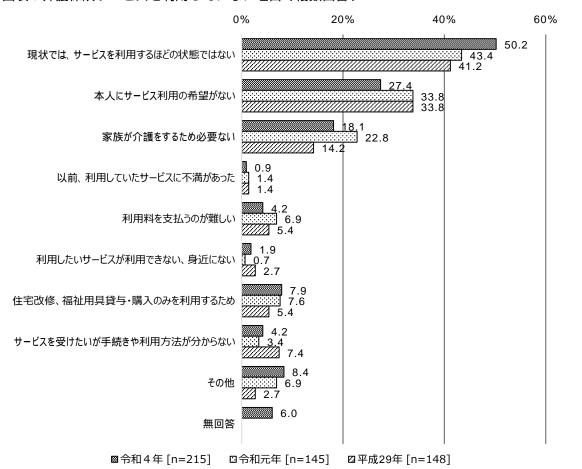
図表:住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスの利用状況



■利用している □利用していない □無回答

出典:在宅介護実態調査

図表:介護保険サービスを利用していない理由〔複数回答〕

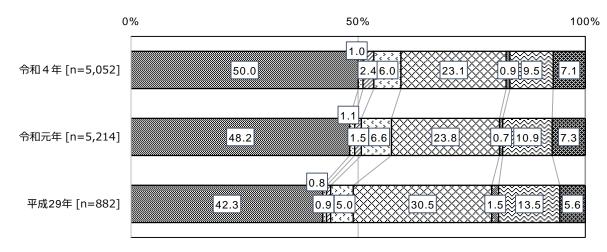


出典:在宅介護実態調査

(13)在宅医療・看取り

6か月以内に死期が迫っている場合、最期までの療養生活を送りたい場所は、「自宅」が半数を占め、次いで「病院などの医療機関」(23.1%)となっています。

図表:6か月以内に死期が迫っている場合、最期までの療養生活を送りたい場所



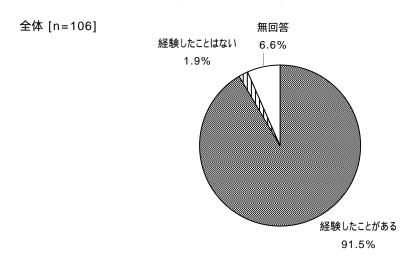
図自宅 □子どもなど親族の家 □高齢者向け住宅 □介護保険施設 □病院などの医療機関 図その他 □わからない 図無回答

出典:高齢者実態調査

介護支援専門員の、担当する利用者の看取り経験については、9割を超える人が経験したことがあるとなっています。

また、在宅医療・看取りの推進に必要なこととして、介護支援専門員調査、訪問看護師・介護職調査ともに、「医療職や介護サービス職などに向けた、在宅医療・看取りに関する情報提供」「家族の介護負担を軽減するための介護サービスの充実」「医療職や介護サービス職などの連携」となっています。

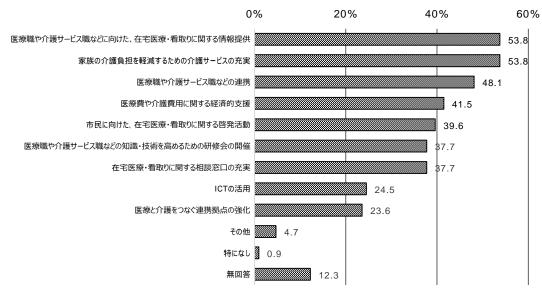
図表:担当する利用者の看取り経験(介護支援専門員)



出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査(介護支援専門員用)

図表:在宅医療・看取りの推進に必要なこと

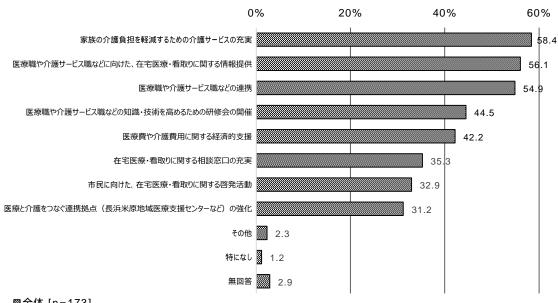
【介護支援専門員】



図全体 [n=106]

出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査(介護支援専門員用)

【訪問看護師・介護職】

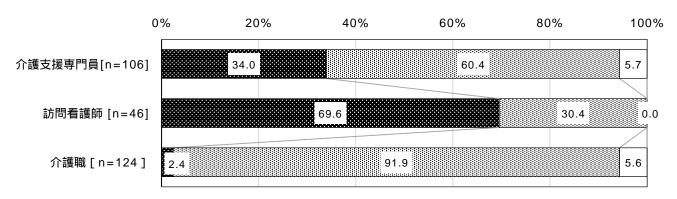


図全体 [n=173]

出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査((訪問看護師・介護職用)

多職種連携に関わる情報を共有するための、びわ湖あさがおネットの活用状況をみると、介護支援専門員調査では、3割を超える人が活用しているとなっています。また、訪問看護師・介護職調査では、訪問看護師の約7割が活用しているとする一方、介護職での活用は1割に満たない状況となっています。

図表:多職種連携に関わる情報を共有するためのびわ湖あさがおネットの活用について



■活用している □活用したことはない □無回答

出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査(介護支援専門員用)高齢者保健福祉の推進に関する調査(訪問看護師・介護職用)

(14)介護人材の確保

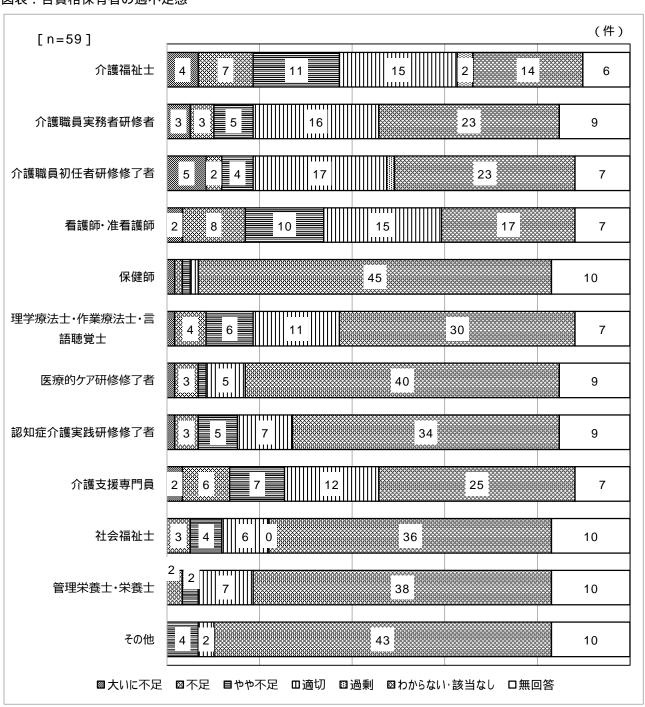
資格保有者ごとの過不足感では、「介護福祉士」「看護師・准看護師」「介護支援専門員」などに不足感があるとする事業所が比較的多くなっています。

職種の人材が不足している(退職者が多い)理由としては、給与面の待遇や精神的負担などが主な理由となっています。

外国人職員の採用に関する意向では、正規職員、非正規職員ともに「採用しておらず、今後募集する 予定はない」とする事業所が最も多くなっています。

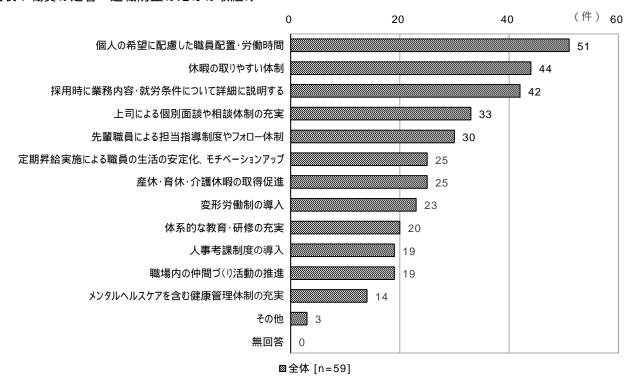
また、生産性向上のための取組みは、主には、「ICTの導入」となっています。

図表: 各資格保有者の過不足感



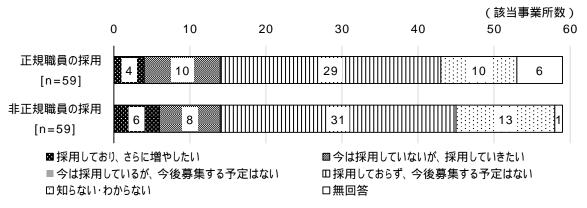
出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査(介護サービス事業運営法人用)

図表:職員の定着・退職防止のための取組み



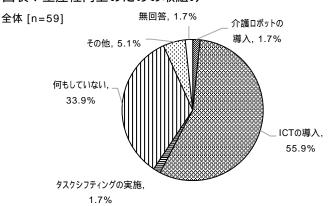
出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査(介護サービス事業運営法人用)

図表:外国人職員の採用状況



出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査(介護サービス事業運営法人用)

図表:生産性向上のための取組み



出典:高齢者保健福祉の推進に関する調査(介護サービス事業運営法人用)

()タスクシフティング

特定の職種から他の職種へ業務を移管 すること。例えば、身体的介護以外の 業務や介護専門職のサポート等の比較 的簡単な作業を行う、介護助手を活用 するなど。

5 第8期の取組みの現状と第9期に向けた課題の整理

第8期計画期間中の主な取組みの概況と、高齢者を取り巻く現状や、アンケート結果に基づく課題は次のとおりです。

1 地域福祉の推進

後期高齢者人口や要介護認定者数の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備が重要となってきています。

第8期においては、民生委員・児童委員や自治会等関係機関との連携により、普段からの見守り体制を構築するとともに、生活支援ボランティア団体による日常的な生活を支援する取組みを進めています。また生活支援コーディネーターを中心に、地域課題の解決を目指した取組みを協議する場を設けています。

ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加することから、これまで以上に、関係機関が連携するとともに、民間事業者を含めた多様な主体による様々なサービスをつなぎあわせ、「地域共生社会」実現の観点からも、地域住民一人ひとりが生きがいと役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことができる環境づくりを進めていく必要があります。

2 社会参加の促進

第8期の期間中には、コロナ禍の影響もあり、地域活動全般にわたって、参加していないとする人の割合が高くなっています。通いの場への参加も6割程度の人が参加していないとされる一方で、地域住民主体のグループ活動への参加については、約6割の人が、きっかけがあれば参加の意向を示しておられます。

従来型の通いの場への参加にとどまらず、いくつになっても生涯学習やスポーツに打ち込む人、雇用期間の延長で元気に働き続ける人など、高齢者のライフスタイルも多様化しており、さらにはIC T技術の進展により、人とのつながりの形、社会参加の形も多様になってきています。

第9期においては、これからの高齢者の生き方や価値観に合わせた社会参加を促す取組みを進めていく必要があります。

3 地域包括ケアシステムの推進

第8期においては、介護、医療、予防、生活支援、住まいを一体的に提供するため介護サービスの基盤整備、生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携等を中心にして、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

第9期計画期間には、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を含むことから、高齢者の相談体制や在宅医療・介護連携を充実させる必要があります。また複合的な福祉課題を有する世帯が増加する中、重層的支援体制による地域福祉との連携を継続して強化することが必要となっています。

4 健康づくり・介護予防と自立生活支援の推進

要介護状態に陥らないためには、健康づくり、疾病予防、フレイル防止、介護予防に取り組む必要があります。

令和3年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始し、後期高齢者医療制度、介護保険制度などの制度を越えた連携を行いながら、各種の医療データに基づき高齢者の自立した生活支援・生活習慣病等の重症化予防を支援しているところです。

介護予防については、健康づくりのための運動や交流の機会を増やすために、地域の転倒予防自主 グループやサロン等の通いの場の立ち上げや活動の支援をしています。

高齢者実態調査では、在宅での自立生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、「除雪・雪下ろし」、「病院等への送迎」、「買い物支援」が上位を占めています。在宅生活支援施策、介護予防事業に共通して、これまでの施策を継続するとともに、ICT技術の活用、民間事業者の参入・連携を図る視点が重要となってきています。

5 介護・福祉人材の確保・定着・育成

介護人材確保が大きな課題となっている中、事業所と求職者のマッチングを支援する福祉の職場説明会の開催、介護未経験者や外国人、高齢者が参入を図るための研修や補助金、他業界からの新規参入を促進する介護就職応援給付金などを実施しています。

アンケート調査では、「介護福祉士」「看護師・准看護師」「介護支援専門員」などに不足感があり、 給与面の待遇や精神的負担などが大きいことが、不足につながる主な理由となっています。

外国人職員については、正規職員、非正規職員ともに「採用していない」とする事業所が多い状況 にあります。

生産性向上のための取組みとしては、主には、「ICTの導入」となっています。

第9期においては、多様な人材の参入促進として、「職場説明会」の開催など、より効果的な事業実施に向け、開催方法や周知方法等を検討する必要があります。また外国人参入促進事業として事業所も外国人も情報を受け取りやすい方法での情報発信を行っていくことが必要です。

様々な参入支援や定着支援の補助金等制度を活用していただくために、制度の周知や情報提供を行い、制度利用を促進する必要があります。

介護・福祉人材育成に向けた支援では、引き続き、事業所の抱える課題等に応じた研修テーマを選定し、受講しやすい方法による研修開催等が必要です。

給与面の待遇改善は、介護報酬の改定により対応されているところではありますが、人材不足の状況に変わりはなく、事業所の人材確保や定着に向けた支援が引き続き求められます。

また、事業者同士の連携や情報の共有に係る支援、ICTの工夫で効率化が図れることについて周知・啓発が必要です。

6 認知症施策の推進

本市は、国の「認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)」に基づき、「長浜市オレンジプラン」という形で施策を推進してきました。

様々な取組みの結果、高齢者実態調査では、認知症という病気について「知っている」とする高齢者の割合が増加しました。引き続き、認知症のことを自分ごととして意識してもらうため、あらゆる 年齢層に対する周知啓発が必要です。 認知症のある人の社会参加や介護者の負担軽減のため、認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業や認知症おでかけあんしん保険を推進してきました。今後も、「認知症のある人とその家族にやさしいまち」になるように、「共生」と「予防」の視点での取組みが必要です。

なお、第9期の期間においては、国の「認知症施策推進大綱」の中間評価を踏まえた施策の推進とともに、令和5年に「認知症基本法」が成立したことから、今後の施行に向けて国が策定する「認知症施策推進基本計画」の内容も踏まえた施策推進、とりわけ、認知症のある人やその家族の声を聴いた施策づくりが必要となっています。

7 介護サービスの確保・推進

必要となる介護サービスの確保及び、健全で持続可能な介護保険事業運営を推進するため、地域密着型サービス施設の整備、中山間地域でサービス提供を行う事業者の支援、介護サービス事業所との連携、介護給付の適正化に取り組みました。

各サービスの給付や総合事業はコロナ禍で見込みが立てにくくなっていましたが、介護保険サービスの利用傾向等を踏まえ必要な地域密着型サービス施設の整備を介護人材の不足状況を考慮しながら進めることが必要です。また、介護予防を推進することで、今後の保険料の上昇を抑制することも必要です。

さらに、今後においても適切な介護保険事業運営を進めていくため、継続的な介護サービス事業所 との連携や介護給付の適正化が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

長浜市総合計画では、めざすまちづくりのテーマの1つに「健康・福祉 ~ いきいきと温かく生きる ~ 」を掲げ、地域に暮らす全ての人が、生涯を通じて充実した生活を営むことができるよう、健康づく りや地域のなかで支え合う医療・福祉体制の充実を図るとしています。

少子高齢化がますます進行し、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の体制整備、地域の多様な主体がともに支え合う地域共生社会の実現が重要となります。

あわせて高齢者が自身の健康を意識し、健康づくりや介護予防に努め、また生きがいを持って社会で活躍し続けることも、自分らしくいきいきと暮らすために重要な視点と考えます。

このことから、だれもが、住み慣れた地域で健康で「いきいき」と暮らし、医療や介護が必要となっても、地域のつながりによる普段からの見守りや支え合いにより、また必要な福祉サービスや介護サービスの利用により「あたたかく」安心して暮らせる社会の実現を目指すという考え方のもと、第8期計画の基本理念を継承し、本計画における基本理念を次のとおり定めます。

みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち

2 計画の基本目標

基本理念の実現を目指して、次の5つの基本目標を設定して施策を推進します。

基本目標

地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進 認知症のある人が共生できる地域社会の推進 持続可能な介護保険制度の運営

地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備

高齢者をはじめ、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や関わりのある支援者、団体、企業などが相互に支え合うことのできる地域をともに創っていくことができる体制を整備します。

関係者・機関をつなぐネットワークの連携強化や地域福祉を支える担い手の育成、生活支援体制整備事業の充実など「地域で支えあう体制・ネットワークの強化」、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者の住まいの確保や災害時・緊急時の安全対策など「安心・安全な住まい・生活環境の整備」、誰もが気軽に立ち寄り交流を深め、孤立を防ぎ仲間や楽しみを見つけられる場所や機会の創設「地域の居場所づくり」に取り組みます。

市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

健康でいきいきとした生活を送るためには、市民一人ひとりが自分の健康状態を自覚し、主体的に健康づくりに取り組むこと、また他者や社会との関わりを継続することが重要です。健康づくりに取組みやすい環境整備を進め、健康寿命の延伸を目指し、いつまでも生きがい持って暮らせるまちづくりを目指します。

社会の中で役割を持ち、意欲的な社会参加を支援する「高齢者の活動支援・生きがいづくり」、介護予防の充実や病気等の重症化を予防する「健康づくり・介護予防・疾病等の重症化予防の推進」に取り組みます。

安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

高齢者が生活する場を自分で選び、人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び推進が必要です。実効性を高めるべく関係機関と連携し引き続き取組みを進めていきます。

高齢者の在宅生活の維持に向け、生活を支える様々なサービスの確保や在宅医療と介護の連携など「在宅生活を支えるサービスの充実」、地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センターの充実など「相談・支援体制の強化」、高齢者の人権を守るため、権利擁護の制度活用や高齢者虐待防止など「高齢者の人権尊重・保護」に取り組みます。

認知症のある人が共生できる地域社会の推進

認知症のある人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症基本法が令和5年6月に成立しました。常に認知症のある人の立場に立ち、認知症のある人及びその家族の意向の尊重に配慮することや認知症に関する国民の理解が深められること、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービスその他のサービスが提供されることなどが位置づけられています。本計画においても法令の趣旨に則り、認知症に対する知識の普及や認知症予防に向けた取組みなど「市民の理解促進」、早期発見・早期対応の体制づくりや介護者への支援など「必要な支援・サービスを受けられる体制の推進」、生活のあらゆる場面で障壁をなくす認知症バリアフリーや本人の意見等発信支援など「社会参加の促進」に取り組みます。

持続可能な介護保険制度の運営

後期高齢者人口が増加していく一方、それを支える現役世代は減少していくことが見込まれており、 介護サービス費の増大や介護人材不足が懸念されています。介護を担う人材の安定的な確保・育成や介 護職の負担軽減が重要であるとともに、保険者として介護保険制度の適切な運営が求められます。

介護保険制度についての周知・啓発の機会の確保など「市民の正しい制度理解の促進」、不足している介護人材の確保・定着、質の向上など「介護・福祉人材確保に向けた支援」、必要な介護サービスの確保やケアプランの点検・指導など「適切な介護サービスの確保・利用促進」に取り組みます。

3 施策の体系

基本目標	施策の方向性	基本施策		
		地域におけるネットワークの連携強化		
	地域で支えあう体制・ネットワー	地域福祉活動の担い手の育成		
地域のつながり	クの強化	生活支援体制整備の推進		
で支え合い、安		福祉意識の醸成と広報・啓発の充実		
心して暮らせる		宣松老の先近理接の方宝		
体制の整備	安心安全な住まい・生活環境の整備	高齢者の生活環境の充実		
		災害時・緊急時の安全対策の充実		
	地域の居場所づくり	地域の居場所の整備の推進		
	→ 歩 ヤ の ヾ チ サ ナ セ ・ ナ と い ご / 10	1 A 4 H D / [] / H		
市民が自身の健	高齢者の活動支援・生きがいづくり	社会参加の促進		
康を意識し、生き がいを持って暮	健康づくり、介護予防、疾病等の重	健康づくり・介護予防の推進		
らせるまちづくり	症化予防の推進	健康づくり・介護予防の取組みへの支援		
	 在宅生活を支えるサービスの充実	自立生活支援サービスの確保		
ウントマ芸させ	11七三石を文えるり ころの元文	在宅医療・介護連携の推進		
安心して暮らせ る地域包括ケア	相談・支援体制の強化	地域包括支援センターの充実		
システムの推進		権利擁護・成年後見制度の利用促進		
	高齢者の人権尊重・保護	高齢者虐待の防止と対応		
		同梱名だけりが正く対心		
	市民の理解促進	認知症に対する知識の普及と理解の促進		
認知症のある人		早期発見・早期対応のための体制の推進		
が共生できる地 域社会の推進	体制の推進	認知症のある人や介護者への支援の推進		
XI XI	社会参加等の支援	認知症バリアフリーの推進		
	∧ + # →= → 	介護人材の確保		
 持続可能な介護	介護・福祉人材確保に向けた支援 	介護人材の定着促進		
保険制度の運営		介護サービスの確保		
	適切な介護サービスの確保 			

4 ロジックモデル・アウトカム指標

施策体系は下記のロジックモデルの考え方に基づいて構成されています。ロジックモデルは、施策が目標とする成果を達成するに至るまでの「こうしたら(活動の結果 = アウトプット)」「こうなった (結果から得た成果 = アウトカム)」という論理的な関係を体系的に図式化したものです。「最終アウトカム」(目指す姿)から逆算し、その達成に至る過程の中間アウトカム、初期アウトカムと、その達成状況を評価するための中間アウトカム指標を下記の通り設定しました。アウトカムは一つの事業・施策の実施により達成されるものではなく、複数の事業・施策の結果として得られる姿を現します。 施策の展開で位置付けられている事業・施策を着実に推進し、結果として目指す姿を獲得できるように取り組みます。

最終アウトカム	指標
いきがいを持ち支え合いながら、	基本理念の実現に向かっていると回答する人の割合
安心して生活できるまち 長浜	現状値 58.4%(令和4年度)
	目標値 61.0%(令和7年度)
	【高齢者実態調査】

	アウトカム	
中間	初期	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
多れ、接のししたをしている。	地域のつながりの中で住民が主体となって支え合う風土が醸成さ 域を中心とした社会全体で支える体制が整備されている 多様なつながりで継続して支え合う仕組み・体制ができている 住み慣れた地域で安心して暮らせるための住まい・環境が整って いる 近くて気軽に集える、多様な地域の居場所がある 防、重症化予防等の取組みや社会参加の推進と自立生活支援サービ 輪を充実し、高齢者が生きがいを見つけ、できるだけ長く地域で自 いきいきとした生活が実現できている 生きがい・外出の楽しみがあり、社会の中で役割を持つ高齢者が 増える 介護予防、病気の重症化予防の取組みを行い、健康づくりへの意 識が高まって、取組みが継続できている 地域福祉ニーズや複雑・複合化する課題に対応すべく、医療・介護・ 住まい・生活支援が連携した地域包括ケアシステムが推進されてい	住民主体の活動にお世話役として参加している、参加したい、参加してもよいと思うと回答する人の割合現状値 50.3%(令和4年度)目標値 55.0%(令和7年度)【高齢者実態調査】 週に1回以上、外出していると回答する人の割合現状値 92.4%(令和4年度)目標値 95.0%(令和7年度)【高齢者実態調査】 生きがいありと回答する人の割合現状値 62.8%(令和4年度)目標値 65.0%(令和7年度)【高齢者実態調査】 地域包括支援センターを知っていると回答する人の割合現状値 56.5%(令和4年度)目標値 59.0%(令和7年度)【高齢者実態調査】
生活で	減できる仕組みが充実し、適切に提供されている 気軽に相談できて必要な支援につながる体制がある 高齢者の人権が尊重され、尊厳ある生活を守るための体制がある 」と「共生」の施策充実を図り、認知症のある人とともに安心してきる地域となっている 認知症の理解が市民の多くに浸透している 地域の身近なところで専門チーム等による必要な支援・サービスを受けられる体制が整っている 認知症のある人への地域の見守り体制があり、認知症のある人が社会での役割を持ち、自分らしく生活できる ・後期高齢者の増加の中、制度が周知され、サービスが適切に利用持続可能な給付体制が整っている 制度や事業等のわかりやすい情報が市民に届き、正しい理解がされている 福祉の人材が確保・育成され、働きやすい職場環境が整えられている 必要なケアプラン点検や指導等が実施できている 適切にサービスが利用され、それに見合った保険料が定められいる	認知症になっても、住み続けられるまちと思うと回答する 人の割合【新規調査】 現状値 新規調査のため数値なし 目標値 新規調査のため未設定 (令和7年度) 【高齢者実態調査】 要介護・要支援認定者のうち介護等サービスを利用する人の割合 現状値 80.3%(令和4年度) 目標値 82.0%(令和7年度) 【見える化システム】(受給者数/認定者数)

5 計画の枠組み

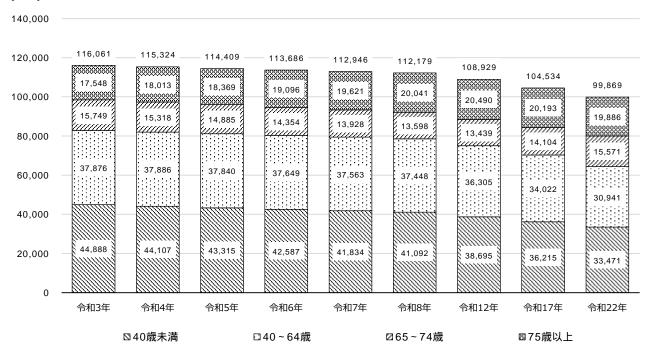
(1)推計人口

本市の総人口は、計画期間となる令和6年(2024年)から令和8年(2026年)にかけて、減少傾向で 推移する見込みですが、高齢者数は、令和6年(2024年)から令和8年にかけて、増加する見込みです。

図表:推計人口

		区分		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
総人口(A)		人	116,061	115,324	114,409	113,686	112,946	112,179	108,929	104,534	99,869	
	40 肩	表未満 表未満	人	44,888	44,107	43,315	42,587	41,834	41,092	38,695	36,215	33,471
	40 ~	64 歳	人	37,876	37,886	37,840	37,649	37,563	37,448	36,305	34,022	30,941
	65	歳以上(B)	人	33,297	33,331	33,254	33,450	33,549	33,639	33,929	34,297	35,457
		65~69 歳	人	7,120	6,870	6,702	6,785	6,739	6,770	6,992	7,417	8,482
		70~74 歳	人	8,629	8,448	8,183	7,569	7,189	6,828	6,447	6,687	7,089
		75~79 歳	人	5,992	6,129	6,368	6,807	7,274	7,880	6,599	5,938	6,162
		80~84 歳	人	5,114	5,281	5,368	5,694	5,609	5,226	6,342	5,714	5,163
		85~89 歳	人	3,762	3,828	3,897	3,729	3,780	3,841	4,253	4,857	4,315
		90 歳以上	人	2,680	2,775	2,736	2,866	2,958	3,094	3,296	3,684	4,246
(再	喝)65	~ 74 歳	人	15,749	15,318	14,885	14,354	13,928	13,598	13,439	14,104	15,571
(再	掲)75	歳以上(C)	人	17,548	18,013	18,369	19,096	19,621	20,041	20,490	20,193	19,886
高齢	化率	(B)/(A)	%	28.7	28.9	29.1	29.4	29.7	30.0	31.1	32.8	35.5
後期	高齢	化率(C)/(A)	%	15.1	15.6	16.1	16.8	17.4	17.9	18.8	19.3	19.9



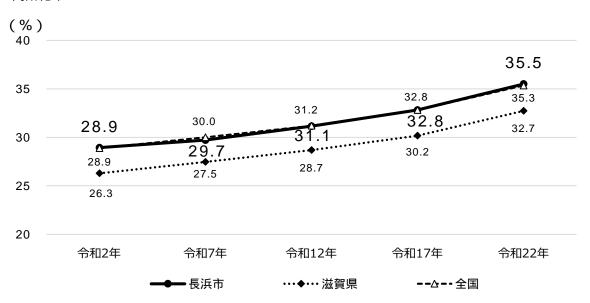


出典:令和3年、令和4年は9月末現在、令和5年は6月末の住民基本台帳人口。令和6年以降は推計結果

(2) 高齢化率

本市の高齢化率は、上昇傾向にあり、令和7年以降も上昇するものと見込まれます。高齢化率は、全国水準並みで推移することが見込まれていますが、後期高齢化率は全国水準を上回り、その差は広がっていくことが見込まれています。

図表:高齢化率

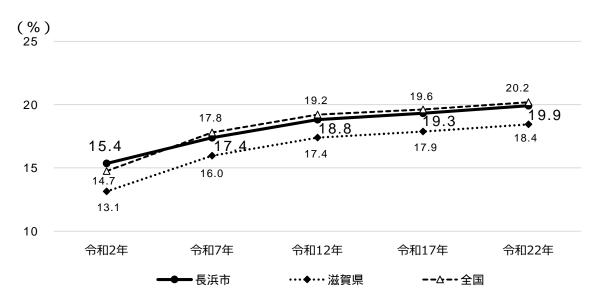


出典:令和2年は総務省「国勢調査」 長浜市:令和7年以降は推計値

滋賀県:令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

全国:令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

図表:後期高齢化率



出典:令和2年は総務省「国勢調査」 長浜市:令和7年以降は推計値

滋賀県:令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

全国:令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

(3)要支援·要介護認定者数

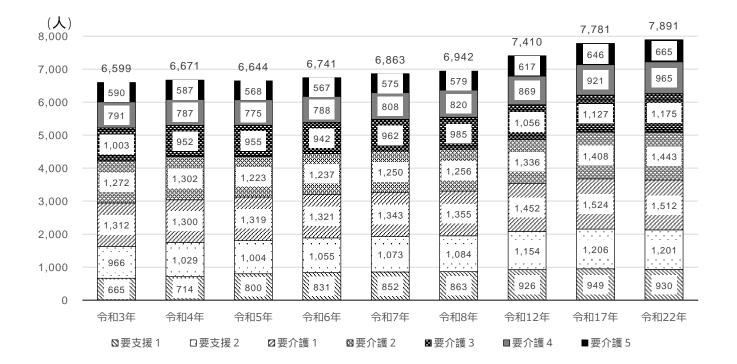
本市の要支援・要介護認定者数は、後期高齢者数の増加等に伴い、本計画期間中は増加傾向で推移するものと見込まれます。

図表:要支援・要介護認定者数の見込み

	区分		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
総	総人口 人		116,061	115,324	114,409	113,686	112,946	112,179	108,929	104,534	99,869
第	1号被保険者	人	33,297	33,331	33,254	33,450	33,549	33,639	33,929	34,297	35,457
	前期高齢者(65~74歳)	人	15,749	15,318	14,885	14,354	13,928	13,598	13,439	14,104	15,571
	第1号被保険者構成比	%	47.3	46.0	44.8	42.9	41.5	40.4	39.6	41.1	43.9
	後期高齢者(75歳以上)	人	17,548	18,013	18,369	19,096	19,621	20,041	20,490	20,193	19,886
	第1号被保険者構成比	%	52.7	54.0	55.2	57.1	58.5	59.6	60.4	58.9	56.1
要	支援·要介護認定者数	人	6,599	6,671	6,644	6,741	6,863	6,942	7,410	7,781	7,891
	要支援1	人	665	714	800	831	852	863	926	949	930
	要支援2	人	966	1,029	1,004	1,055	1,073	1,084	1,154	1,206	1,201
	要介護1	人	1,312	1,300	1,319	1,321	1,343	1,355	1,452	1,524	1,512
	要介護2	人	1,272	1,302	1,223	1,237	1,250	1,256	1,336	1,408	1,443
	要介護3	人	1,003	952	955	942	962	985	1,056	1,127	1,175
	要介護4	人	791	787	775	788	808	820	869	921	965
	要介護5	人	590	587	568	567	575	579	617	646	665

要支援・要介護認定者数は第2号被保険者を含む。

出典:厚生労働省「見える化」システム将来推計(各年9月末)



第4章 施策の展開

- 1 地域のつながりで支え合い、安心して暮らせる体制の整備
- 1.地域で支えあう体制・ネットワークの強化
- (1)地域におけるネットワークの連携強化

【現状と課題】

地域に暮らすあらゆる人が、様々な形で周囲と関わりを持ち、身近な生活課題に対応できるよう、 地域におけるネットワークづくりと連携の強化を進めてきました。具体的には、民生委員・児童委 員、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターといった関係団体同士、さらには関係団体と 地域組織・住民とが共通の課題について話し合い、協働していく取組みを積極的に行っています。

地域における福祉活動の担い手が充足しているとは言えない中、地域課題の複雑化、増加傾向が進んでいることからも、今後も地域福祉との連携、ネットワークづくりを推進する必要があります。

【施策の方向性】

- ○福祉関係者をはじめ、様々な主体が相互に連携し、支え合う体制づくりを推進します。
- ○個人に対する支援を通して、地域の課題を抽出し、解決を図る仕組みづくりに取り組みます。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員活動による見守り等への支援を進め、地域包括
	との連携	支援センター等との専門機関との連携を密にするとともに、地域で
		の見守りや支え合いを促進します。
		地域の中でひとり暮らし高齢者等が孤立しないように、民生委員・
		児童委員による、日常的な見守り、声かけ、個別相談、訪問、ネット
		ワークづくりといった日々の活動の支援を継続します。
2	地域ネットワーク	長浜市社会福祉協議会と連携を図り、市内15か所の地区社会福祉
	 活動の推進	協議会ごとに、担当する生活支援コーディネーターを配置し、住民・
		地域の関係団体とともに地域に応じた地域福祉活動を推進します。
		地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や、地域ケア推進会
		議を通して、顔の見える関係づくりや、互いの役割を共有するとと
		もに、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための地域
		づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。

	事業名	事業内容
3	専門機関の連携強	地域包括支援センターが自治会、民生委員・児童委員、介護支援専門
	化	員、生活支援団体や事業所など地域の関係団体とのネットワークを
	【重点】	強化し、高齢者の身近な相談窓口として、機能強化を図ります。
	【里从】	地域におけるネットワーク強化、地域包括ケアシステムの推進のた
		め、広範囲にわたる活動を行う長浜市社会福祉協議会との連携を強
		化し、事業の効果的な推進を図ります。
		居宅介護支援事業所研修会や地域包括支援センター圏域ごとの介護
		支援専門員会議等において、ケアマネジメントに必要な情報提供や
		情報交換を行うことで、サービスの円滑な利用や課題解決力の向上
		を支援します。
4	重層的支援体制整	地域の複雑・複合化するニーズに対応するため、「相談支援」、「参加
	 備事業	支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供する重層的支援
	間が木	体制整備事業の実施に向けて、関係する組織や機関と調整を図りな
		がら取り組みます。

<目標値>

取組みに係る指標	現状		目標値	
以組 のに 添る指標	令和4年	令和 6 年	令和7年	令和8年
地域包括支援センターと地域団体等のネットワーク活動の件数 (件)	216	226	236	246

(2)地域福祉活動の担い手の育成

【現状と課題】

地域における様々な活動の維持・活性化や、複雑化する地域課題の解決に向けては、幅広い世代の担い手の育成が必要となっている中、高齢者自身が能力と経験を活かして、地域における支え合い・助け合いの担い手として活躍いただける活動を企画・支援しています。

コロナ禍を経て、低調となった地域活動も数多いものの、高齢者実態調査では、地域住民主体のグループ活動に対し約6割の人が、知人からの声かけや、役割を与えられる、といったきっかけがあれば参加したいとの意向も示しており、長浜市社会福祉協議会とともに、活動の再活性化とあわせ、担い手の育成に向けた企画の実施、周知と広報を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

- ○地域福祉計画に基づき、多世代を対象として、地域の福祉活動のほか、まちづくりや地域づくり に携わる人材の育成を通して、担い手育成を図ります。
- ○高齢者の就労や、地域活動など、活躍の場の提供などの支援を行います。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	地域福祉の担い手	長浜市地域福祉計画に基づき、住民や関係団体・事業所、長浜市社会
	づくり	福祉協議会等との連携により、地域福祉を担う人材の発掘・確保・育
	3(9	成を図ります。(ボランティア養成講座、福祉委員支援事業)
2	アクティブシニア	高齢者が個々の能力、経験を発揮し、地域活動に積極的に参画でき
	の活躍推進	る環境を支援します。
		高齢者が働くことを通じて、社会参加の喜びを得るとともに、健康
		の維持増進につなげていくために、シルバー人材センター活動への
		支援を継続します。
3	住民主体の活動団	長浜市社会福祉協議会と連携し、サロン等通いの場の創設・継続支
	体への働きかけ	援、また生活支援コーディネーターによる支援を通して、地域資源
	体への倒さガリ	の開発・活用による担い手育成に取り組みます。
		地域活動の取組みを広げ、充実させるために長浜市社会福祉協議会
		が実施する福祉講座や活動団体交流会、地域福祉懇談会への支援を
		行い、地域ごとの課題やニーズに沿った福祉活動の推進を図ります。

<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値			
4X組のに示る141宗	令和4年	令和 6 年	令和7年	令和8年	
長浜市社会福祉協議会に登録されるボラ ンティア活動団体数(団体)	225	236	239	242	
福祉委員活動取組自治会数(団体)	228	224	226	228	

(3)生活支援体制整備の推進

【現状と課題】

生活支援体制整備事業では、関係者の情報共有や住民主体の支え合い活動の継続や広がりに向け、市域全体(第1層)地区社会福祉協議会の15区域ごと(第2層)に協議の場を設けています。

本事業において、地域の関係者と話し合い、地域のニーズや資源を明らかにし、ニーズとサービスのマッチングや新たなサービスの開発を行うといった重要な役割を担っているのが、生活支援コーディネーターであり(長浜市社会福祉協議会に業務を委託して実施)、積極的に活動を進めています。

本市は市域が広く、15 区域ごとに地域のニーズや人材といった実状が異なることから、地域に寄り添い、地域にあった支援や、団体の立ち上げや育成といった取組みを、引き続き進めていく必要があります。

【施策の方向性】

○地域ごとに異なる課題や支援ニーズを把握し、地域の実情に応じた新たな地域資源の創出や生活 支援団体の立ち上げに取り組みます。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	生活支援コーディ	長浜市社会福祉協議会と連携し、市内 15 か所の地区社会福祉協議会
	│ │ ネーターの活動促	ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の抽出・問
		題提起を図り、様々な活動主体が集まる協議体において、住民等の
	進	多様な主体が参画し、地域の支え合いとなる「ネットワークの構築」
		や「支援ニーズと取組みのマッチング」、「地域資源の創出」が進めら
		れるよう、地域の実状に合わせた支援を行います。
2	生活支援ボランテ	生活支援コーディネーターと連携し、地域のニーズと資源状況のマ
	│ │ィア団体の育成	ッチングを図り、地域の支え合い活動(生活上の困りごと支援、見守
		り活動、買い物、通院支援、傾聴)を推進するボランティア団体の育
	【重点】	成・運営支援を行います。

<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値			
以組みに添る指標	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年	
生活支援コーディネーター活動件数	7,693	8,000	8,000	8,000	
活動している生活支援ボランティア 団体件数	8	9	10	11	

(4)福祉意識の醸成と広報・啓発の充実

【現状と課題】

互いを尊重し認め合い、ともに支え合う思いやりの心が育まれるよう、生涯にわたる全てのライフス テージにおいて、様々な研修や事業を通じて啓発、広報に取り組んでいます。

とりわけ、認知症への理解を深めるための絵本教室や、職場体験を通じた福祉学習といった、教育委員会と連携した小中学生を対象とした事業は、定着してきているところです。

こうした取組みを継続して推進するとともに、周知広報にあたっては、情報がしっかりと市民に届くよう、受け手に応じて、新聞・広報、ホームページなど多様な媒体を組み合わせ、効果的な手法を用いていく必要があります。

【施策の方向性】

○地域福祉計画に基づき、さまざまな年代が福祉に対する意識を高める機会を持てるよう、取組みを進めます。

【第9期計画での取組み】

事業名		事業内容
1	福祉に対する意識	長浜市地域福祉計画に基づき、地域福祉への理解と関心を深め、互
	の醸成	いに尊重し助け合いの意識の醸成を図ります。
2	学校教育における	市教育委員会、学校と連携し、総合的な学習(探究)の時間の学習等
	福祉教育の推進	をとおして、子どもの発達段階に応じた、早い時期からの福祉意識
		の醸成を図ります。
	【重点】	職場体験や各種実習の受け入れについての協力を継続します。

<目標値>

取組みに係る指標	現状		目標値	
4次組のに示る指示	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
認知症の絵本教室を実施した 小中学校の割合(実施学校数/全学校数)	26/37	30/37	32/37	34/37

2. 安心安全な住まい・生活環境の整備

(1)高齢者の生活環境の充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険などの制度に基づく支援に組み合わせる 形で、インフォーマルなサービスの活用と充実が不可欠となっています。

単身生活者・高齢者夫婦のみの世帯の増加や過疎化の進行などにより、日々の買い物や外出時の移動に苦労される人が増えてきています。

第8期においては、多くの事業者の協力を得て、高齢の人を対象にしたやさしいスマートフォン教室、 生活情報をとりまとめた冊子の発行、民間事業者と協定を結んでの買い物支援移動販売車の運行といっ た新たな取組みを開始しており、さらなる内容の充実、地域の拡大などを図っていきます。

また、地域包括ケアシステムを構成する要素、生活の基盤としての「住まい」は重要なものです。住宅内のバリアフリー化など、住宅と福祉とが連携した適切な支援が必要となっています。単身の高齢者が増加傾向にある中、地域共生社会の観点からも、住まいと生活の一体的な支援が重要になっています。

【施策の方向性】

○移動、買物、住まい、デジタル化対応といった、日常生活により密着したニーズに対する支援に 取り組みます。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	日常生活でのデジ	高齢者自身が身近にスマートフォンなどのデジタルツールを活用で きるよう、操作方法やインターネット・アプリの使い方などを学べ
	タル活用の促進	る取組みを進めます。 自身の健康づくりやコミュニケーションツールとしてスマートフォ
		ンを活用できるような取組みを進めます。
2	生活支援情報の発 信【新規】	日常の買い物や通院、生活上の困りごと支援を実施する事業所・団 体の情報を収集し、パンフレット「お助け帳」の作成配布や、市ホー
	□■初州元』	ムページ上の公開を行うことで、住み慣れた地域で生活が送れるよ う支援します。
3	移動支援の充実	生活支援ボランティア団体による、買物や通院等、日常生活での移動支援が促進されるよう、団体活動の立ち上げや運営を支援します。
		支え合いの地域づくり推進委員会において、移動・外出支援をはじ めとする様々な地域課題の共有と支援策の検討を行い、市域への展
		開を図ります。
4	高齢者にやさしい	長浜市地域公共交通計画に基づき、引き続き地域公共交通の維持に 努めるとともに、高齢者が利用しやすい地域交通の周知啓発・利用
	交通環境の確保	促進を図ります。
		市民の移動手段としてデマンドタクシーを運行し、市内を走行する 路線バスとともに運行経費の一部を支援します。
5	買い物支援を通し	日々の買い物に不便な地域に対し、民間事業者による移動店舗 (販売車両)事業等を調整して、運行地域の拡大を図ります。
	た地域コミュニテ	高齢者等が移動店舗を利用される際に、見守り活動を行う仕組みを
	イの醸成 【重点】	作るなど、事業を通した地域コミュニティの醸成を図ります。
6	多様な住まい方の	住宅と福祉の両面から、介護が必要な高齢者の住まい対策を総合的
	支援	に進め、高齢者が住み慣れた住宅で日常生活を送り続けることが出 来るよう支援します。
		市営住宅については、高齢者やしょうがいのある人の安心、安全に
		配慮した住宅改善・バリアフリー化に努めます。 サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについて、住宅確保
		支援と地域包括ケアシステムの観点をもって、情報提供していきま す。
		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基
		づく居住支援法人と連携・協力を図り、住宅の確保に配慮が必要な 高齢者等について、民間賃貸住宅等への入居支援、入居後の見守り
		及び生活相談・支援を行います。

	事業名	事業内容
7	バリアフリー化の	安全で快適なバリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した
		施設整備、住環境の向上を図ります。
	<u> </u>	トイレの洋式化がなされていない公共施設の洋式化改修および、ト
		イレへのサニタリーボックスの設置を進めていきます。

<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値		
以組 のに 添る指標	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
スマートフォン教室(高齢者向けアプリ活用等) のべ受講者数	84	100	110	120
「お助け帳」に掲載の事業者数(件)	38	43	48	53
民間事業者による移動店舗(販売車両) の運行地域数	2	5	6	7

(2)災害時・緊急時の安全対策の充実

【現状と課題】

単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯が増えている中、高齢者が交通事故や、消費者被害をはじめとする各種犯罪の被害に遭う件数も増加していることから、関係機関が連携協働して、意識の啓発や相談対応にあたっています。

災害時における避難に支援を要する人について、地域ぐるみで防災体制を話し合い、日ごろの見守り活動と、災害時の迅速な対応に役立てるため、「避難支援・見守り支えあい制度」を推進してきており、1,800人あまりの制度登録者があります。

災害対策基本法の改正により、心身の状況や社会的な状況などを考慮し、避難時における危険性が高い人については、「個別避難計画」を作成することが、自治体の努力義務と位置付けられました。令和4年度から同計画の作成事業を開始しているところですが、今後も優先順位をつけて作成を進めていく必要があります。

また近年来、新型コロナウィルス感染症のまん延、熱中症の危険度が高まる猛暑日が続くなど、災害級の事象が発生しており、効果的な対策と市民に対する十分な啓発が必要になっています。

【施策の方向性】

- ○安心安全に地域で生活できるよう、災害や犯罪、交通事故など、高齢者の身に危険を及ぼす危機 に対する取組みを進めます。
- 〇また、これらの取組みが普段からの見守りにつながるよう、地域の関係者、関係団体と連携を図ります。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	地域における要配	「避難支援・見守り支えあい制度」を必要とする人への周知、啓発を
	慮者の避難支援	進めます。
	【重点】	地域におけるハザードの状況(自然災害により想定される被害の状 況)や対象者の心身の状況、独居等の居住実態、社会的孤立の状況等
		においてリスクが高い人の「個別避難計画」の作成を進めます。
		個別避難計画などを活用した、地域コミュニティの共助による、避
		難行動要支援者避難支援の取組みを推進するとともに、高齢者に向
		けた防災知識等の普及・啓発及び防災訓練への参加促進に取り組み
		ます。
2	防犯・消費者被害防	地域における防犯活動を推進するとともに、消費者被害防止に対す
	止対策の推進	る啓発や、消費生活相談窓口による相談支援を行います。
3	交通安全対策の充	地域交通安全活動の取組みへの支援や、交通安全の啓発に努めます。
	実	公共交通の利用促進と交通事故の防止を目的に、運転免許証を自主
		返納された人を対象に、バスまたはデマンドタクシーの回数券等を
		配付します。
4	新興感染症発生時	新興感染症等の発生時に、市民の安心につながる適切な情報の発信
	等に対するセーフ	や、地域における見守りや声かけ等が円滑に行える仕組みづくりを 進めます。
	ティネット機能の	介護事業所等と連携して、防災や感染症対策について周知啓発を進
	構築	めるとともに、有事に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の
		整備に努めます。
		在宅での暮らしの継続を支援するサービスの提供など、セーフティ
		ネット機能を構築します。
5	熱中症対策	高齢者は特に、熱中症のリスクが高いことから、適切な情報の発信
		や、地域の力、様々な媒体を使った見守りや声かけ等ができる仕組
		みづくりを進めます。 夏期において高齢者等が暑さを避けることができる場所として、公
		复期にのいて高齢有寺が著さを避けることができる場所として、公 共施設などの開放を検討します。
6	地域の安心見守り	地域を見守るネットワークを強化するための市民に対するさりげな
		い見守り活動を、日常業務の範囲内で実施いただける協力(協定提)
	活動推進事業	携)事業者を増やしていきます。

<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値		
4次紀2071年157日157日157日157日157日157日157日157日157日157日	令和4年	令和 6 年	令和7年	令和8年
個別避難計画の作成件数 (既存制度登録外の新規登録、累計数)	27	60	80	100

3.地域の居場所づくり

(1)地域の居場所の整備の推進

【現状と課題】

コロナ禍を受け、サロンをはじめとする地域の活動が落ち込んだ時期もあり、活動回数や参加者数がコロナ禍前ほど回復していない団体も見受けられます。

従来型のサロンの立ち上げや活性化にとどまらず、より身近な場所で、気軽に行ける居場所を求めるニーズも高いことから、こうした場づくりが求められています。また、既存の事業を多世代が集い 交流できる形に改める、ICTを用いるといった手法も取り入れながら、人とのつながりの新たな形 も模索していく必要があります。

【施策の方向性】

○高齢者が集い、活動する場への支援を継続するとともに、幅広い世代が集う居場所づくりや、IC Tを活用したつながりなど、多様なかたちによるつながる機会の充実を図ります。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	身近な場所で集え	地域の身近な場所で気軽に集い、交流や介護予防ができる居場所づ
	る居場所づくりの	くりを推進するため、地域住民が自主的に実施する活動の立ち上げ
	推進	支援、運営支援を行います。 通いの場の運営者に対し、ICTツールやオンラインを活用した事
		業等、新興感染症への対応も含め、多様な形での運営を支援します。
		買い物支援の移動店舗車両巡回の場を通じて、寄りあえる機会を作
		ります。
2	世代問わず、地域の	長浜市地域福祉計画に基づき、関係各課とも連携しながら、高齢者
	人が集える場所へ	だけでなく、幅広い世代との関わりが持てるような企画、居場所づ
		くりを進め、世代間交流活動を促進します。(こども食堂、多世代交
	の支援	流事業、長浜市社会福祉協議会サロン補助事業、中山間地域支援事
		業)

	事業名	事業内容
3	人とつながる機会 の充実	対面にとらわれず、オンラインサロンや、スマートフォンのアプリなどによる交流といった、多様なつながりの機会を充実させます。 自宅から出ることが困難な高齢者を訪問し、人と触れ合う時間を提供する傾聴ボランティア、お話サークルといった活動を、広く紹介し、全市的な取組みにつなげます。

<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値		
玖組のにはる相信	令和4年	令和 6 年	令和7年	令和8年
小地域サロン実施自治会数 (団体)	264	292	294	296

2 市民が自身の健康を意識し、生きがいを持って暮らせるまちづくり

1. 高齢者の活動支援・生きがいづくり

(1)社会参加の促進

【現状と課題】

いつまでもいきとした生活を送るためには、社会参加の機会を数多く持ち続けることが大切であり、こうした機会を提供する場としての老人クラブ活動、シルバー人材センター事業に対しては、補助や支援を実施してきました。また、スポーツ・文化活動については個別計画に基づき事業を推進しており、2025年に開催が決定している滋賀県での「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会」を、スポーツを通した社会参加、健康づくり意識を高める契機とする必要があります。

市内に8か所ある高齢者福祉センターについては、長期的には機能の集約による施設の統合や廃止も 視野に入れつつも、教養の向上、レクリエーション等の機会提供の場にとどまらず、介護予防活動の拠 点として、利用者の増加や活性化につながる方策を推進する必要があります。

【施策の方向性】

〇高齢者が社会参加しやすくなるよう、場の提供、参加意欲の向上、活動組織への支援など多様な側面から支援します。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	高齢者の活動拠点となる場の提供	高齢者福祉センターについては、文化教養、介護予防、認知症予防な ど、高齢者のニーズに応じた事業や活用方法を検討し、元気高齢者
	C-8 9-90 JEM	を増やす場としての活用を進めます。 高齢者福祉センターや文化スポーツ施設、各種サークル活動の情報
		などを、様々な媒体を使って広く情報発信することで、利用者の増 加を図り、各施設の特色を生かした魅力ある取組みを推進します。
2	地域活動等への社	地域の学びの場などにおいて、高齢者の技能や知識、経験を生かし
	会参加意欲の高揚	た活動や学習機会を充実し、社会の担い手として、いきいきと活躍 できる環境の充実を図ります。
		高齢者のボランティア活動を支援し、生きがいづくり、仲間づくり
		につなげます。また、ボランティア養成講座の開催やボランティア
		グループの交流等、高齢者が地域でいきいきと活躍し、地域コミュ
		ニティの活性化が図れるよう支援します。
		高齢者の中等度程度の難聴がある人に補聴器の購入費用の一部を助
		成し、社会参加意欲の高揚を図ります。

	事業名	事業内容		
3	高齢者の活動組織	活動組織 高齢者の健康保持と生きがいづくり、相互の親睦に資する老人クラ		
	の支援	ブ活動への補助と事務負担の軽減に努め、継続的な活動を支援しま		
		す。 		
		就労機会の促進や生きがいの充実を目指すシルバー人材センターへ		
		補助金を交付し、社会活動に積極的に参加・参画し高齢者の持つ活		
		力を活かした活動を継続的に支援します。		

<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値		
	令和4年	令和 6 年	令和7年	令和8年
市ホームページ高齢者福祉センター 紹介ページの閲覧数	1,045	1,100	1,200	1,300

2.健康づくり、介護予防、疾病等の重症化予防の推進

(1)健康づくり・介護予防の推進

【現状と課題】

健康づくりと介護予防を一体的に実施し、サロンなどの通いの場への専門職の訪問や、健診結果などから重症化する危険性が高いと判断した高齢者への訪問などのアプローチを行いました。

しかし、サロンなどの通いの場などに参加していない人や高齢者以外の人への啓発や介護予防活動の 勧奨が十分でなく、幅広い住民への働きかけが必要です。

また、各種健診・検診について、受診率の向上が必要であり、疾病などへの正しい知識の提供や受診の重要性についての啓発及び受診しやすい環境整備が必要となります。

【施策の方向性】

○幅広い世代へ介護予防の正しい知識の普及啓発を行うとともに、一人ひとりが健康づくりや介護 予防のための活動を行えるよう支援します。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	1 介護予防の正しい	介護予防について正しい知識をさまざまな方法で普及啓発(出前講
	 知識の普及啓発と	座等)するとともに、個人や集団でのきゃんせ体操をはじめとする
		介護予防の取組みを進めます。
	介護予防への取組	長浜市健康増進計画「健康ながはま 21」、生涯を通じた健康意識向上
	みの推進	と運動の習慣化を目指す長浜市スポーツ推進計画に基づき、市民が
	【重点】	介護予防等を含めた健康のために気軽に取り組めるスポーツ(身体
		活動、運動)の推進を図ります。

	事業名	事業内容
2	働く世代からの生	長浜市健康増進計画「健康ながはま 21」に基づき、生活習慣病予防
	活習慣予防と健康	と健康づくりを行います。
	づくり	
3	高齢者の保健事業	後期高齢者に対し個別や集団で保健指導や健康教育を行い、循環器
	と介護予防の一体 的実施の推進	疾患予防、フレイル予防を図ります。 後期高齢者医療被保険者に対し、健康診査を実施し、生活習慣病の 早期発見と適切な治療につなげ、被保険者の健康の保持・増進を図
		ります。
4	民間事業者との協	民間企業との連携により、ノウハウや人材等を活かした効果的な介
	働推進	護予防事業の推進、新たな事業の創出に取り組みます。
	【新規】	民間事業者が提供する各種ICTツールを導入、紹介することで、 介護予防に取り組む人々の増加を図ります。

<目標値>

HTV4日コルー/を フ +12+両	現状	目標値		
取組みに係る指標	令和4年	令和 6 年	令和7年	令和8年
介護予防普及啓発実施回数 (カッコ内は介護予防普及啓発参加人数)	120 回 (1,955 人)	130 回 (2,100 人)	140 回 (2,250 人)	150 回 (2,400 人)
後期高齢者健診受診率 (%)*1	5.6	12.4	13.4	14.4
一体的実施での集団健康教育後に週1回 以上運動をしている人の割合 (%)	56.0	57.0	58.0	59.0

^{*1} 策定中の他計画と整合性を図るため、暫定値とする。また、受診率は受診者/健診対象者で算出するものとする。

(2)健康づくり・介護予防の取組みへの支援

【現状と課題】

通いの場やオンラインサロンでの健康教育、出前講座、地域介護予防活動支援事業を実施していますが、コロナ禍において、通いの場が休止・中止されたことにより、実施回数、参加者数ともに減少しており、回復に向けた取組みが必要です。

また、健活チャレンジ事業、転倒予防教室、地域リハビリテーション活動支援事業などで新規の参加者数が増えないため、情報発信や活動内容の検討が必要です。

要介護認定を受けた人には、重症化しないよう介護予防の視点を踏まえたケアプランの作成に向け、介護支援専門員の資質向上が必要であり、事例を通した助言などを実施していますが、さらなる 資質向上にむけて取組みの継続が必要です。

【施策の方向性】

- ○活動している通いの場に対し、活動が継続し、拡充されるよう支援します。
- ○高齢者の自立を支援する多様なサービスの充実とケアマネジメントの質の向上を図ります。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	地域サロン活動等	高齢者の見守り活動を推進し、介護予防や趣味の場づくりを通じ、
	の充実	身近な場所で支え合う関係づくりができるよう、地域サロン活動の
	437050	拡充を支援します。
		地域サロン同士のつながりをつくるため、情報交換を行い、それぞ
		れの活動の継続と活性化につながる交流会を開催します。
2	地域での介護予防	地域で介護予防活動に取り組む転倒予防自主グループなどの団体に
	活動の充実	対して、活動が継続し、拡充されるよう支援します。
	【重点】	
3	介護予防·生活支援	利用者の選択肢を増やすために、訪問型・通所型サービス等総合事
	サービス事業	業訪問介護等を維持しながら、多様な主体によるサービスの拡充の
	ノ こパ 手派	支援を検討していきます。
4	ケアマネジメント	要支援者等に対し、地域包括支援センター等がアセスメントを行い
	の充実	その状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送る
	3757	ことが出来るようケアマネジメントを行います。
		介護支援専門員の資質向上を目的として、地域ケア個別会議(自立
		支援会議)を推進し、専門職の助言を得ながら個別ケースの検討を
		行います。
		自立支援ガイドライン(令和5年度策定)に基づき、介護支援専門員
		を中心とした関係者と自立に向けた支援を推進します。

<目標値>

FT7 4F 21 1- 12 2 +5+=	現状	目標値		
取組みに係る指標	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
高齢者活躍よりあいどころ事業 運営補助交付団体数 (団体)	10	10	11	11
地域介護予防通所活動運営補助金 交付団体数 (団体)	44	51	53	55
転倒予防自主グループ参加者数 (人)	2,062	2,100	2,150	2,200
自立支援会議で改善した人の割合(%)	50	51	52	53

令和5年の現状 (コロナ禍により令和4年時点の現状把握が困難であったため。)

3 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進

- 1. 在宅生活を支えるサービスの充実
- (1)自立生活支援サービスの確保

【現状と課題】

介護をする家族等の負担軽減を図るとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続して送ることができるよう、必要なときに適切なサービスが提供される必要があります。また、必要な人に支援が届くよう、情報提供に取り組む必要があります。

高齢者実態調査や在宅介護実態調査においても、今の生活を続けるために必要な身の回りへの支援として、「除雪」、「病院等への送迎」、「買い物の支援」が上位にあがっており、こうしたサービスのニーズは今後も高まる一方です。

事業の継続に努めるとともに、高齢者のニーズに応じた事業内容の見直しや、民間事業者との連携や 参入促進、ICT技術の利活用を念頭においたサービスの導入の検討もあわせて進めていきます。

【施策の方向性】

○支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じ、必要な時に適切なサービスを提供し、介護予防や自立支援につながるよう支援します。

	事業名	事業内容
1	在宅福祉サービスの確保	単身高齢者や高齢者のみの世帯、介護保険サービスの対象とならない高齢者等の自立した生活を支えるために、福祉用具・住宅改修支援事業、見守り配食支援事業、緊急通報システム事業、衛生材料支給事業、理美容サービス事業、屋根雪下ろし補助事業、生活管理指導等短期宿泊事業等のサービスを提供します。 高齢者の自立を支援するサービスの充実にあたっては、支える側だ
		けでなく、高齢者自身の負担を軽減し、効率的・効果的なものとなるよう、 I C T などの利活用を推進します。
2	家族介護者への支援	介護者等に対して、各種サービスの情報の提供、適切な相談対応、家 族介護教室の開催などにより、身体的・精神的負担の軽減を図りま す。
3	生活支援情報の発 信(再掲)	日常の買い物や通院、生活上の困りごと支援を実施する事業所・団体の情報を収集し、パンフレットの作成配布や、市ホームページ上の公開を行うことで、住み慣れた地域で生活が送ることができるよう支援します。

(2)在宅医療・介護連携の推進

【現状と課題】

長浜米原地域医療支援センターでは、在宅医療や介護サービスについての情報提供や相談窓口の設置、在宅医療・介護が提供できる体制の検討や多職種連携研修会の開催、情報共有ツールのびわ湖あさがおネットの利用を進めてきました。また、地域住民が、在宅医療と介護や在宅看取りについて理解を深めることができるよう出前講座などで啓発を行っています。

切れ目のない在宅医療・介護が提供ができる体制を充実させるためには、地域の主治医を中心に多職種で協力しながら体制整備を行っていく必要があります。また、自宅での療養生活を最期まで希望する市民が半数を超えていることから、その実現のために、市民が人生の最終段階におけるケアや在宅看取りについての理解を深める機会が必要です。

【施策の方向性】

- ○市民の在宅医療・介護・看取りに関する知識を深めるため、あらゆる媒体を通して普及啓発を図ります。
- ○市民が安心して在宅医療を選択できるよう、医療と介護関係者が連携し、地域の医療と介護のサービスを包括的かつ継続的に提供するための仕組みづくりを推進します。

事業名		事業内容
1	地域住民への普及啓発	市民に在宅医療・介護に関する知識を普及するため、長浜米原地域 医療支援センターのホームページや広報誌で情報発信を行います。 自分自身の人生を医療・介護も含めてどのように過ごしていきたい か考え、それを周囲の人に伝えることができる市民が増えるよう、 ACP(人生会議)やエンディングノート等の出前講座等を行いま す。
2	在宅看取りの推進	在宅看取りの現状について情報を集め、医療・介護関係者に発信し、 地域で看取りを行うための関係者間の連携が行いやすい関係・体制 づくりに努めます。
3	在宅医療と在宅介 護の連携強化 【重点】	長浜米原地域医療支援センターが中核的な役割を発揮しながら、在 宅医療と介護を一体的に切れ目なく提供する体制を構築するため、 センター、市、県が連携して事業の推進を図ります。 市民・医療・介護関係者へ相談窓口を周知し、相談支援を行います。 研修や交流会を通じて、医療・介護関係者等が、互いの立場を理解し ながら円滑な連携が図れるよう支援します。

	事業名	事業内容
4	在宅医療・介護サー	患者や利用者の在宅療養生活支援のため、関係機関の連携が円滑に
	ビスの情報の共有	行えるよう、医療介護情報共有ツール(びわ湖あさがおネット)の 周知・利用拡大や湖北地域連携クリティカルパスを活用し、急性期
	支援 	から在宅医療まで効果的な療養支援を行います。
		入退院の支援を切れ目なく効果的に行うため、入退院支援ルールを
		活用し関係者間の連携を図ります。

取組みに係る指標	現状	目標値		
以紅のに示る指示	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
出前講座受講者数(のべ) (人)	127	180	210	240
エンディングノートの配布数 (冊)	315	370	400	430
長浜米原地域医療センター主催の多職種 連携研修の参加者数(人)	104	140	160	180

2.相談・支援体制の強化

(1)地域包括支援センターの充実

【現状と課題】

市内 5 か所にある地域包括支援センターでは、高齢者や家族、民生委員・児童委員、自治会、関係機関等から早期に相談が寄せられるよう地域に向けたネットワークを構築し、高齢者の相談対応等に取り組んできました。

また、社会資源を適切に活用するために介護支援専門員が地域とつながりを持つことや、研修会等を通じた介護支援専門員のネットワークの構築、困難事例等の検討を通して、介護支援専門員の支援を 行っています。

アンケート結果によると、4割の人が「地域包括支援センターのことを知らない」と回答していることから、相談が必要な状態に「なってから知る」のではなく、「なるまえに知る」ことが必要であり、 高齢者の身近な相談窓口として、引き続き広く地域包括支援センターの周知が必要です。

【施策の方向性】

○地域の関係団体や関係機関と連携し、地域ケア会議等を活用した高齢者個人に対する支援の充実、高齢者虐待等の対応等の包括的なケアを担う機関として、様々な相談に適切に対応できるよう体制の充実を図ります。またサービス提供時に、複雑化している家族の課題解きほぐしなど、属性や世代を問わない包括的な相談支援等が求められていることも踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていきます。

○増加する高齢者の相談ニーズに応えられるよう、必要な人員配置等の体制強化や機能について検討します。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	地域包括支援セン	複合的な課題を抱えた家庭に対し、包括的に相談を受け止め、多様
	 ターの機能強化	な支援主体と協働して、高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々
		なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関と
	【重点】	して機能の充実を図ります。また、地域包括支援センター職員に向
		けて各種研修による職員の資質向上に努めます。
		高齢者人口や相談件数等の業務量に見合った人員体制の確保を図る
		とともに、相談支援システムの更新等により、業務の効率化を図り
		ます。
		長期的には、圏域間の高齢者人口の差が増大することが見込まれる
		ことから、相談支援機能の維持のため、センターのあり方を検討し
		ます。
		地域包括支援センター運営協議会において国の定める評価指標に基
		づき自ら実施する事業の質の評価を行い、運営に対して適切に評価
		します。
2	地域ケア会議の推	地域の関係者や専門職による地域ケア個別会議や地域ケア推進会議
	進	を通して、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るための
	~	地域づくりや政策形成につながる仕組みづくりを行います。
3	家族介護者への支	高齢者にかかる相談において、いわゆるヤングケアラーやひきこも
	援	りといった世帯員についての実態を把握した場合は、関係機関等と
	1/2	連携して必要な支援にあたっていきます。

<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値		
4次元40万101次 37日1次	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
地域包括支援センターの相談件数 (実人数) (件)	18,052	20,685	22,285	23,885

3. 高齢者の人権尊重・保護

(1)権利擁護・成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

令和3年度から令和8年度までを計画期間とした長浜市成年後見制度利用促進基本計画をもとに施 策を推進しています。 本市では、長浜市成年後見・権利擁護センターを中核機関として設置し、関係者協議の場を定期的に設ける等、事業の円滑な推進に努めてきました。

課題としては、高齢者実態調査において、約65%の人が「センターのことを知らない」と回答されており、より一層の広報・啓発が必要です。また、成年後見制度を必要とする人が増えていくことが予想されることから、相談支援体制や、速やかな申立・後見人選任につながる仕組みの維持強化が必要です。

【施策の方向性】

〇長浜市成年後見・権利擁護センターを中核機関として設置し、高齢者の権利や尊厳を守るため、 成年後見制度の普及啓発、利用促進を図ります。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	成年後見制度利用	令和3年度に策定した長浜市成年後見制度利用促進基本計画に基づ
	促進基本計画の推	き、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進していき ます。
	進	

<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値		
収組のに添る指標	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
成年後見・権利擁護センターへの 相談件数(実人数) (件)	115	130	140	150

(2)高齢者虐待の防止と対応

【現状と課題】

高齢者虐待に対しては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、 適切に取り組んできました。また、複雑な課題を抱える世帯に対しては、個々の状況に合わせたアプロ ーチを多角的な視点から検討し、支援を実施しています。

高齢者虐待の防止については、支援体制の強化に加え、早期発見、早期対応を目指した地域のネット ワークづくりや、地域住民や関係機関への周知・啓発を継続的に行う必要があります。

【施策の方向性】

〇高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域や関係機関と連携し高齢者虐待の早期発見や 防止の取組みを進めます。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	高齢者虐待防止へ	地域や関係機関に対し啓発活動を行うとともに、高齢者虐待防止ネ
	の取組みの推進	ットワーク協議会で広く意見を聞き、地域のネットワークの構築を 推進することで、高齢者虐待の早期発見や防止を目指します。
	【重点】	定定することで、同歌日雇内の干別元元で例正で自由しよう。
2	高齢者虐待に関す	相談支援や、早期対応の充実を目指し、地域包括支援センター職員
	る相談支援や対応	研修や、居宅介護支援事業所研修会で、権利擁護、高齢者虐待に関する。
	の充実	る研修を開催し、専門職の資質向上を図ります。

<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値		
以紅のに添る指標	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
出前講座の実施回数 (回)	5	12	15	18

4 認知症のある人が共生できる地域社会の推進

1. 市民の理解促進

(1)認知症に対する知識の普及と理解の促進

【現状と課題】

認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族・介護者を温かく見守る応援者となる認知症サポーター養成講座の開催、市民向け認知症講座の開催等に取り組んでいます。

また、認知症の症状や相談先、社会資源についてまとめた長浜市版認知症ケアパス「認知症あんしんガイドブック」を作成し、周知啓発に活用しています。

課題としては、認知症のことを自分ごととして意識してもらえるような啓発のあり方や、効果的な 認知症あんしんガイドブックの周知・活用方法を検討する必要があります。

【施策の方向性】

○あらゆる世代の市民に対し、認知症への正しい知識を深めるとともに、認知症のある人に対する 理解を進めるための事業をさらに進めます。

事業名		事業内容
1 認知症の市民への		市民の認知症に対する正しい知識と理解が深まることを目的に、認
	啓発	知症講座を開催します。身近な地域包括支援センターの単位で開催 することにより、より参加がしやすく、地域包括支援センターが認
	【新規】	知症の相談窓口であることの周知につながるような講座開催を進め ます。
		認知症の症状の変化に合わせた生活のポイントや接し方、相談先や 受診先等の情報をまとめた認知症あんしんガイドブックを周知・活
		用し、本人や家族が認知症を理解することや、見通しを持つことで、
		本人の自立支援への働きかけや介護負担の軽減につなげます。 世界アルツハイマー月間(9月)などの機会に、街頭啓発や図書館で
		の関連図書展示、公共機関のライトアップなどを行い、認知症への 理解に関する啓発に取り組みます。
2	認知症サポーター	認知症への理解が促進されるよう、企業や自治会での認知症サポー
	養成講座の開催	ター養成講座を実施します。
		認知症サポーターが、地域での見守りに加え、地域での認知症のあ る人やその家族への支援において活躍できる機会を検討します。
		学童期から認知症に関する正しい知識が得られるよう、各小・中学
		校にも積極的に周知します。

	事業名		事業内容		
Ī	3 認知症キャラバン		認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える認知		
	メイトの活動支援		症キャラバンメイトの活動を支援します。		
		ア・エエ ジル 到 又 及	キャラバンメイトを養成する講座を定期的に開催します。		

取組みに係る指標	現状	目標値		
4次紀2071と1次の7日1宗	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
キャラバンメイト活動支援回数 (研修会・定例会等) (回)	66	70	75	80
養成した認知症サポーター数 (のべ人数)	38,644	43,000	45,000	48,000

2. 必要な支援・サービスを受けられる体制の推進

(1)早期発見・早期対応のための体制の推進

【現状と課題】

認知症の早期発見・早期対応のため、認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、相談体制を充実するとともに、認知症疾患医療センターやかかりつけ医などの医療機関、薬局、介護事業所などとの連携強化に取り組んでいます。また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症のある人やその家族への初期の支援を包括的・集中的に行っています。

課題として、認知症のある人やその家族が早期に相談することができ、必要な支援に繋がることができるよう、地域包括支援センターをはじめとした相談窓口の認知度の向上が必要です。

【施策の方向性】

○認知症のある人やその家族が早期から相談・支援につながる支援体制を整えます。

事業名		事業内容	
1	1 認知症地域支援推 早期から相談につながる地域の支援体制の構築と認知症ケアの		
	進員の活動の促進	を図ることを目的に、認知症地域支援推進員を各地域包括支援セン ターに配置します。	
	【重点】	認知症地域支援推進員とともに、地域の支援体制構築に向け、地域	
		が抱える課題を把握し、地域資源の活用を図ります。	
2	医療と介護の連携	認知症疾患医療センターやかかりつけなどの医療機関、薬局、介護	
		事業所などの専門職が連携し、認知症のある人への支援が早期から	
		開始できるよう、連携を強化します。	
		認知症あんしんガイドブックの積極的な活用につながるよう、関係	
		機関への普及啓発に努めます。	

事業名		事業内容		
3	認知症初期集中支 援チームの活動の 推進	専門医などの他職種で構成する認知症初期集中支援チームを設置 し、認知症が疑われる人やその家族の支援を包括的・集中的に行う ことで、自立した生活を支援します。		

取組みに係る指標	現状	目標値		
以紅のに示る指示	令和4年	令和 6 年	令和7年	令和8年
地域包括支援センターの 認知症相談対応件数(のべ)	3,302	3,400	3,600	3,800

(2)認知症のある人や介護者への支援の推進

【現状と課題】

認知症のある人が参加できる認知症カフェの開催や、認知症のある人を支える家族を支援するため、家族会等の活動を支援しています。

課題としては、認知症のある人からの意見表明の方法やその機会が持てるような支援が必要です。 また、若年性認知症に関する相談窓口の周知や、支援に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- ○認知症のある人とその家族が安心して暮らすことができるよう、支援体制の整備を検討します。
- ○認知症のある人やその家族の意見が施策に反映される取組みを実施します。

事業名		事業内容
1	認知症のある人や	認知症のある人や家族が安心して集い活動できるよう、認知症カフ
	│ │家族が集える場所	ェや家族会等の開催を支援します。
		認知症のある人や家族の置かれている状況や思いに応じて、様々な
	の充実	形態での居場所づくりを検討します。
2	若年性認知症のあ	若年性認知症に関する専門医療機関や相談窓口の周知、居場所づく
	 る人への支援	りに取り組み、若年性認知症のある人やその家族への支援に取り組
		みます。
		認知症のある人の意欲や能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に
		ついては、県の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、支援
		にあたっていきます。

	事業名	事業内容		
3	認知症のある人か	認知症のある人からの声を直接聞き取る機会を作り、施策への反映		
	らの発信支援	に努めます。 認知症のある人や家族からの意見をメッセージカードで集約し、世		
	【重点】:【新規】	界アルツハイマー月間における啓発展示等での活用や、施策への反		
		映に役立てます。		

取組みに係る指標	現状	目標値		
4X約4071013731日1宗	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
認知症カフェや居場所として 認知症ケアパスに掲載する団体数	10	12	13	15
(掲載団体数)				

3. 社会参加等の支援

(1)認知症バリアフリーの推進

【現状と課題】

認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けていくことが出来るよう、認知症バリアフリーの推進に向け、関係機関等による見守りネットワーク体制の構築や支援に取り組んでいます。

課題としては、市民への周知啓発等による見守りネットワーク体制の強化、認知症のある人の思いを取り入れた支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

○認知症のある人やその家族が安心して暮らせるよう、地域でのネットワーク体制の強化・充実に 努めます。

事業名		事業内容	
1 認知症のある人が 認知症等による行方不明に備え、G P S (情報発信器)を貸			
安心して出かける		また、万が一、行方不明になった場合には、警察へ届け出された情報	
	Х 0 С Ц 11 17 С	を、メール配信協力者へ提供し、早期発見につながる支援や見守り	
	ことができる環境	を行います。	
	づくり	認知症高齢者等による不慮の事故に対応するため、認知症高齢者等	
	 【新規】	おでかけあんしん保険加入を推進します。	
▼ 羽 入元 』		認知症サポーター養成講座を受講した小売業等民間事業所を「認知	
		症のある人にやさしい事業所」として周知することで、認知症のあ	
		る人の支援ネットワークを広げます。	

事業名		事業内容		
2	チームオレンジ等	認知症のある人の意見を取り入れて、本人・家族や認知症サポータ		
	地域ネットワーク	ー等、地域をつなぐ仕組みの整備に向けて取り組みます。		
	の構築			

取組みに係る指標	現状	目標値		
4次紀2071に1次る7日1宗	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
認知症高齢者等SOSほんわかネットワ ーク事業メール登録協力者数 (人)	5,341	5,700	5,750	5,800

5 持続可能な介護保険制度の運営

1.介護・福祉人材確保に向けた支援

(1)介護人材の確保

【現状と課題】

介護人材確保が大きな課題となっている中、事業所と求職者のマッチングを支援する福祉の職場説明会の開催、介護未経験者や外国人、高齢者が参入を図るための研修や補助金、他業界からの新規参入を促進する介護就職応援給付金などを実施していますが、依然として介護人材が不足しており、今後の介護サービスの担い手の確保をするための施策が必要となっています。

【施策の方向性】

○多様な人材の参入を促進し、より効果的な事業実施に向け、研修会や周知啓発、各種補助金の創設、要件の見直し、外国人介護人材の育成支援等に取り組みます。また、介護人材の確保の面から事業者の経営の協働化などを事業者とともに検討していきます。

	事業名	事業内容
1	介護人材の裾野の	多くの人が介護を知る機会を設けることで、介護未経験者が参入し
	拡大	やすい環境を整えるべく、介護に関する入門的研修を開催します。 介護に関する入門的研修の参加者や、過去に介護職に従事していた
		人や外国人等、幅広い人材を事業者とマッチングすることを支援するため福祉の職場説明会を開催します。
2	介護人材を志す次	中学生を対象に介護学習や体験を通じて、介護の仕事への理解とイ
	世代の育成	メージアップを図るべく中学校福祉・介護出前授業を行います。 小学生を対象に、介護の仕事の魅力を伝える体験型のイベント等の
		開催を検討します。
		小学生・中学生に配布する職業テキスト等への介護職の掲載を働き かけを行なう等、次の世代への周知を図ります。
		各事業者において、中学生を対象とした職場体験の受け入れを実施 します。
3	介護人材確保に向	多様な介護人材の確保に向けて、各種補助制度を設けています。補助制度は、際は日本した行いて、では今にも制度を提供します。
	けた補助金の交付	助制度は、随時見直しを行いニーズに合った制度を構築します。 他業界からの新規参入を促進することにより、介護人材確保を図り
		ます。 介護職として一定の知識・経験を有する人の再就職と定着を支援す
		ることにより介護人材確保を図ります。
		介護未経験の高齢者の新規参入を支援します。 介護職の専門資格取得に向けた支援を行います。
		介護・福祉人材の安定的な確保に向け、市外で開催される就職フェ アへ出展する介護事業所を支援します。

取組みに係る指標	現状		目標値	
以紅のに添る指標	令和4年	令和 6 年	令和7年	令和8年
介護に関する入門的研修受講者及び福祉 の職場説明会の参加者に係る介護事業所 採用者数 (人)	10	10	10	10
中学校福祉・介護出前授業及び職場体験 の実施校 (校)	2	5	5	5

(2)介護人材の定着促進

【現状と課題】

介護職として一定の知識・経験を有する人の再就職と定着を支援するため、講演会など様々な取組みを行っています。また、将来の担い手育成や定着支援・離職防止に向け、介護職の理解・魅力発信、や介護ロボットやICTの導入について支援を行っています。

介護人材の育成や、質を向上させるため、湖北地域介護サービス事業者協議会等と協力して、対象となる受講者を意識した研修会を開催しました。コロナ禍以降、オンラインによる研修会等、参加しやすい体制づくりに努めています。

課題として、様々な参入支援や定着支援の補助金等制度を整備していますが、制度の周知や情報提供 を引き続き行うことで、制度利用を促す必要があります。

【施策の方向性】

○離職防止に向け、介護職の理解・魅力発信、研修会の実施、また介護ロボットやICTの導入について支援を行うとともに、引き続き関係機関と協力して、事業所の抱える課題、介護職員の資質向上等の研修テーマを選定し、受講しやすい方法による研修会を開催します。また、介護サービス事業者等とハラスメント防止策、離職防止、等の課題を共有・分析する場を設け、意見交換をします。

	事業名	事業内容
1	福祉職場のイメー	関係団体と協力して、次の世代に対して介護の魅力を発信する取組
	 ジ向上・魅力発信事	みを行います。
		事業所をPRする動画作成の費用の一部を支援することで事業所や
	業 	介護のイメージや知名度の向上を図ります。
2	定着支援・離職防	国の制度の積極的な活用への啓発や適正な執行等の指導、手続きの
した ・業務の効率化 簡素化		簡素化等を図ります。
		研修会等において、業務の効率化に向けた事例(介護ロボット・IC
		Tの導入等)を紹介し、職場環境の改善による定着支援、離職防止を
		図ります。

事業名		事業内容
3	介護人材の質の向	福祉職場で効果的なテーマの研修等を開催することにより、より高
	上・職場定着に向け	い質で適切なサービス提供がなされるよう事業者の人材育成を支援 します(湖北地域介護サービス事業者協議会・米原市と合同実施)。
	た研修会等の実施	

取組みに係る指標	現状	目標値		
4次紀2071に1次の7日1宗	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
介護・福祉事業所就職 P R 動画作成支援 件数 (件)	3	3	3	3
介護人材の質の向上・職場定着に向けた 研修会参加者数 (人)	234	250	250	250

2. 適切な介護サービスの確保

(1)介護サービスの確保

【現状と課題】

コロナ禍で各事業の見込みが立てにくくなっていましたが、今後の需要について適切に見込むことが必要となります。

介護サービス事業所と連携し、質の向上を働きかけるとともに災害時や感染症発生時での対応、さらに中山間地域など新規事業所の参入が見込みにくい状況がある中、事業所との連携による対策などの取組みをしています。

介護サービス事業所に、適正な運営に向けた指導等を行い、新しい事業の理解促進や制度への協力などを働きかけていくことが必要です。

公設の通所介護施設(デイサービスセンター)については、需要や類似サービスの利用状況などを 考慮し、公設デイサービスの必要性を判断する必要があります。

【施策の方向性】

- ○感染症発生時や中山間地へのサービス提供の確保、介護サービス事業所への助言や指導など、持続可能な運営に取り組みます。介護サービス事業所等と生産性向上や離職防止、経営改善などに関する課題を共有・分析する場を設け、今後の介護サービスの在り方などについて意見交換をします。
- ○国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」を使用し、介護分野の文書に係る負担軽減を 進めます。
- ○介護給付に関する将来の需要と供給を適正に推計します。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	介護サービス事業	高齢者福祉・介護の向上を図るべく、介護サービス事業所や湖北地
	 所との協力・連携	域介護サービス事業者協議会と協力・連携を推進します。
	771 2 07 (1117) 3 72173	災害時・感染症発生時の情報提供・収集の仕組みや、災害時・感染症
		発生時の代替サービスの確保に向けた事業所間の連携を行います。
2	介護サービス事業	高齢者福祉・介護の向上を図るべく、事業所へ助言や指導を行いま
	所への指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ं
	771 1923413	介護サービス事業所の指定・変更、指導監査等に係る提出書類のホ
		ームページ上の掲載や、実地指導時における確認等のペーパレス化
		による文書に係る負担の軽減を図ります。
		地域密着型サービス、居宅介護支援事業及び介護予防・生活支援サ
		ービス事業の事業所指定を行います。また、地域密着型サービス事
		業者の選考については地域密着型サービス運営委員会を開催し、適
		正なサービス実施体制の確保について審議します。
		指定する事業所の基準順守状況や介護報酬算定要件、虐待防止に向
		けた取組み等について定期的に指導します。加えて、定期的に事業
		所を一定の場所に集めた指導を実施します(介護保険制度の周知、
		実地指導の結果報告、事業所との情報共有等)。
3	中山間地での介護	中山間地では新規事業所の参入が見込みにくい状況にある中、一定
	│ │サービス提供体制│	の介護サービス提供量の確保し、要介護者等の自立支援、重度化を
		防止する必要があるため、対象地域への訪問等サービスの提供を支
	の確保	援することでサービス量の確保を図るべく訪問等介護サービス確保
		対策事業を実施します。

<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値		
4次紀のに示る191宗	令和4年	令和6年	令和7年	令和8年
中山間地においてサービス提供を行った 法人数 (件)	18	18	18	18

(2)介護給付適正化の取組み

【現状と課題】

必要となる介護サービスを確保し市全域で適切に提供することをはじめ、健全で持続可能な介護保険 事業運営を推進するため、介護給付の適正化に取り組み、要介護認定の適正化やケアプラン点検の実施、 住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与について内容の確認、医療情報との突合・縦覧点検などを実施 しています。介護給付を適正な状態に保つため当該事業の継続した取組みが必要です。

【施策の方向性】

- ○将来に渡って介護保険制度を維持できるよう介護給付の適正化に取り組みます。
- ○要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、認定事務の効率化を進めます。

【第9期計画での取組み】

	事業名	事業内容
1	要介護認定の適正 化	申請者本人の実態に即した質の高い認定調査に努め、研修会等の実施により調査の平準化・適正化・効率化を行います。 認定審査委員の確保を図り、認定審査会の質を高め、審査判定基準の平準化と公平性・公正性を維持します。
		訪問調査のDXを推進し、調査票の作成時間を短縮かつ品質を担保し、確認作業を効率化することで要介護認定決定の迅速化を図ります。
2	介護相談員設置事業	介護相談員の派遣を行い、介護サービスの改善や向上、介護保険制度の適正な運営の確保に努めます。 研修や事例検討会等を実施し、介護相談員全体の資質向上を図ることにより、介護相談の平準化・適正化に努めます。
3	介護給付の適正化	ケアマネジャーが保険者に対して行う例外給付申請の必要性を判断します。 ケアプランの点検を実施し、計画の質の向上や不適正な計画の是正に努めます。 住宅改修について、施工前にその内容や金額が適正であるかについて、図面や見積書と住宅改修理由書の比較により専門職が点検を行い、施工後には写真での確認を実施します。 福祉用具について、必要性や利用状況の確認に加え、必要に応じて専門職による点検を実施します。
		医療情報等と介護保険情報の突合、縦覧点検を行い、二重請求がないかどうか、また、複数月の明細書における算定回数を確認し不適正な介護請求がないかチェックします。

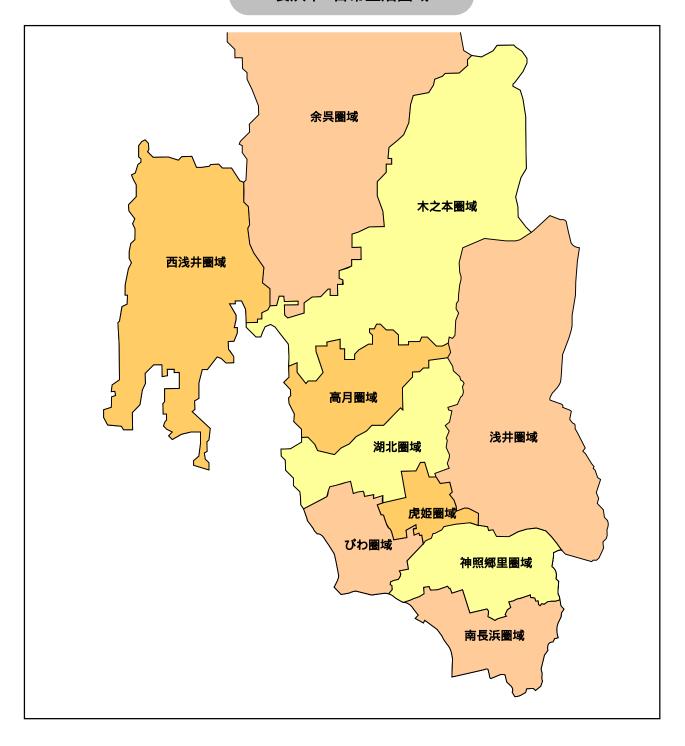
<目標値>

取組みに係る指標	現状	目標値		
以組 のに 添る指標	令和4年	令和 6 年	令和7年	令和8年
要介護認定審査不服申立件数 (件)	1	0	0	0
介護相談員派遣延べ訪問事業所数(件)	5	10	15	15

第5章 日常生活圏域の状況

本市では、見守りや生活支援の体制づくりの観点とサービス基盤の状態を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、介護・医療等の社会サービス拠点や事業が効果的に展開され、重層的につながりあう姿を念頭に置き、これらが有効に機能するよう、行政や介護サービス事業者が基盤の整備や活動を展開する区域として市域全体に10の日常生活圏域を設定しています。

長浜市 日常生活圏域



【長浜市全域】

基本情報

1 113 116					
令和5年(2023年)					
114,524 人					
33,273人 (29.1%)					
18,210人 (15.9%)					
6,785人 (19.8%)					
7,447 世帯 (15.7%)					
5,724 世帯 (12.1%)					
47,414 世帯					
6,638人					

- (注1)全市には日常生活圏域に入らないその他が含まれているため合計が一致しない場合がある。
- (注2)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

地域資源

以貝房	以貝///					
	病院	4 施設				
医療	診療所	68 施設				
療	歯科診療所	41 施設				
	訪問介護(ヘルパー)(C 型 2 含む)	31 か所				
	訪問入浴介護	3 か所				
介護サービス事業所等	訪問看護	16 か所				
Ħ	通所介護(デイサーピス)(A型4含む)	35 か所				
Ľ	地域密着型通所介護(療養通所)	18 か所				
ス事	通所リハピリテーション(C型2含む)	10 か所				
業	認知症対応型通所介護	11 か所				
) 所 等	短期入所生活介護 (ショートステイ)	10 か所				
	短期入所療養介護 (ショートステイ)	3 か所				
	居宅介護支援事業所	41 か所				

>	看護小規	模多機能型居宅介護	2 か所
護	特定施設	:入居者生活介護	1 か所
介護サービ	認知症対 仏)	応型共同生活介護(グループホー	16 か所
ᇫ	介護老人	福祉施設	13 施設
業	介護老人保健施設		3 施設
ス事業所等	有料老人	2 施設	
ਹ	サービス付き高齢者向け住宅		5 施設
迴	老人クラブ		126 クラブ
高齢者サ	生活支援	ボランティア団体	11 団体
뒫	通い	サロン	246 サロン
ロン等	, い , の	転倒予防自主グループ	149 グループ
等	場	よりあいどころ	8 団体

- (注1)広域で転倒予防自主グループを実施しているところがあるため全市の合計は一致しない。
- (注2)転倒予防自主グループは令和5年8月25日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

【 南長浜 日常生活圏域】

南長浜圏域の高齢化率は、全市平均より低くなっていますが、高齢者のひとり暮らし世帯の割合は、全市平均を上回っています。

医療機関は比較的多く、また、各種介護サービス事業所があり、サービス基盤は充実しています。 各種のリスクを有する割合をみると、全てのリスクにおいて全市平均を下回る状況にあります。 外出の頻度も、週5回以上とする割合が、全市平均を上回っています。

地域活動への参加状況をみると、週1回以上参加している人の割合は、高齢者サロンや通いの場、 老人クラブを除く活動について、全市平均を上回っています。地域活動への参加意向については、全 市平均並みとなっています。

基本情報

т інтіх П	令和5年(2023年)		
	南長浜	(全市)	
人口	26,445 人	114,524 人	
高齢者数(率)	7,009人 (26.5%)	33,273人 (29.1%)	
後期高齢者(率)	4,066人 (15.4%)	18,210人 (15.9%)	
要支援・要介護認定者(率)	1,510人 (21.1%)	6,785人 (19.8%)	
高齢者のひとり暮らし世帯(率)	1,890 世帯 (16.1%)	7,447 世帯 (15.7%)	
高齢者のみの世帯(率)	1,242 世帯 (10.6%)	5,724 世帯 (12.1%)	
総世帯数	11,728 世帯	47,414 世帯	
認知症高齢者数(認知症自立度 以上)	1,494 人	6,638 人	
地域包括支援センター	南長浜地域包括支援センター		
連合自治会(自治会数)	長浜まちなか(79) 六荘(24) 西黒田(11) 神田(8)		
地域づくり協議会	長浜まちなか、六荘、西黒田、神田		
中学校・義務教育学校	西、南		

⁽注)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

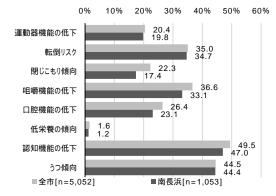
地域資源

医療	病院	3 施設
	診療所	23 施設
125	歯科診療所	13 施設
	訪問介護(ヘルパー)(C 型 2 含む)	12 か所
	訪問入浴介護	1 か所
介護	訪問看護	8 か所
Ψ̈́	通所介護(デイサービス)(A型4含む)	7 か所
I ビ	地域密着型通所介護 (療養通所)	8 か所
介護サービス事業所等	通所リハビリテーション(C型 2 含む)	1 か所
業	認知症対応型通所介護	4 か所
等	短期入所生活介護 (ショートステイ)	3 か所
	短期入所療養介護(ショートステイ)	1 か所
	居宅介護支援事業所	11 か所

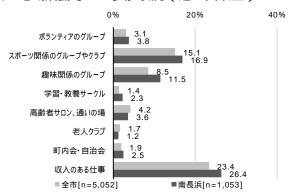
介	看護小規	規模多機能型居宅介護	1 か所
介護サ	特定施設入居者生活介護		1 か所
	認知症対	オ応型共同生活介護(グループホーム)	2 か所
ピス	介護老	人福祉施設	3 施設
事	介護老	人保健施設	1 施設
―ビス事業所等	有料老人ホーム		1 施設
等	サービ	ス付き高齢者向け住宅	1 施設
高	老人クラブ		8 クラブ
高を表力を表する。		援ボランティア団体	4 団体
サロン等	通	サロン	44 サロン
	りの	転倒予防自主グループ	29 グル- プ
	等場場	よりあいどころ	3 団体

(注)転倒予防自主グループは令和5年8月25日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

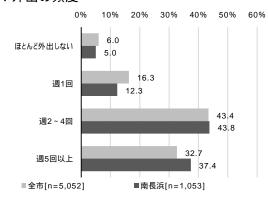
図表: 各種リスクを有する割合



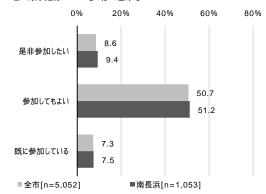
図表:地域活動等への参加状況(週1回以上)



図表:外出の頻度



図表:地域活動への参加意向



地域ケア会議等で把握した現状と課題

○市街地

- ・国民健康保険特定健診受診率が市平均より低く、住民自らが健康づくりに関心を持つような働きかけが必要です。
- ・近隣住民のつながりの希薄化や自治会運営そのものが厳 しい自治会が増加してきていますが、近隣同士でお互い 見守りあう体制は必要です。
- ・独居高齢者は多くサロン等の開催場所まで遠い等の理由 により、サロン等の集まりにも参加されず孤立しがちな 高齢者も見られます。

〇六荘

- ・市内で高齢化率が最も低い地区でありますが、地区内の旧住宅地では高齢化が進んでおり、地域によって居住年代層が大きく異なっています。
- ・若い世代が多く、次世代の担い手人材は多いですが、住民 相互の意識が希薄化しており、交流やつながりを強化し ていく必要があります。

〇西黒田

- ・高齢化が進み、独居高齢者や高齢者世帯が増加しており、 地域での結びつきが強い一方、困りごとがなかなか支援 機関等の相談につながらない現状です。
- ・福祉委員は全自治会に設置されていますが、自治会長と兼 務も多く、福祉委員活動の活性化と複数自治会を兼任す る民生委員との連携が必要です。

目指す方向性と取組み

○市街地

- ・地域団体(地域づくり連合会)と積極的に連携を図り、ここ るとからだの健康づくりを自分のことわがごととして捉え てもらえるよう啓発活動を実施していきます。
- ・住民相互の見守り活動の強化や、訪問型サロン等の生活支 援ボランティアへの活動を支援していきます。

〇六荘

- ・住民相互の意識を高めるため、見守り活動や防災福祉マップの取組みに関する研修等を開催し、各自治会での見守り 活動を推進していきます。
- ・つながりの場や見守り活動の場となるサロンや転倒予防教 室などの通いの場の活動を推進していきます。

〇西黒田

- ・引き続き「暮らしの支え合い検討会」や「かなえちゃん会 議」で、住民が地域課題を意見交換できる体制を継続して いきます。
- ・各自治会で開催される福祉会議や防災・福祉マップを活用 し、西黒田地区の見守り体制を構築していきます。

地域ケア会議等で把握した現状と課題 目指す方向性と取組み ○神田 ○神田 ・総人口が市内で最も少ない地区で、高齢化率が高く、独居 ・認知症予防のための健康づくりに関する啓発や、地域包括 支援センター等の相談体制の周知をしていきます。 高齢者の割合も高い状況です。 ・市街化調整区域が区域の大半を占めるため、若い世代や ・地区での見守り活動研修会や自治会での見守り会議を実施 新しい住民が家を建てることが難しく、地区外への流出 し、「見守り」に関する意識や活動を推進していきます。 が多いです。 ・介護保険申請時の原因が認知症である高齢者の割合が市 内でも高い地区ですが、困りごと相談支援機関等につな がりにくい現状です。 ・福祉委員は自治会の組長が兼務しており、福祉委員活動の

活性化が必要です。

【 神照郷里 日常生活圏域】

神照郷里圏域では、市街化区域の宅地化が進み、高齢化率は、10 圏域の中で最も低くなっています。また、高齢者のひとり暮らし世帯や、高齢者のみの世帯の割合も、同様に10 圏域の中で最も低くなっています。

人口が多く、高齢者数も 10 圏域の中では最も多くなっていますが、高齢者の人数に対して、介護 サービス事業所数等は少ない状態にあります。

各種のリスクを有する割合をみると、うつ傾向は、全市平均を上回っています。また、咀嚼機能の低下や口腔機能の低下で、全市平均を若干上回る状況にあります。

外出の頻度は、週5回以上とする割合が、全市平均を上回っています。地域活動への参加状況をみると、週1回以上参加している人の割合は、スポーツ関係のグループや趣味関係のグループなどで、全市平均を上回っています。地域活動への参加意向については、全市平均並みとなっています。

基本情報

ттых	令和5年(2023年)		
	神照郷里	(全市)	
人口	34,439 人	114,524 人	
高齢者数 (率)	8,247人 (23.9%)	33,273人 (29.1%)	
後期高齢者(率)	4,394人 (12.8%)	18,210人 (15.9%)	
要支援・要介護認定者(率)	1,562人 (18.5%)	6,785人 (19.8%)	
高齢者のひとり暮らし世帯(率)	1,922 世帯 (13.0%)	7,447 世帯 (15.7%)	
高齢者のみの世帯(率)	1,376 世帯 (9.3%)	5,724 世帯 (12.1%)	
総世帯数	14,732 世帯	47,414 世帯	
認知症高齢者数(認知症自立度 以上)	1,555 人	6,638 人	
地域包括支援センター	神照郷里地域包括支援センター		
連合自治会(自治会数)	南郷里(21) 神照(37) 北郷里(10)		
地域づくり協議会	南郷里、神照、北郷里		
中学校・義務教育学校	北、東		

⁽注)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

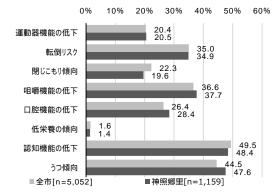
地域資源

	病院	- 施設
医療	診療所	20 施設
1233	歯科診療所	13 施設
	訪問介護(ヘルパー)(C 型 2 含む)	5 か所
	訪問入浴介護	1 か所
介護	訪問看護	2 か所
介護サービス事業所等	通所介護(デイサービス)(A型4含む)	6 か所
l Ľ	地域密着型通所介護(療養通所)	2 か所
ス事	通所リハビリテーション(C型 2 含む)	1 か所
業	認知症対応型通所介護	1 か所
等	短期入所生活介護(ショートステイ)	1 か所
	短期入所療養介護(ショートステイ)	- か所
	居宅介護支援事業所	8 か所

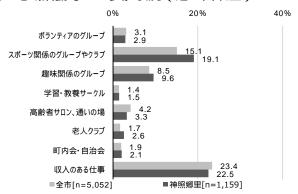
介護サービス看護小規模多機能型居宅介護1 か所特定施設入居者生活介護- か所認知症対応型共同生活介護(グル-プホ-ム)3 か所介護老人福祉施設- 施設有料老人ホーム1 施設有料老人ホーム1 施設サービス付き高齢者向け住宅2 施設老人クラブ26 クラブ生活支援ボランティア団体3 団体通サロン41 サロン面にいているサロン41 サロン転倒予防自主グループ28 グル-プよりあいどころ2 団体				
日 認知症対応型共同生活介護(ケループ ホーム) 3 か所 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 - 施設 有料老人ホーム 1 施設 サービス付き高齢者向け住宅 2 施設 老人クラブ 26 クラブ 生活支援ボランティア団体 3 団体 週 サロン 41 サロン 転倒予防自主グループ 28 ケループ	介護	看護小規	現模多機能型居宅介護	1 か所
日 認知症対応型共同生活介護(ケループホーム) 3 か所介護老人福祉施設 - 施設介護老人保健施設 - 施設有料老人ホーム 1 施設サービス付き高齢者向け住宅 2 施設を入りラブ 26 クラブ生活支援ボランティア団体 3 団体 サロン 転倒予防自主グループ 28 ケループ		特定施設入居者生活介護		- か所
高 老人クラブ 26 クラブ 歯 生活支援ボランティア団体 3 団体 ガロロック サロン 41 サロン いいのの 転倒予防自主グループ 28 が ループ		認知症対	け応型共同生活介護(グループホーム)	3 か所
高 老人クラブ 26 クラブ 歯 生活支援ボランティア団体 3 団体 ガロロック サロン 41 サロン いいのの 転倒予防自主グループ 28 が ループ	ビス	介護老	人福祉施設	- 施設
高 老人クラブ 26 クラブ 歯 生活支援ボランティア団体 3 団体 ガロロック サロン 41 サロン いいのの 転倒予防自主グループ 28 が ループ	事	介護老	人保健施設	- 施設
高 老人クラブ 26 クラブ 歯 生活支援ボランティア団体 3 団体 ガロロック サロン 41 サロン いいのの 転倒予防自主グループ 28 が ループ	業 所 等	有料老人ホーム		1 施設
*** 生活支援ボランティア団体 3 団体 *** 通 サロン 41 サロン *** 転倒予防自主グループ 28 が ループ		サービス付き高齢者向け住宅		2 施設
ロ	高 老人		ラブ	26 クラブ
ロ	齢	生活支持	爰ボランティア団体	3 団体
ン の 転倒予防目主グループ 28 グループ	ロン	通	サロン	41 サロン
			転倒予防自主グループ	28 グループ
	等	場	よりあいどころ	2 団体

⁽注)転倒予防自主グループは令和5年8月25日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

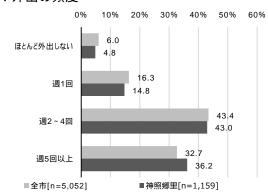
図表:各種リスクを有する割合



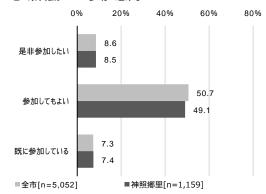
図表:地域活動等への参加状況(週1回以上)



図表:外出の頻度



図表:地域活動への参加意向



地域ケア会議等で把握した現状と課題

○神照

- ・新興住宅地やアパート等が多く、近隣との関係が希薄化しており、高齢者のみの世帯には見守り活動が積極的に行われているが、家族と同居する世帯には見守りがされにくい傾向があるため、地域で孤立化している高齢者を把握し、見守りや支援につなげることが必要です。
- ・サロンなどの通いの場がない自治会があり、高齢者が地域で交流する場が少ないです。

○南郷里

- ・高齢化率は低いが、転入者が多く、住民同士のつながり の場が少ない地域もあります。
- ・サロンなどの通いの場がない自治会もあり、高齢者が地域で交流する場が少ない地域もあります。
- ・受診等の緊急時の利便性は良いが、日頃から緊急時の備 えや共助に対する意識を醸成していく取組みが必要で す。

○北郷里

- ・高齢者の独居世帯や高齢者世帯が多く、介護を必要とす る高齢者を支える仕組みづくりが必要です。
- ・お互いに支え合い助け合う地域づくりの意識を醸成する 取組みが必要です。
- ・高齢化によりサロンなどの地域の通いの場が少なくなっている現状です。

目指す方向性と取組み

○神照

- ・地域や自治会で身近な交流の場を増やし、多世代間が交流 することで高齢者が孤立しない体制づくりをしていきま す。
- ・自治会の見守り活動を推進し、要支援者の把握や災害時等 のネットワークづくりをしていきます。

○南郷里

- ・地域とのつながりが希薄でも気軽に困りごとの相談ができる体制づくりをしていきます。
- ・高齢者の交流の場を設け、閉じこもりや孤立を防ぐよう取 り組んでいきます。
- ・緊急時の要配慮者への対応や支え合いの必要性について の研修会などを検討していきます。

〇北郷里

- ・高齢者同士での支え合いや地域での見守りの体制づくりに ついて取り組んでいきます。
- ・民生委員や自治会役員に他の自治会のサロンについて見学 できるように案内をするなど、サロン開設の支援をしてい きます。

【 浅井 日常生活圏域】

浅井圏域の高齢化率は、全市平均を少し下回る状況にあります。また、要支援・要介護認定率も、 全市平均に比べ低くなっています。

他の圏域に比べ、高齢者数に対する通所リハビリテーションの数が多くなっています。

各種のリスクを有する割合をみると、閉じこもり傾向で、全市平均を比較的大きく上回っています。また、認知機能の低下も、全市平均を若干上回る状況にあります。

外出の頻度は、「週2~4回」「週5回以上」のいずれの割合も、全市平均を下回る状況にあります。地域活動への参加状況をみると、週1回以上参加している人の割合は全般に全市平均を下回る状況にあります。地域活動への参加意向については、全市平均並みとなっています。

基本情報

ТПЭТК	令和5年(2023年)		
	浅井	(全市)	
人口	12,428 人	114,524 人	
高齢者数(率)	3,532人 (28.4%)	33,273人 (29.1%)	
後期高齢者(率)	1,864人 (15.0%)	18,210人 (15.9%)	
要支援・要介護認定者(率)	635人 (17.6%)	6,785人 (19.8%)	
高齢者のひとり暮らし世帯(率)	661 世帯 (14.1%)	7,447 世帯 (15.7%)	
高齢者のみの世帯(率)	623 世帯 (13.3%)	5,724 世帯 (12.1%)	
総世帯数	4,687 世帯	47,414 世帯	
認知症高齢者数(認知症自立度 以上)	634 人	6,638 人	
地域包括支援センター	浅井びわ虎姫地域包括支援センター		
連合自治会(自治会数)	湯田(17) 田根(13) 下草野(14) 七尾(7) 上草野(9)		
地域づくり協議会	浅井湯田、田根、下草野、七尾、上草野		
中学校・義務教育学校	浅井		

⁽注)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

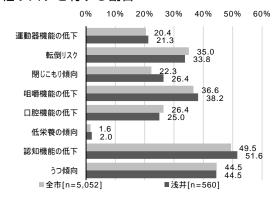
地域資源

医療	病院	- 施設
	診療所	4 施設
1/21	歯科診療所	2 施設
	訪問介護(ヘルパー)(C 型 2 含む)	3 か所
	訪問入浴介護	- か所
介護	訪問看護	1 か所
ij.	通所介護(デイサービス)(A 型 4 含む)	2 か所
l ビ	地域密着型通所介護(療養通所)	1 か所
ス事	通所リハビリテーション(C型 2 含む)	3 か所
業	認知症対応型通所介護	1 か所
介護サービス事業所等	短期入所生活介護 (ショートステイ)	1 か所
	短期入所療養介護 (ショートステイ)	- か所
	居宅介護支援事業所	5 か所

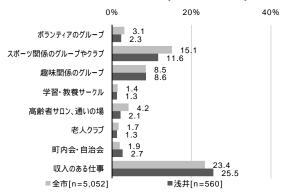
☆	看護小規	規模多機能型居宅介護	- か所
介護サ	特定施設入居者生活介護		- か所
	認知症対	け応型共同生活介護(グループホーム)	2 か所
ピス	介護老	人福祉施設	1 施設
事	介護老	人保健施設	- 施設
ービス事業所等	有料老人ホーム		- 施設
等	サービ	ス付き高齢者向け住宅	1 施設
高	老人クラ	ラブ	19 クラブ
高齢者サ	生活支持	爰ボランティア団体	1 団体
サロン等	通 い	サロン	22 サロン
	りの	転倒予防自主グループ	9 グ ル ープ
等	場	よりあいどころ	2 団体

(注)転倒予防自主グループは令和5年8月25日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

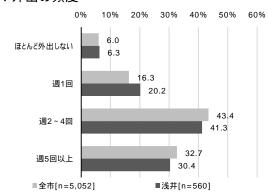
図表: 各種リスクを有する割合



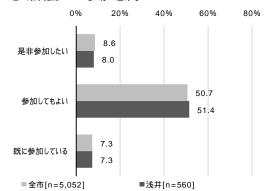
図表:地域活動等への参加状況(週1回以上)



図表:外出の頻度



図表:地域活動への参加意向



地域ケア会議等で把握した現状と課題

- ・高齢者を中心に健康意識が高く、健康講座やウォーキン グイベント等に積極的に参加する人が多いものの、高血 圧や生活習慣病を抱えている人も多いです。
- ・高齢化や生活様式の変化に伴い、通いの場等の活動者数が減少し、休止もしくは解散する団体が増えてきており、担い手の育成と確保が必要です。
- ・地域での結びつきが希薄になってきている地区があります。
- ・複雑化、複合化してからの相談が増えており、他者と交流がないため、問題をひとりや家族で抱える傾向があります。

目指す方向性と取組み

- ・各種イベントなどで検診や医療機関への受診の大切さや相 談窓口の周知啓発を進めていきます。
- ・地域に眠っている人材を発見し活用を図っていきます。
- ・移動店舗車(食料品販売)などを利用し、孤立しがちな高 齢者の交流の機会を図る地域づくりを推進します。
- ・圏域内の各地区が連携し住民が交流することで圏域全体で 支え合える仕組みづくりをしていきます。

【 びわ 日常生活圏域】

びわ圏域の高齢化率は、全市平均を上回る状況にありますが、要支援・要介護認定者率は、全市平均並みとなっています。また、高齢者のみの世帯の割合が、比較的高くなっています。

サービス基盤としては、居宅介護支援事業所や通所介護が比較的多くあります。

各種のリスクを有する割合をみると、転倒リスク、認知機能の低下などが、全市平均を比較的大きく上回っています。

地域活動への参加状況では、週1回以上参加している人の割合は、各活動とも、全般に全市平均並 みとなっています。また、参加の意向については、全市平均並みとなっています。

基本情報

THE TIX	令和5年(2023年)		
	びわ	(全市)	
人口	6,329 人	114,524 人	
高齢者数 (率)	2,279人 (36.0%)	33,273人 (29.1%)	
後期高齢者(率)	1,176人 (18.6%)	18,210人 (15.9%)	
要支援・要介護認定者(率)	447人 (19.5%)	6,785人 (19.8%)	
高齢者のひとり暮らし世帯(率)	390 世帯 (17.0%)	7,447 世帯 (15.7%)	
高齢者のみの世帯(率)	397 世帯 (17.3%)	5,724 世帯 (12.1%)	
総世帯数	2,296 世帯	47,414 世帯	
認知症高齢者数(認知症自立度 以上)	444 人	6,638 人	
地域包括支援センター	浅井びわ虎姫地域包括支援センタ-	-	
連合自治会(自治会数)	びわ(28)		
地域づくり協議会	びわ		
中学校・義務教育学校	びわ		

⁽注)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

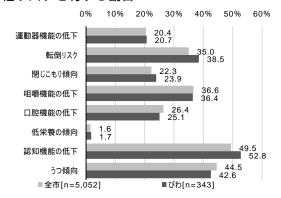
地域資源

	病院	- 施設
医療	診療所	3 施設
)A	歯科診療所	3 施設
	訪問介護(ヘルパー)(C 型 2 含む)	2 か所
	訪問入浴介護	- か所
介護	訪問看護	1 か所
ij.	通所介護(デイサービス)(A型4含む)	4 か所
l ビ	地域密着型通所介護(療養通所)	1 か所
ス事	通所リハビリテーション(C型 2 含む)	1 か所
業	認知症対応型通所介護	- か所
介護サービス事業所等	短期入所生活介護(ショートステイ)	1 か所
	短期入所療養介護 (ショートステイ)	1 か所
	居宅介護支援事業所	4 か所

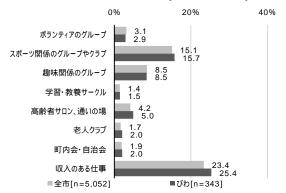
介	看護小規	現模多機能型居宅介護	- か所
護サ	特定施語	设入居者生活介護	- か所
	認知症対	け応型共同生活介護(グループホーム)	1 か所
ービス事業所等	介護老	人福祉施設	1 施設
事	介護老	人保健施設	1 施設
乗 所	有料老人ホーム		- 施設
等	サービス付き高齢者向け住宅		- 施設
高	老人クラ	ラブ	7 クラブ
高齢者サロン等	生活支持	援ボランティア団体	- 団体
	通	サロン	11 サロン
	いの	転倒予防自主グループ	14 グループ
	場	よりあいどころ	- 団体

(注)転倒予防自主グループは令和5年8月25日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

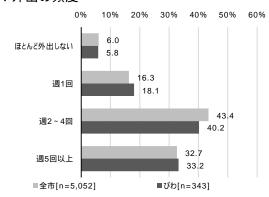
図表:各種リスクを有する割合



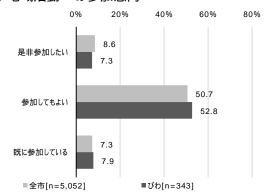
図表:地域活動等への参加状況(週1回以上)



図表:外出の頻度



図表:地域活動への参加意向



地域ケア会議等で把握した現状と課題

- ・団体内や自治会内の結びつきが強い一方で、家族内で困 り事を抱え続ける世帯が多く、支援機関等につながりに くい傾向があります。
- ・河川の氾濫の危険性により避難指示が頻繁に出るが、避難所に向かう人が比較的少ない状況があるため、災害に対するさらなる啓発や、地域の見守り体制の強化が必要です。

目指す方向性と取組み

- ・困りごとを早期に相談してもらえるように、相談先の周知 や地域住民との顔の見える関係づくりを推進します。
- ・命のバトンや避難支援見守り支えあい制度に取り組む自治 会を増やし、住民同士での見守り活動を推進します。
- ・地域住民の災害に対する意識の向上を図ります。

【 虎姫 日常生活圏域】

虎姫圏域の高齢化率は、全市平均を上回っており、特に、高齢者のひとり暮らし世帯の割合は、全市平均を比較的大きく上回っています。要支援・要介護認定率も、全市平均を上回っています。

サービス基盤としては、介護保険入所施設、地域密着型事業所などが立地しています。高齢者サロン等については、他の圏域と比べ、生活支援ボランティア団体や通いの場(サロン)が、高齢者数に対して比較的充実しています。

各種のリスクを有する割合をみると、閉じこもり傾向で全市平均を比較的大きく上回っています。 外出の頻度は、「ほとんど外出しない」とする割合が、全市平均に比べやや高く、このため、週 1 回以上の外出については、全市平均を下回る結果となっています。地域活動への参加状況をみると、 週 1 回以上参加している人の割合は、全般に全市平均を下回る状況にあります。また、参加の意向の ある人の割合についても、全市平均を下回る結果となっています。

基本情報

十 I F T X				
	令和5年(2023年)			
	虎姫		(全市	i)
人口	4,699 人		114,524 人	
高齢者数 (率)	1,592人	(33.9%)	33,273 人	(29.1%)
後期高齢者(率)	862 人	(18.3%)	18,210人	(15.9%)
要支援・要介護認定者(率)	357 人	(22.0%)	6,785人	(19.8%)
高齢者のひとり暮らし世帯(率)	442 世帯	(21.1%)	7,447 世帯	(15.7%)
高齢者のみの世帯(率)	251 世帯	(12.0%)	5,724 世帯	(12.1%)
総世帯数	2,091 世帯		47,414 世帯	
認知症高齢者数(認知症自立度 以上)	354 人		6,638人	
地域包括支援センター	浅井びわ虎姫地域包括	 支援センタ ー		
連合自治会(自治会数)	虎姫 (16)			
地域づくり協議会	虎姫			
中学校・義務教育学校	虎姫学園			

⁽注)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

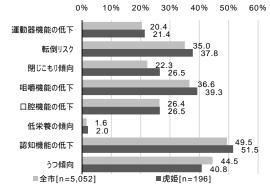
地域資源

•				
	_	病院	- 施設	
医療	診療所	4 施設		
	750	歯科診療所	1 施設	
		訪問介護(ヘルパー)(C型2含む)	1 か所	
		訪問入浴介護	- か所	
	介護	訪問看護	1 か所	
) 무	通所介護(デイサービス)(A型4含む)	2 か所	
	ー ビ	地域密着型通所介護(療養通所)	1 か所	
	ス事	通所リハビリテーション(C型2含む)	1 か所	
	業	認知症対応型通所介護	- か所	
介護サービス事業所等) 第	短期入所生活介護 (ショートステイ)	- か所	
		短期入所療養介護(ショートステイ)	- か所	
		居宅介護支援事業所	1 か所	

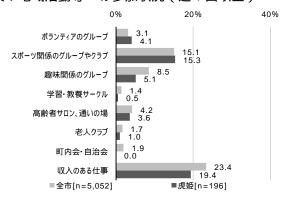
介護サ	看護小規	現模多機能型居宅介護	- か所
	特定施設入居者生活介護		- か所
	認知症效	オニュード オーム (ダループホーム)	2 か所
ビス	介護老	人福祉施設	1 施設
事	介護老	人保健施設	- 施設
ービス事業所等	有料老人ホーム		- 施設
等	サービス付き高齢者向け住宅		- 施設
高	老人クラブ		3 クラブ
高齢者サ	生活支持	援ボランティア団体	1 団体
U	通 い	サロン	19 サロン
・ロン等	いの	転倒予防自主グループ	5 グ ル- プ
等	場	よりあいどころ	- 団体

(注)転倒予防自主グループは令和5年8月25日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

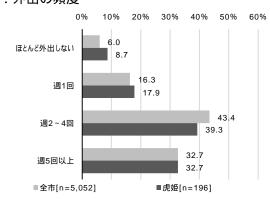
図表:各種リスクを有する割合



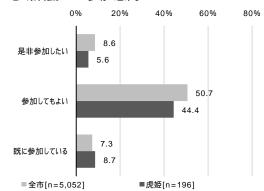
図表:地域活動等への参加状況(週1回以上)



図表:外出の頻度



図表:地域活動への参加意向



地域ケア会議等で把握した現状と課題

- ・肥満・動脈硬化の方の割合が高い、喫煙者が多いという傾向があるため、地域住民の健康課題への意識を高める 取組みが必要です。
- ・認知症による相談が増えており、要介護認定者における 認知症高齢者の割合も高いため、地域住民の認知症理解 や見守り体制が必要です。
- ・担い手不足や活動者の負担について、地域活動の継続が できる方法や仕組み作りを検討していく必要がありま す。

目指す方向性と取組み

- ・若い世代からの生活習慣病の予防や受診勧奨を行い、健康 づくりに関する取組みを推進します。
- ・認知症について正しく理解してもらう機会を増やし、防災 福祉マップや命のバトンも活用しながら住民同士の見守り 活動の推進していきます。
- ・居場所づくり活動や日常生活支援を推進していきます。

【 湖北 日常生活圏域】

湖北圏域の高齢化率は、全市平均を上回っています。また、高齢者のみの世帯の割合が、全市平均を上回る状況にあります。

介護保険入所施設、地域密着型事業所、訪問系事業所など各分野の施設が立地しています。高齢者 サロン等については、他の圏域と比べ、老人クラブが、高齢者数に対して比較的充実しています。

各種のリスクを有する割合をみると、閉じこもり傾向で全市平均を比較的大きく上回っています。 外出の頻度は、「週5回以上」の割合が全市平均を比較的大きく下回っていますが、「週2~4回」 とする割合が高く、週1回以上でみると全市平均並みとなっています。

地域活動への参加状況をみると、週1回以上参加している人の割合は、各活動とも全市平均を下回る状況にあります。ただし、参加の意向のある人の割合(「是非参加したい」と「参加してもよい」を合計した割合)については、全市平均を上回る状況にあります。

基本情報

(中)月刊			
	令和5年(2023年)		
	湖北	(全市)	
人口	7,888人	114,524 人	
高齢者数(率)	2,553人 (32.4%)	33,273人 (29.1%)	
後期高齢者(率)	1,364人 (17.3%)	18,210人 (15.9%)	
要支援・要介護認定者(率)	487人 (18.6%)	6,785人 (19.8%)	
高齢者のひとり暮らし世帯(率)	400 世帯 (14.4%)	7,447 世帯 (15.7%)	
高齢者のみの世帯(率)	402 世帯 (14.4%)	5,724 世帯 (12.1%)	
総世帯数	2,783 世帯	47,414 世帯	
認知症高齢者数(認知症自立度 以上)	773 人	6,638人	
地域包括支援センター	湖北高月地域包括支援センター		
連合自治会(自治会数)	小谷(11) 速水(13) 朝日(11)		
地域づくり協議会	小谷、こほく、朝日		
中学校・義務教育学校	湖北		

⁽注)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

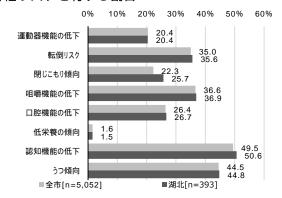
地域資源

	病院	- 施設
医療	診療所	3 施設
1/31	歯科診療所	2 施設
	訪問介護(ヘルパー)(C 型 2 含む)	2 か所
	訪問入浴介護	- か所
介鑵	訪問看護	1 か所
介護サービス事業所等	通所介護(デイサービス)(A型4含む)	2 か所
Ľ	地域密着型通所介護(療養通所)	2 か所
ス事	通所リハピリテーション(C型2含む)	- か所
業	認知症対応型通所介護	1 か所
) 所 等	短期入所生活介護(ショートステイ)	1 か所
.5	短期入所療養介護(ショートステイ)	- か所
	居宅介護支援事業所	5 か所

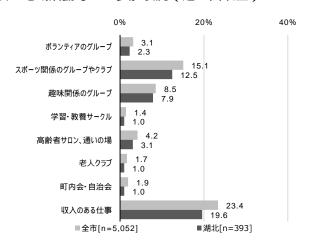
介護サ	看護小規	規模多機能型居宅介護	- か所
	特定施設入居者生活介護		- か所
,	認知症対	け応型共同生活介護(グループホーム)	1 か所
ピス	介護老	人福祉施設	2 施設
事	介護老	人保健施設	- 施設
―ビス事業所等	有料老人ホーム		- 施設
等	サービス付き高齢者向け住宅		- 施設
高	老人クラ	ラブ	19 クラブ
高齢者サ	生活支持	爰ボランティア団体	- 団体
	通	サロン	21 サロン
ロ ン 等	りの	転倒予防自主グループ	10 グル- プ
等	場	よりあいどころ	- 団体

⁽注)転倒予防自主グループは令和5年8月25日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

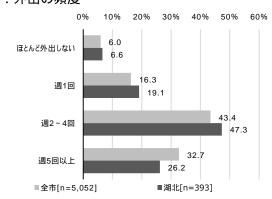
図表: 各種リスクを有する割合



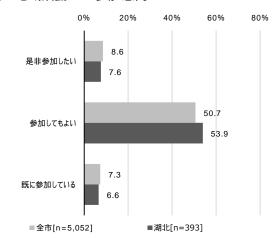
図表:地域活動等への参加状況(週1回以上)



図表:外出の頻度



図表:地域活動への参加意向



地域ケア会議等で把握した現状と課題

- ・高齢化率が高く、高齢者のみの世帯が多い現状です。
- ・交通手段が限られており、運転免許返納後、受診や買い物、活動の場への参加が難しくなり、認知機能の低下やフレイル状態に陥るリスクがあります。
- ・地域で集まる場の減少や、担い手の高齢化による担い手 不足のため、活動を継続するための仕組みが必要です。

目指す方向性と取組み

- ・住民が主体的に地域のネットワーク(住民同士のつなが り、住民と支援者とのつながり)づくりを行う取組みを推 進していきます。
- ・住民が、地域の関係者とともに、自治会内でゆるやかに見 守り・支え合う関係づくりを推進するため、地域の現状や 課題に目を向けるための場づくりをしていきます。

【 高月 日常生活圏域】

高月圏域の高齢化率は、全市平均を若干上回っています。また、高齢者のみの世帯の割合が、全市 平均を上回る状況にあります。

地域密着型のサービス事業所、また介護保険入所施設の立地もあります。

各種のリスクを有する割合をみると、転倒リスクや口腔機能の低下が全市平均を上回っています。 外出の頻度は、「週2~4回」とする割合が全市平均を比較的大きく上っていますが、「週5回以上」及び「週1回以上」の割合が全市平均を下回っており、週1回以上でみると全市平均を下回る状況となっています。

地域活動への参加状況をみると、週1回以上参加している人の割合は、「趣味関係のグループ」で全市平均を比較的大きく下回っていますが、多くは全市平均並みとなっています。参加の意向のある人の割合(「是非参加したい」と「参加してもよい」を合計した割合)については、全市平均を上回る状況にあります。

基本情報

	令和5年(2023年)			
	高月	(全市)		
人口	9,354 人	114,524 人		
高齢者数(率)	2,916人 (31.2%)	33,273人 (29.1%)		
後期高齢者(率)	1,551人 (16.6%)	18,210人 (15.9%)		
要支援・要介護認定者(率)	516人 (17.5%)	6,785人 (19.8%)		
高齢者のひとり暮らし世帯(率)	476 世帯 (13.8%)	7,447 世帯 (15.7%)		
高齢者のみの世帯(率)	516 世帯 (14.9%)	5,724 世帯 (12.1%)		
総世帯数	3,452 世帯	47,414 世帯		
認知症高齢者数(認知症自立度 以上)	220 人	6,638人		
地域包括支援センター	湖北高月地域包括支援センター			
連合自治会(自治会数)	富永(8) 高月(9) 古保利(9) 七鄉	阝(7)		
地域づくり協議会	高月			
中学校・義務教育学校	高月			

⁽注)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

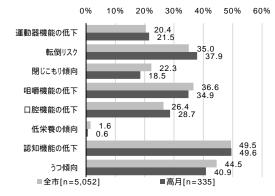
地域資源

'	~~~ <i> </i>		
医療	病院	- 施設	
	診療所	4 施設	
	750	歯科診療所	2 施設
		訪問介護(ヘルパー)(C 型 2 含む)	3 か所
		訪問入浴介護	1 か所
	介鑵	訪問看護	0 か所
サービ) 무	通所介護(デイサービス)(A 型 4 含む)	5 か所
	Ľ	地域密着型通所介護(療養通所)	2 か所
	ス	通所リハピリテーション(C型 2 含む)	1 か所
介護サービス事業所等	業	認知症対応型通所介護	2 か所
) 第	短期入所生活介護 (ショートステイ)	1 か所
	.5	短期入所療養介護 (ショートステイ)	- か所
	居宅介護支援事業所	4 か所	

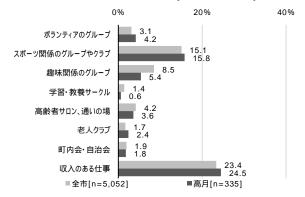
介護サ	看護小規模多機能型居宅介護		- か所
	特定施設入居者生活介護		- か所
1	認知症対	け応型共同生活介護(グループホーム)	3 か所
ビス	介護老	人福祉施設	1 施設
ス事業所	介護老	人保健施設	- 施設
莱 所	有料老人ホーム		- 施設
等	サービス付き高齢者向け住宅		- 施設
ョ	老人クラブ		19 クラブ
高齢者サ	生活支持	爰ボランティア団体	- 団体
	通	サロン	29 サロン
ロン	۱۱ 0	転倒予防自主グループ	15 グルーフ [°]
等	場	よりあいどころ	- 団体

⁽注)転倒予防自主グループは令和 5 年 8 月 25 日現在、その他は令和 5 年 4 月 1 日現在のデータ

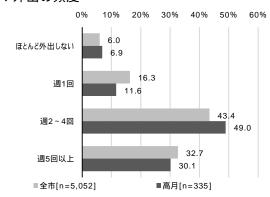
図表: 各種リスクを有する割合



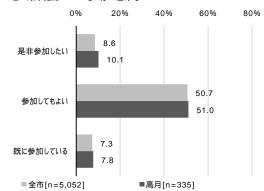
図表:地域活動等への参加状況(週1回以上)



図表:外出の頻度



図表:地域活動への参加意向



地域ケア会議等で把握した現状と課題

- ・高齢化率が高く、高齢者のみの世帯が多い現状です。
- ・見守り活動が活発で、サロン等の地域での高齢者の居場 所が多く、地域住民主体の活動もあるが、地域の居場所 に参加できない人へアプローチするための具体的な手段 が必要です。
- ・困りごとについて、本人家族間で解決しようとする傾向 があり、周囲に相談しやすい地域づくりへのアプローチ が必要です。

目指す方向性と取組み

- ・地域の居場所に参加が難しくなっている人に対して、居場 所や活動に参加できるよう、お互いに支え合う仕組みづく りを推進します。
- ・住民が相談できる場づくりに取り組んでいきます。
- ・地域の支え手を増やし、また支える力を高めるための研修 や、専門職とのつながりづくりを進めていきます。

【 木之本 日常生活圏域】

木之本圏域の高齢化率は、10圏域の中で3番目に高くなっています。高齢者のひとり暮らし世帯の割合や要支援・要介護認定者率も全市平均を上回り、10圏域の中で2番目に高くなっています。

総合病院、介護保険入所施設、各種のサービス事業所が立地しています。高齢者サロン等については、通いの場(転倒予防自主グループ)が、高齢者数に対して比較的充実しています。

各種のリスクを有する割合をみると、口腔機能の低下をはじめ、咀嚼機能の低下、認知機能の低下 などで、全市平均を上回っています。

外出の頻度は、「週5回以上」の割合が全市平均に比べ低く、週1回以上でみると全市平均を若干下回る結果となっています。

地域活動への参加状況をみると、週1回以上参加している人の割合は、「高齢者サロン、通いの場」が、全市平均を比較的大きく上回る状況にありますが、他は、全市平均を下回っています。参加の意向のある人の割合については、全市平均を若干下回っています。

基本情報

《个 门书权				
	令和5年(2023年)			
	木之本	(全市)		
人口	6,334 人	114,524 人		
高齢者数(率)	2,453人 (38.7%)	33,273人 (29.1%)		
後期高齢者(率)	1,376人 (21.7%)	18,210人 (15.9%)		
要支援・要介護認定者(率)	575人 (23.0%)	6,785人 (19.8%)		
高齢者のひとり暮らし世帯(率)	607 世帯 (21.9%)	7,447 世帯 (15.7%)		
高齢者のみの世帯(率)	455 世帯 (16.4%)	5,724 世帯 (12.1%)		
総世帯数	2,774 世帯	47,414 世帯		
認知症高齢者数(認知症自立度 以上)	573 人	6,638人		
地域包括支援センター	木之本余呉西浅井地域包括支援センター	-		
連合自治会(自治会数)	杉野(4) 高時(5) 木之本(8) 伊都	5具(7)		
地域づくり協議会	杉野、高時、木之本、伊香具			
中学校・義務教育学校	木之本			

⁽注)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

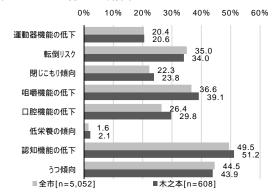
地域資源

	病院	1 施設
医療	診療所	4 施設
1233	歯科診療所	3 施設
	訪問介護(ヘルパー)(C 型 2 含む)	2 か所
	訪問入浴介護	- か所
介護	訪問看護	1 か所
介護サービス事業所等	通所介護(デイサービス)(A型4含む)	5 か所
l ビ	地域密着型通所介護(療養通所)	1 か所
ス事	通所リハピリテーション(C型 2 含む)	2 か所
業	認知症対応型通所介護	- か所
) 第	短期入所生活介護(ショートステイ)	1 か所
	短期入所療養介護 (ショートステイ)	1 か所
	居宅介護支援事業所	1 か所

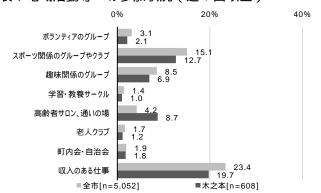
介護サ	看護小規模多機能型居宅介護		- か所
	特定施設入居者生活介護		- か所
	認知症対	け応型共同生活介護(グループホーム)	- か所
ビス	介護老	人福祉施設	1 施設
事	介護老	人保健施設	1 施設
ス事業所等	有料老人ホーム		- 施設
等	サービス付き高齢者向け住宅		- 施設
ョ	老人クラブ		5 クラブ
高齢者サ	生活支持	爰ボランティア団体	- 団体
-	通	サロン	26 サロン
ロン	りの	転倒予防自主グループ	16 グ ル ープ
等	場	よりあいどころ	1 団体

⁽注)転倒予防自主グループは令和5年8月25日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

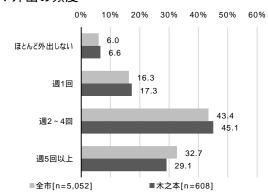
図表: 各種リスクを有する割合



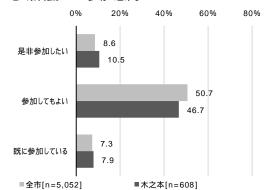
図表:地域活動等への参加状況(週1回以上)



図表:外出の頻度



図表:地域活動への参加意向



地域ケア会議等で把握した現状と課題

- ・筋骨格系の疾患で介護保険を申請する割合が高く、その 原因のひとつとして冬期の積雪による閉じこもりでの筋 力低下が挙げられます。
- ・高血圧性疾患、糖尿病、脂質異常症の医療費が市内上位であり、健康への知識・関心を高める啓発が必要です。
- ・身寄りのない高齢者や家族の協力が得にくい高齢者等が 増加しており、地域での見守りが必要です。

目指す方向性と取組み

- ・地域の団体等と協力し、閉じこもりによるフレイル予防に 取り組みます。
- ・健診の受診勧奨や、健康づくり啓発イベントで、住民の健 康維持増進に働きかける取組みを推進します。
- ・命のバトン、防災福祉マップの見直しなど、地域での見守
- り・助け合いの基盤づくりを推進します。

9 7

【 余呉 日常生活圏域】

余呉圏域の高齢化率は、10圏域の中で最も高くなっています。高齢者のひとり暮らし世帯の割合 や高齢者のみの世帯の割合、要支援・要介護認定者率も、10圏域の中で最も高くなっています。

地域密着型事業所として介護保険入所施設、サービス事業所が立地しています。高齢者サロン等については、他の圏域と比べ、生活支援ボランティア団体や通いの場(サロン、転倒予防自主グループ)が、高齢者数に対して比較的充実しています。

各種のリスクを有する割合をみると、閉じこもり傾向が、全市平均を比較的大きく上回る状況とっています。一方、転倒リスクについては、10 圏域の中で最も低くなっています。外出の頻度は、「週5回以上」「週2~4回」の割合が全市平均に比べ低く、週1回以上で見ても、10圏域中最も低くなっています。

地域活動への参加状況をみると、週1回以上参加している人の割合は、「ボランティアのグループ」や「高齢者サロン、通いの場」が、全市平均を比較的大きく上回る状況にあります。一方で、「スポーツ関係のグループやクラブ」は全市平均を大きく下回っています。

基本情報

令和5年(2023年)					
余呉		(全市	i)		
2,751 人		114,524 人			
1,214 人	(44.1%)	33,273 人	(29.1%)		
719 人	(26.1%)	18,210人	(15.9%)		
289 人	(23.6%)	6,785人	(19.8%)		
307 世帯	(26.0%)	7,447 世帯	(15.7%)		
218 世帯	(18.4%)	5,724 世帯	(12.1%)		
1,183 世帯		47,414 世帯			
287 人		6,638人			
木之本余呉西浅井地域包	回括支援センター				
余呉(19)					
余呉					
余呉小中学校					
	2,751 人 1,214 人 719 人 289 人 307 世帯 218 世帯 1,183 世帯 287 人 木之本余呉西浅井地域6	余呉 2,751 人 1,214 人 (44.1%) 719 人 (26.1%) 289 人 (23.6%) 307 世帯 (26.0%) 218 世帯 (18.4%) 1,183 世帯 287 人 木之本余呉西浅井地域包括支援センター 余呉 (19) 余呉	余呉 (全市 2,751人 114,524人 1,214人 (44.1%) 33,273人 719人 (26.1%) 18,210人 289人 (23.6%) 6,785人 307世帯 (26.0%) 7,447世帯 218世帯 (18.4%) 5,724世帯 1,183世帯 47,414世帯 287人 6,638人 木之本余呉西浅井地域包括支援センター 余呉(19) 余呉 (19)		

(注)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

地域資源

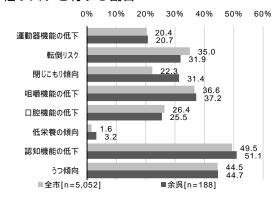
	病院	- 施設
医療	診療所	1 施設
125	歯科診療所	1 施設
	訪問介護(ヘルパー)(C 型 2 含む)	1 か所
	訪問入浴介護	- か所
介鑵	訪問看護	- か所
介護サービス事業所等	通所介護(デイサービス)(A型4含む)	1 か所
ビビ	地域密着型通所介護(療養通所)	- か所
ス	通所リハビリテーション(C型 2 含む)	- か所
業	認知症対応型通所介護	1 か所
) 第	短期入所生活介護 (ショートステイ)	- か所
.5	短期入所療養介護 (ショートステイ)	- か所
	居宅介護支援事業所	- か所

介	看護小規	現模多機能型居宅介護	- か所
介護サ	特定施語	- か所	
j	認知症対	け応型共同生活介護(グループホーム)	1 か所
ピス	介護老	人福祉施設	1 施設
―ビス事業所等	介護老	人保健施設	- 施設
新	有料老	- 施設	
等	サービ	1 施設	
高	老人クラ	ラブ	7 クラブ
高齢者サ	生活支持	爰ボランティア団体	1 団体
	通い	サロン	16 サロン
ロ ン 等	りの	転倒予防自主グループ	15 グル ープ
等	場	よりあいどころ	- 団体

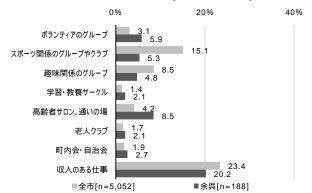
(注)転倒予防自主グループは令和5年8月25日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

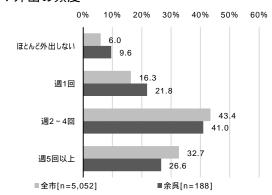
図表: 各種リスクを有する割合



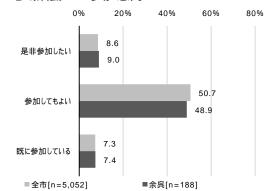
図表:地域活動等への参加状況(週1回以上)



図表:外出の頻度



図表:地域活動への参加意向



地域ケア会議等で把握した現状と課題

- ・高齢化率等、日常生活圏域内では最も高い地域です。
- ・商業施設が少ないため移動店舗車(食料品販売)が各集落を回っていますが、通院等の移動が課題です。
- ・人口が減少する中、各団体のスタッフを兼任されており、その負担軽減の仕組みづくりが必要です。
- ・冬季はサロン等が活動を中止するところが多く、介護予 防の取組みが必要です。

目指す方向性と取組み

- ・移動店舗の利用促進により余呉の暮らしを守るとともに、 見守り活動を推進し、地域コミュニティ構築に努めます。
- ・潜在的な人材活用を図り、住民主体による支え合い活動の 輪を拡げるとともに、地域外交流を促進することで人材不 足の課題解消に取り組みます。
- ・住民主体の介護予防活動に取り組み、サロンや転倒予防教 室の活動補助を推進します。

【 西浅井 日常生活圏域】

西浅井圏域の高齢化率は、10圏域の中で2番目に高くなっています。また、高齢者のひとり暮らし世帯の割合や高齢者のみの世帯の割合、要支援・要介護認定者率も、全市平均を上回っています。 サービス基盤としては、地域密着型事業所等が整っています。

各種のリスクを有する割合をみると、閉じこもり傾向が、全市平均を比較的大きく上回る状況とっています。一方、認知機能の低下にいては、全市平均に比べ比較的低くなっています。

外出の頻度は、「週1回」の割合が全市平均に比べ高くなっているものの、「週2~4回」「週5回以上」の割合は低く、週1回以上でみると、全市平均を若干下回る結果となっています。

地域活動への参加については、全般に全市平均を下回る状況にあります。地域活動への参加意向については、「既に参加している」とする人の割合が、全市平均を下回る状況にあり、一方で参加の意向のある人の割合(「是非参加したい」と「参加してもよい」を合計した割合)は7割近くとなっており、全市平均を大きく上回る結果となっています。

基本情報

= 'T' H TK						
	令和5年(2023年)					
	西浅井	(全市)				
人口	3,560 人	114,524 人				
高齢者数(率)	1,401人 (39.4%)) 33,273人 (29.1%)				
後期高齢者(率)	780人 (21.9%)) 18,210人 (15.9%)				
要支援・要介護認定者(率)	305人 (21.5%)) 6,785人 (19.8%)				
高齢者のひとり暮らし世帯(率)	277 世帯 (19.8%)	7,447 世帯 (15.7%)				
高齢者のみの世帯(率)	243 世帯 (17.3%)) 5,724 世帯 (12.1%)				
総世帯数	1,401 世帯	47,414 世帯				
認知症高齢者数(認知症自立度 以上)	304 人	6,638人				
地域包括支援センター	木之本余呉西浅井地域包括支援廿	ヹンター				
連合自治会(自治会数)	西浅井(20)					
地域づくり協議会	西浅井					
中学校・義務教育学校	西浅井					

⁽注)連合自治会(自治会数)は令和5年5月18日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

地域資源

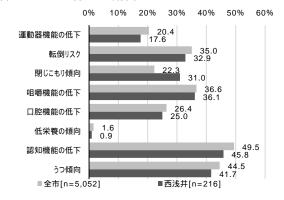
戏只亦		
_	病院	- 施設
医療	診療所	2 施設
)JK	歯科診療所	1 施設
	訪問介護(ヘルパー)(C 型 2 含む)	- か所
	訪問入浴介護	- か所
介護サービス事業所等	訪問看護	1 か所
ਸ਼੍ਰੋ- ਜ਼ਰੂ	通所介護(デイサービス)(A 型 4 含む)	1 か所
Ľ	地域密着型通所介護(療養通所)	- か所
ス事	通所リハビリテーション(C型 2 含む)	- か所
業	認知症対応型通所介護	1 か所
) 所 等	短期入所生活介護(ショートステイ)	1 か所
,,,	短期入所療養介護(ショートステイ)	- か所
	居宅介護支援事業所	2 か所

介	看護小規	- か所	
介護サ	特定施設	设入居者生活介護	- か所
1	認知症效	1 か所	
ピス	介護老	人福祉施設	2 施設
事	介護老	人保健施設	- 施設
-ビス事業所等	有料老	- 施設	
等	サービ	- 施設	
高	老人ク	ラブ	13 クラブ
高齢者サ	生活支持	爰ボランティア団体	1 団体
步	通 サロン		17 サロン
ロン等	りの	転倒予防自主グループ	6 グループ
等	場	よりあいどころ	- 団体

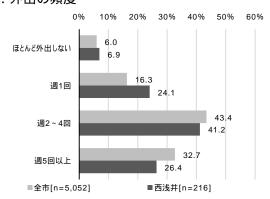
(注)転倒予防自主グループは令和5年8月25日現在、その他は令和5年4月1日現在のデータ

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

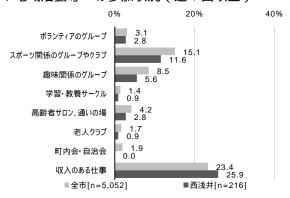
図表:各種リスクを有する割合



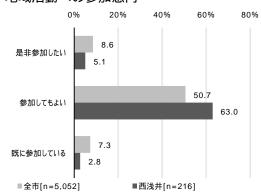
図表:外出の頻度



図表:地域活動等への参加状況(週1回以上)



図表:地域活動への参加意向



地域ケア会議等で把握した現状と課題

- ・高齢化率が高く、独居、高齢者世帯が多い現状です。
- ・圏域内の商業施設は少なく、鉄道やバスは運行しているが利便性は十分ではなく、交通手段としておでかけワゴンの運行はあるものの、運転免許返納後の移動が課題です。
- ・冬季は雪が多く、サロンなどの通いの場が休止となるため、冬季の閉じこもりによる介護予防の取組みが必要です。

目指す方向性と取組み

- ・地域住民による高齢者の見守りや支え合いの互助のネット ワークをさらに広げる取組みを進めていきます。
- ・冬季の閉じこもり予防による介護予防について、健康に関する講座や通いの場を開催し、ケーブルテレビやホームページを通じてきゃんせ体操を活用し広く周知啓発していきます。

第6章 介護保険サービス量等の見込み・保険料の設定

第9期介護保険事業計画期間の介護保険サービスの見込量等は、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数の伸びを推計し、サービス提供実績及び各施設・居宅サービスの施策の方向性等を踏まえ推計します。

1 被保険者数等の見込み

(1)被保険者数等の見込み

			令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
被	保険者数総数	人	71,173	71,217	71,094	71,099	71,112	71,087
第	1号被保険者	人	33,297	33,331	33,254	33,450	33,549	33,639
	前期高齢者(65~74歳)	人	15,749	15,318	14,885	14,354	13,928	13,598
	第1号被保険者構成比	%	47.3	46.0	44.8	42.9	41.5	40.4
	後期高齢者(75歳以上)	人	17,548	18,013	18,369	19,096	19,621	20,041
	第1号被保険者構成比	%	52.7	54.0	55.2	57.1	58.5	59.6
高	齡化率	%	52.7	54.0	55.2	57.1	58.5	59.6
後.	期高齢化率	%	15.1	15.6	16.1	16.8	17.4	17.9
第	2号被保険者	人	37,876	37,886	37,840	37,649	37,563	37,448
総	Л П	人	116,061	115,324	114,409	113,686	112,946	112,179

			令和12	令和17	令和22	令和27	令和32
			年度	年度	年度	年度	年度
被	保険者数総数	人	70,234	68,319	66,398	64,435	62,218
第	1 号被保険者	人	33,929	34,297	35,457	35,538	34,730
	前期高齢者(65~74歳)	人	13,439	14,104	15,571	15,613	13,657
	第1号被保険者構成比	%	39.6	41.1	43.9	43.9	39.3
	後期高齢者(75歳以上)	人	20,490	20,193	19,886	19,925	21,073
	第1号被保険者構成比	%	60.4	58.9	56.1	56.1	60.7
高	龄化率	%	31.1	32.8	35.5	37.5	38.7
後.	期高齢化率	%	18.8	19.3	19.9	21.0	23.5
第	2 号被保険者	人	36,305	34,022	30,941	28,897	27,488
総	人口	人	108,929	104,534	99,869	94,866	89,690

出典:厚生労働省「見える化」システム将来推計(各年9月末)

(2)要支援・要介護認定者数の見込み

単位∶人

						十四・ハ
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
	年度	年度	年度	年度	年度	年度
事業対象者数	89	78	68	72	72	73
要支援 1	665	714	800	831	852	863
要支援 2	966	1,029	1,004	1,055	1,073	1,084
要介護 1	1,312	1,300	1,319	1,321	1,343	1,355
要介護 2	1,272	1,302	1,223	1,237	1,250	1,256
要介護 3	1,003	952	955	942	962	985
要介護 4	791	787	775	788	808	820
要介護 5	590	587	568	567	575	579
要支援・要介護認定者数合計	6,599	6,671	6,644	6,741	6,863	6,942
要介護(支援)認定率(%)	19.8	20.0	20.0	20.2	20.5	20.6

	令和12	令和17	令和22	令和27	令和32
	年度	年度	年度	年度	年度
事業対象者数	73	74	77	77	75
要支援 1	926	949	930	911	925
要支援 2	1,154	1,206	1,201	1,176	1,182
要介護 1	1,452	1,524	1,512	1,479	1,488
要介護 2	1,336	1,408	1,443	1,410	1,400
要介護 3	1,056	1,127	1,175	1,147	1,130
要介護 4	869	921	965	943	928
要介護 5	617	646	665	653	644
要支援・要介護認定者数合計	7,410	7,781	7,891	7,719	7,697
要介護(支援)認定率(%)	21.8	22.7	22.3	21.7	22.2

要支援・要介護認定者数は第2号被保険者を含む。

出典:厚生労働省「見える化」システム将来推計(各年9月末)

2 介護保険サービス量等の見込み

(1)居宅サービス

居宅サービスは「心身機能」「活動」「参加」等の生活機能の維持・向上を図る機能、生活援助としての機能、家族介護者の負担軽減を図る機能のいずれかを発揮して自立を支援するサービスです。

今後一層、要介護(要支援)認定者の増加が見込まれ、また、多くの人が要介護(要支援)状態となっても住み慣れた自宅での生活を望まれていることから、引き続き居宅サービスの充実が必要です。

ア 訪問介護(ホームヘルプ)

(ア) サービスの概要

要介護認定者に対して生活面での自立に向けたサポートを行うサービスで、食事や排泄、入浴、衣類の着脱等の「身体介護」と、調理、掃除、洗濯、買物等の「生活援助」、通院等の支援の「通院等乗降介助」に区分されます。

(イ) サービスの現況

サービス量は全体的に横ばいとなっています。また要介護度が重いほど、利用回数が多くなる傾向があります。

図表:訪問介護の要介護度別利用状況

単位:人、回

キロ・パロー						
区分	月平均和	间用人数	利用者一人あたり月平均利用回数			
达 万	令和3年度	令和3年度 令和4年度		令和4年度		
要介護 1	230.9	241.2	14.4	14.8		
要介護 2	265.6	273.9	19.2	19.3		
要介護 3	208.3	197.2	29.6	32.8		
要介護 4	146.6	148.3	38.1	40.7		
要介護 5	136.3	122.2	37.3	40.6		
全体	987.8	982.8	25.6	26.8		

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」 = 年間受給者数(延人月)÷12

「利用者一人あたり月平均利用回数」 = 年間利用回数(延回月) ÷ 年間受給者数(延人月)

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額 (円)	令和5年	2,311	2,061	2,426
調整済(注)の額(円)	令和2年	1,772	1,699	1,827
受給者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	79,348	75,502	83,661
受給者一人あたりの利用回数(回)	令和5年	26.8	25.9	27.7

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

(ウ) サービス量の見込

住み慣れた地域での暮らしの維持、継続に向け、在宅生活の限界点を高めるための主要なサービスの 一つとして、今後も増加傾向が続くものとして見込みました。

図表:訪問介護の利用者数とサービス量

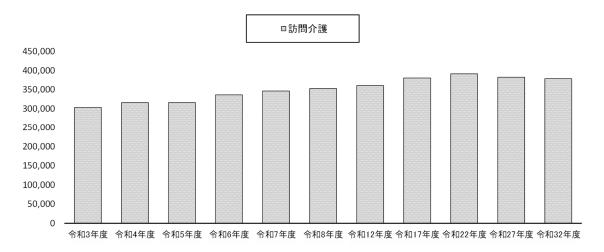
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	987.8	982.8	965.0	1,009.0	1,035.0	1,052.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	25.6	26.8	27.3	27.8	27.9	28.0
C 年間サービス量	303,102	315,863	315,934	336,130	346,433	353,011

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	1,090.0	1,149.0	1,175.0	1,149.0	1,141.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	27.6	27.6	27.8	27.7	27.7
C 年間サービス量	360,691	380,357	391,325	382,558	378,722

注釈: 1 「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:訪問介護のサービス量見込(回/年)



イ 訪問入浴介護 / 介護予防訪問入浴介護

(ア) サービスの概要

身体状態、疾患や環境等の要因により、自宅浴槽での入浴ができなくなった場合に、要介護(要支援) 認定者の自宅に簡易浴槽を持ち込んで入浴の介護を行い、清潔保持を図るサービスです。

(イ) サービスの現況

月平均利用者数は約 110 人程度で推移しています。要介護 4、5 の利用が多く、利用者数の約 70%となっています。

図表:訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護の要介護度別利用状況

単位:人、回

区分	月平均和	间用人数	利用者一人あたり月平均利用回数		
込 力	令和3年度	令和3年度 令和4年度		令和4年度	
要支援1	0.0	0.0	0.0	0.0	
要支援 2	1.0	0.0	8.0	0.0	
要介護 1	2.0	1.9	3.0	4.4	
要介護 2	13.3	17.5	5.1	4.1	
要介護3	21.5	17.0	5.0	5.2	
要介護 4	32.3	36.9	4.9	5.1	
要介護 5	42.1	43.4	5.5	5.6	
全体	112.1	116.8	5.2	5.1	

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」 = 年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額 (円)	令和5年	118	154	207
受給者一人あたりの給付月額(円)	令和 5 年	62,491	66,663	64,431
受給者一人あたりの利用回数(回)	令和 5 年	4.9	5.3	5.2

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

[「]利用者一人あたり月平均利用回数」=年間利用回数(延回月)÷年間受給者数(延人月)

今後、重度の要介護認定者の増加等に伴い、利用は緩やかな伸びが続くと見込みました。

図表:訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護の利用者数とサービス量

訪問入浴介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
A 月平均利用人数(人)	111.1	116.8	103.0	117.0	122.0	123.0	
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	
C 年間サービス量	6,847	7,177	6,311	7,170	7,489	7,552	

訪問入浴介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	116.0	123.0	128.0	125.0	123.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
C 年間サービス量	7,108	7,536	7,840	7,664	7,536

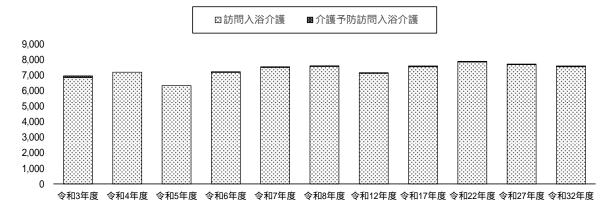
介護予防訪問入浴介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	1.0	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	8.0	0.0	0.0	1.7	1.7	1.7
C 年間サービス量	96.0	0.0	0.0	39.6	39.6	39.6

介護予防訪問入浴介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
C 年間サービス量	39.6	39.6	39.6	39.6	39.6

注釈: 1 「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護のサービス量見込(回/年)



ウ 訪問看護 / 介護予防訪問看護

(ア) サービスの概要

療養生活の支援と心身機能維持回復を図るため、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要介護(要支援)認定者の自宅を訪問して、療養上の支援や必要な診療の補助を行うとともに、基礎疾 患の管理を行うサービスです。

(イ) サービスの現況

月平均利用者数は800人を超えており、要介護2の利用者数が最も多くなっています。

図表:訪問看護/介護予防訪問看護の要介護度別利用状況

単位:人、回

十位・バ								
区分	月平均和	间用人数	利用者一人あたり月平均利用回数					
区刀	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度				
要支援 1	33.0	31.8	4.3	4.2				
要支援 2	75.3	74.6	6.5	6.3				
要介護 1	172.6	148.8	5.6	5.8				
要介護 2	215.3	210.1	6.6	6.9				
要介護 3	144.2	138.9	6.9	6.4				
要介護 4	111.3	114.1	7.3	7.2				
要介護 5	117.3	112.0	7.8	7.4				
全体	868.9	830.2	6.6	6.6				

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」 = 年間受給者数(延人月)÷12

「利用者一人あたり月平均利用回数」=年間利用回数(延回月)÷年間受給者数(延人月)

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

	区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1	号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	827	841	967
	調整済(注)の額(円)	令和2年	570	627	878
受給	者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	41,868	38,370	38,817
受給	合者一人あたりの利用回数(回)	令和5年	9.1	6.8	6.6

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

後期高齢者の増加により医療ニーズが高まることが予想され、在宅医療の推進等による対応力の強化などからサービス量の増加を見込みました。

図表:訪問看護/介護予防訪問看護の利用者数とサービス量

訪問看護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	760.7	723.8	711.0	746.0	765.0	777.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	6.7	6.7	6.6	6.5	6.6	6.6
C 年間サービス量	61,371	58,215	55,964	58,633	60,142	61,080

訪問看護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	793.0	837.0	857.0	838.0	833.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6
C 年間サービス量	62,518	65,977	67,650	66,154	65,706

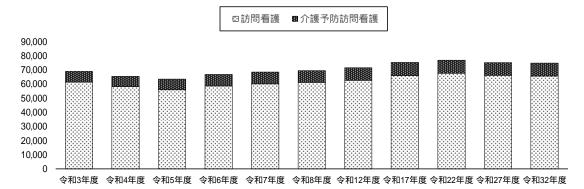
介護予防訪問看護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	108.3	106.3	110.0	122.0	124.0	125.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	5.8	5.6	5.7	5.6	5.6	5.6
C 年間サービス量	7,553	7,209	7,488	8,189	8,314	8,388

介護予防訪問看護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	134.0	139.0	137.0	134.0	136.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6
C 年間サービス量	8,986	9,334	9,209	9,010	9,134

注釈:1 「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:訪問看護/介護予防訪問看護のサービス量見込(回/年)



エ 訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーション

(ア) サービスの概要

心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が要介護(要支援)認定者の自宅を訪問して、運動療法・作業療法等を中心としたリハビリテーションを行うサービスです。

(イ) サービスの現況

月平均の利用者数は約 40 人程度となっています。利用者一人あたりの月平均利用回数は、10 回程度となっています。

図表:訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーションの要介護度別利用状況

単位:人、回

				丰世 . 八、 臣	
区分	月平均和	可用人数	利用者一人あたり月平均利用回数		
达 刀	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
要支援1	1.3	0.3	7.9	8.0	
要支援 2	3.8	6.3	11.0	12.9	
要介護1	3.1	1.8	9.9	11.4	
要介護 2	7.8	13.1	12.0	10.3	
要介護3	7.7	6.4	10.6	9.5	
要介護 4	9.7	8.8	7.5	8.9	
要介護 5	7.7	5.2	8.7	10.0	
全体	40.9	42.0	9.7	10.3	

注釈:四捨五人のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」 = 年間受給者数(延人月)÷12

「利用者一人あたり月平均利用回数」=年間利用回数(延回月)÷年間受給者数(延人月)

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	136	154	38
受給者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	34,862	32,415	34,990
受給者一人あたりの利用回数(回)	令和5年	11.9	11.0	11.5

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

今後も、重度の要介護認定者を中心に改善・維持・悪化予防のための利用や、軽度者の自立支援に向けての利用が見込まれることから、今後も緩やかに増加が続くと見込みました。

図表:訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーションの利用者数とサービス量

		IV	—			
訪問リハビリテーション	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	35.9	35.3	34.0	48.0	49.0	50.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	9.6	9.8	10.4	11.4	11.4	11.4
C 年間サービス量	4,133	4,159	4,240	6,574	6,701	6,820

訪問リハビリテーション	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	45.0	47.0	50.0	48.0	47.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	11.1	11.2	11.2	11.2	11.2
C 年間サービス量	5,987	6,344	6,697	6,451	6,344

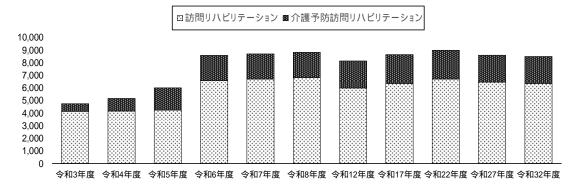
介護予防訪問 リハビリテーション	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	5.0	6.7	13.0	14.0	14.0	14.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	10.2	12.7	11.3	11.9	11.9	11.9
C 年間サービス量	613	1,012	1,757	1,999	1,999	1,999

介護予防訪問 リハビリテーション	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	15.0	16.0	16.0	15.0	15.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	11.9	11.9	11.9	11.9	11.9
C 年間サービス量	2,146	2,292	2,292	2,146	2,146

注釈: 1 「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーションのサービス量見込(回/年)



オ 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

(ア) サービスの概要

通院が困難な要介護(要支援)認定者の療養上の管理及び指導を行うため、病院・診療所の医師又は 歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、利用者の心身機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔 指導等を中心に行うサービスです。

(イ) サービスの現況

令和3年度から令和4年度で月平均利用人数が約50人増加しており、特に要介護2での増加人数が 多くなっています。今後も、在宅医療の推進等によりニーズの増加が見込まれます。

図表:居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導の要介護度別利用状況

単位:人

区分	月平均利用人数				
込 ガ	令和3年度	令和4年度			
要支援1	10.1	9.5			
要支援 2	21.5	19.3			
要介護1	94.3	96.1			
要介護 2	117.8	140.3			
要介護3	111.0	129.8			
要介護 4	91.8	97.2			
要介護 5	90.1	93.0			
全体	536.5	585.1			

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和 5 年	361	190	180
受給者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	12,749	9,788	9,439

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

今後も、重度の要介護認定者を中心に改善・維持・悪化予防のための利用や、軽度者の介護予防・自立支援に向けての利用が見込まれることから、今後も緩やかに増加が続くと見込みました。

図表:居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導の利用者数とサービス量

居宅療養管理指導	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	504.9	556.3	599.0	602.0	618.0	629.0
B 年間サービス量	6,059	6,675	7,188	7,224	7,416	7,548

居宅療養管理指導	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	660.0	697.0	718.0	700.0	695.0
B 年間サービス量	7,920	8,364	8,616	8,400	8,340

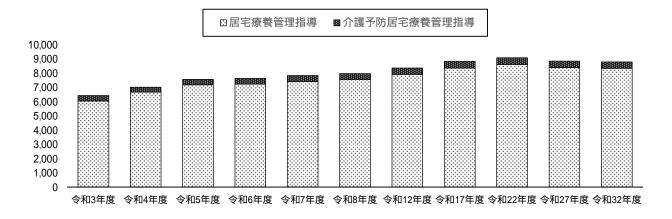
介護予防居宅療養管理指導	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	31.6	28.8	32.0	35.0	35.0	35.0
B 年間サービス量	379	346	384	420	420	420

介護予防居宅療養管理指導	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	38.0	39.0	39.0	38.0	38.0
B 年間サービス量	456	468	468	456	456

注釈:1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導のサービス量見込(延べ人/年)



カ 通所介護(デイサービス)

(ア) サービスの概要

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族等介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、施設に通い、入浴や食事、口腔指導、健康管理の支援を行い、また日常生活上必要な運動機能や認知機能等の改善や、筋力向上トレーニング、転倒予防のための指導等の機能訓練を行うサービスです。

(イ) サービスの現況

要介護1~3の利用人数が多くなっています。本市は全国、滋賀県と比べて受給者一人あたりの利用 日数は変わりがないのですが、給付月額は高くなっています。

図表:通所介護の要介護度別利用状況

単位:人、回

Γ.Λ.	月平均和	別用人数	利用者一人あたり月平均利用回数		
区分	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
要介護 1	481.7	479.8	9.6	9.3	
要介護 2	476.8	452.4	10.4	10.3	
要介護3	310.2	311.0	11.4	11.1	
要介護 4	188.0	182.9	11.2	10.9	
要介護 5	113.7	96.6	10.4	10.1	
全体	1,570.3	1,522.7	10.4	10.2	

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」 = 年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

	区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1	号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	2,704	2,891	4,010
	調整済(注)の額(円)	令和2年	2,551	3,008	3,670
受給者一人あたりの給付月額(円)		令和5年	85,586	84,101	89,557
受給者一人あたりの利用日数(日)		令和5年	10.9	10.1	10.5

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

[「]利用者一人あたり月平均利用回数」 = 年間利用回数(延回月) ÷ 年間受給者数(延人月)

今後、要介護認定者数の増加に伴い、サービス利用も伸びるものとして見込みました。

図表:通所介護の利用者数とサービス量

四代,他们开展60利用自然已经一个大量								
	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度		
A 月平均利用人数(人)	1,570.3	1,522.7	1,459.0	1,562.0	1,600.0	1,624.0		
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	10.4	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2		
C 年間サービス量	196,294	186,557	178,051	191,072	195,826	198,881		

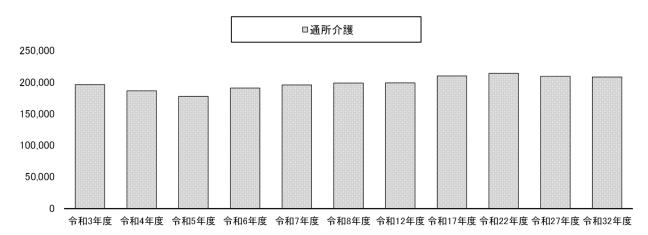
	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	1,630.0	1,719.0	1,751.0	1,713.0	1,704.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2
C 年間サービス量	199,088	210,054	214,307	209,632	208,412

注釈: 1 「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入

する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:通所介護のサービス量見込(回/年)



キ 通所リハビリテーション / 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

(ア) サービスの概要

心身機能の回復や維持、体力の増進を図り日常生活上での自立を支援するため、介護老人保健施設や 病院・診療所等へ通い、運動療法・作業療法等を中心としたリハビリテーションを行うサービスです。

(イ) サービスの現況

利用人数は増加しており、利用者一人あたりの月平均利用回数(要介護者)は、月6回程度となっています。

図表:通所リハビリテーション / 介護予防通所リハビリテーションの要介護度別利用状況

単位:人、回

	5714	-1 1 M/4				
区分	月平均和	引用人数	利用者一人あたり月平均利用回数			
运力	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
要支援1	34.7	42.9	0.0	0.0		
要支援 2	79.8	75.5	0.0	0.0		
要介護1	94.8	98.2	8.2	7.9		
要介護 2	120.3	129.0	7.9	7.8		
要介護3	53.6	45.8	8.5	9.3		
要介護 4	17.1	26.1	7.9	8.4		
要介護 5	20.7	20.8	9.0	9.5		
全体	421.0	438.3	5.9	6.0		

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」 = 年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

	区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1	号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	968	729	854
	調整済(注)の額(円)	令和2年	951	735	770
受給	計者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	59,876	52,997	63,939
受給	者一人あたりの利用日数(日)	令和5年	5.9	5.3	6.2

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

[「]利用者一人あたり月平均利用回数」=年間利用回数(延回月)÷年間受給者数(延人月)

各種調査からリハビリテーションへのニーズが高く、今後も、要介護(要支援)認定者数の増加に伴いサービス量が増加するものとして見込みました。

図表:通所リハビリテーション / 介護予防通所リハビリテーションの利用者数とサービス量

	通所リハビリテーション	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	A 月平均利用人数(人)	365.0	387.0	393.0	384.0	384.0	365.0
	B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
	C 年間サービス量	39,032	41,420	42,119	41,138	41,142	39,032

通所リハビリテーション	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	365.0	387.0	393.0	384.0	384.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
C 年間サービス量	39,032	41,420	42,119	41,138	41,142

介護予防通所 リハビリテーション	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	114.5	118.4	127.0	133.0	136.0	138.0
B 年間サービス量	1,374	1,421	1,524	1,596	1,632	1,656

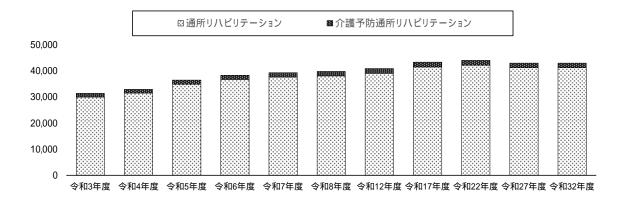
介護予防通所 リハビリテーション	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	147.0	152.0	150.0	147.0	148.0
B 年間サービス量	1,764	1,824	1,800	1,764	1,776

注釈: 1 通所リハビリテーションについて、「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 介護予防通所リハビリテーションについて、「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第 2 位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈:3 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:通所リハビリテーション / 介護予防通所リハビリテーションのサービス量見込((回/延べ人)/年)



ク 短期入所生活介護 / 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

(ア) サービスの概要

利用者の心身機能の維持、家族等介護者の身体的、精神的負担の軽減を図るため、特別養護老人ホーム等へ短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援や筋力向上トレーニング、 転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行うサービスです。

(イ) サービスの現況

要介護2~3の利用が多くなっています。利用者一人あたりの月平均利用日数は、月9日程度で推移しています。

図表:短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護の要介護度別利用状況

単位:人、回

区分	月平均和	川用人数	利用者一人あたり月平均利用回数		
四月	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
要支援1	0.0	0.0	0.0	0.0	
要支援 2	1.0	0.0	8.0	0.0	
要介護1	2.0	1.9	3.0	4.4	
要介護 2	13.3	17.5	5.1	4.1	
要介護3	21.5	17.0	5.0	5.2	
要介護 4	32.3	36.9	4.9	5.1	
要介護 5	42.1	43.4	5.5	5.6	
全体	112.1	116.8	5.2	5.1	

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」 = 年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

	区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1	号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	881	873	1,050
	調整済(注)の額(円)	令和2年	863	810	893
受給	者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	108,023	81,649	82,331
受給	者一人あたりの利用日数(日)	令和5年	12.5	9.0	9.0

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

[「]利用者一人あたり月平均利用回数」=年間利用回数(延回月)÷年間受給者数(延人月)

今後、要介護 (要支援)認定者の増加に伴い、利用者が増加するものとして見込みました。

図表:短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護の利用者数とサービス量

短期入所生活介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	430.8	414.2	400.0	443.0	454.0	463.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	8.9	8.7	9.0	9.0	9.0	9.0
C 年間サービス量	45,813	43,444	43,174	47,695	48,935	49,937

短期入所生活介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	459.0	486.0	501.0	489.0	484.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
C 年間サービス量	49,495	52,417	54,131	52,860	52,242

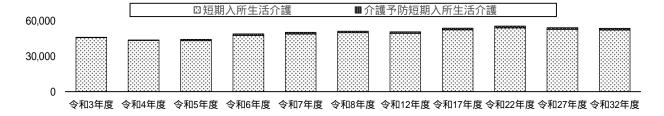
介護予防 短期入所生活介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	3.5	5.4	9.0	10.0	10.0	10.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	7.0	6.9	11.2	11.3	11.3	11.3
C 年間サービス量	296	447	1,211	1,351	1,351	1,351

介護予防 短期入所生活介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	10.0	11.0	11.0	11.0	11.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3
C 年間サービス量	1,351	1,492	1,492	1,492	1,492

注釈: 1 「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護のサービス量見込(日/年)



ケ 短期入所療養介護 / 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

(ア) サービスの概要

利用者の心身機能の維持、家族等介護者の身体的、精神的負担の軽減を図るため、居宅要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院に短期間入所し、当該施設において看護・医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を行うとともに、機能訓練や基礎疾患の管理を行うサービスです。

(イ) サービスの現況

要介護3~4の利用が多く、利用者一人あたりの月平均利用日数は月9日程度で推移しています。

図表:短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護の要介護度別利用状況

単位:人、回

FF ()	月平均和	—————————————————————————————————————	利用者一人あたり月平均利用回数			
区分	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
要支援 1	0.0	0.4	0.0	5.8		
要支援 2	3.5	5.0	7.0	7.0		
要介護 1	51.0	50.3	6.0	6.2		
要介護 2	126.2	115.3	8.1	8.0		
要介護 3	123.9	126.0	9.3	9.7		
要介護 4	66.3	71.1	10.2	9.2		
要介護 5	63.5	51.5	10.5	9.9		
全体	434.3	419.6	8.8	8.7		

注釈:四捨五人のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」 = 年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

_	で、	<u>'</u>			
	区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
	第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	99	163	350
	受給者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	90,766	91,637	119,962
	受給者一人あたりの利用日数(日)	令和5年	7.9	7.9	10.1

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

[「]利用者一人あたり月平均利用回数」=年間利用回数(延回月)÷年間受給者数(延人月)

今後も、重度の要介護認定者を中心に医療・看護ニーズの高い在宅生活者が増加する見込であることから、利用者が増加するものとして見込みました。

図表:短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護の利用者数とサービス量

短期入所療養介護	令和年度 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	99.0	92.8	110.0	111.0	115.0	117.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	9.0	9.5	10.6	10.6	10.6	10.6
C 年間サービス量	10,738	10,573	13,975	14,136	14,603	14,857

短期入所療養介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	121.0	129.0	132.0	130.0	129.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6
C 年間サービス量	15,364	16,426	16,794	16,540	16,426

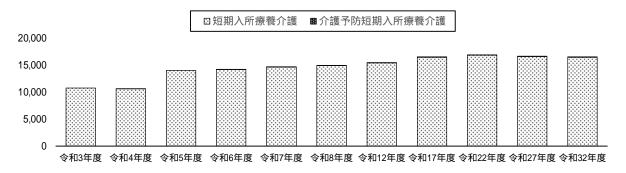
介護予防短期入所療養介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	0.0	0.3	2.0	2.0	2.0	2.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	0.0	3.3	0.0	2.5	2.5	2.5
C 年間サービス量	0	10	0	60	60	60

介護予防短期入所療養介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
C 年間サービス量	60	60	60	60	60

注釈: 1 「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈:2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護のサービス量見込(日/年)



コ 福祉用具貸与 / 介護予防福祉用具貸与

(ア) サービスの概要

日常生活上の便宜を図るため、心身の機能が低下し日常生活に支障のある要介護(要支援)認定者に、 心身機能の状態を踏まえ、生活機能の向上に必要な福祉用具の貸与を行うサービスです。

(イ) サービスの現況

要介護度別の実利用人数を見ると、要介護2が最も多く、次いで、要介護3となっています。

図表:福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与の要介護度別利用状況

単位:人

- V	月平均利用人数				
区分	令和3年度	令和4年度			
要支援 1	161.9	172.3			
要支援 2	405.5	425.8			
要介護 1	417.3	430.3			
要介護 2	742.9	776.6			
要介護 3	480.6	468.7			
要介護 4	321.0	323.8			
要介護 5	221.3	211.1			
全体	2,750.4	2,808.4			

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

	区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1	号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	868	1,005	1,110
	調整済(注)の額(円)	令和2年	696	852	827
受給	者一人あたりの給付月額(円)	令和 5 年	12,056	12,671	13,008

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

今後、要介護(要支援)認定者の増加に加え、介護者の状況や個々の住宅事情に沿って身体機能の保持に向けた環境づくりを進めるための利用の増加等による伸びを見込みました。

図表:福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与の利用者数とサービス量

福祉用具貸与	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	2,183.0	2,210.3	2,200.0	2,229.0	2,286.0	2,322.0
B 年間サービス量	26,196	26,524	26,400	26,748	27,432	27,864

福祉用具貸与	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	2,430.0	2,567.0	2,630.0	2,568.0	2,552.0
B 年間サービス量	29,160	30,804	31,560	30,816	30,624

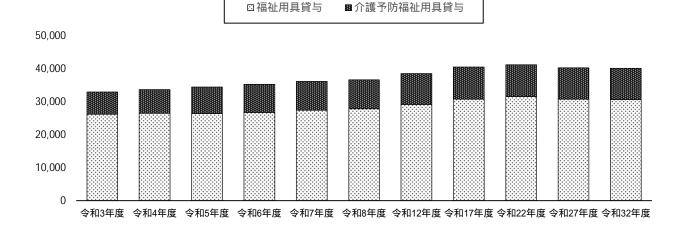
介護予防福祉用具貸与	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	567.4	598.1	671.0	712.0	725.0	733.0
B 年間サービス量	6,809	7,177	8,052	8,544	8,700	8,796

介護予防福祉用具貸与	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	782.0	814.0	805.0	788.0	795.0
B 年間サービス量	9,384	9,768	9,660	9,456	9,540

注釈: 1 「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与のサービス量見込(延べ人/年)



サ 特定福祉用具購入費/特定介護予防福祉用具購入費

(ア) サービスの概要

家庭での日常生活上の便宜を図るため、日常生活に支障のある要介護(要支援)認定者に、心身機能の状態を踏まえ、生活機能の向上に必要な腰掛便座や入浴補助用具等の購入費を、10万円を上限として、費用の9割(又は8割・7割)支給するサービスです。

(イ) サービスの現況

要介護度別に見ると、利用人数は要介護2が最も多くなっています。

図表:特定福祉用具購入費/特定介護予防福祉用具購入費の利用状況

単位:人

区八	月平均和	川用人数
区分	令和3年度	令和4年度
要支援 1	5.5	4.9
要支援 2	10.3	9.0
要介護 1	11.8	10.3
要介護 2	14.3	15.7
要介護 3	10.1	9.1
要介護 4	5.2	6.8
要介護 5	2.9	2.8
全体	60.0	58.6

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	35	32	46

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

今後、要介護 (要支援)認定者の増加に伴い、増加していくものとして見込みました。

図表:特定福祉用具購入費/特定介護予防福祉用具購入費の利用者数とサービス量

特定福祉用具購入費	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	44.2	44.7	44.0	53.0	55.0	56.0
B 年間サービス量	530	536	528	636	660	672

特定福祉用具購入費	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	54.0	59.0	60.0	58.0	57.0
B 年間サービス量	648	708	720	696	684

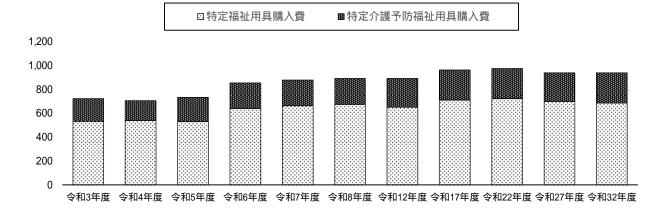
特定介護予防 福祉用具購入費	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	15.8	13.9	17.0	18.0	18.0	18.0
B 年間サービス量	190	167	204	216	216	216

特定介護予防 福祉用具購入費	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	20.0	21.0	21.0	20.0	21.0
B 年間サービス量	240	252	252	240	252

注釈:1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:特定福祉用具購入費/特定介護予防福祉用具購入費のサービス量見込(延べ人/年)



シ 居宅介護住宅改修費 / 介護予防住宅改修費

(ア) サービスの概要

要介護(要支援)認定者が自宅で暮らしやすくするため、手すりの取付や段差解消等、安全な環境を作ることを目的とした小規模な住宅改修を行う場合に、その工事費用に対し、20万円を上限枠として、改修費の9割(又は8割・7割)を償還払で支給するサービスです。

(イ) サービスの現況

要介護度別に見ると、要支援2と要介護2の利用が多くなっています。

図表:居宅介護住宅改修費/介護予防住宅改修費の利用状況

単位:人

区分	月平均利用人数				
运 力	令和3年度	令和4年度			
要支援 1	10.1	9.5			
要支援 2	21.5	19.3			
要介護 1	94.3	96.1			
要介護 2	117.8	140.3			
要介護 3	111.0	129.8			
要介護 4	91.8	97.2			
要介護 5	90.1	93.0			
全体	536.5	585.1			

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	82	78	94

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

今後、要介護 (要支援)認定者の増加に伴い増加していくとして見込みました。

図表:居宅介護住宅改修費/介護予防住宅改修費の利用者数とサービス量

居宅介護住宅改修費	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	29.0	26.8	25.0	31.0	31.0	31.0
B 年間サービス量	348	321	300	372	372	372

居宅介護住宅改修費	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	32.0	33.0	34.0	33.0	33.0
B 年間サービス量	384	396	408	396	396

介護予防住宅改修費	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	16.3	17.2	18.0	19.0	19.0	19.0
B 年間サービス量	195	206	216	228	228	228

介護予防住宅改修費	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	21.0	22.0	22.0	21.0	22.0
B 年間サービス量	252	264	264	252	264

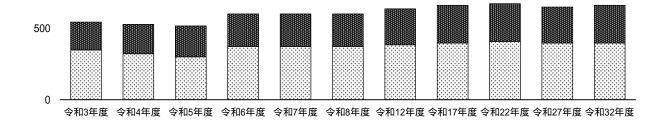
注釈:1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:居宅介護住宅改修費/介護予防住宅改修費のサービス量見込(延べ人/年)

□居宅住宅改修費■介護予防住宅改修

1,000



ス 特定施設入居者生活介護 / 介護予防特定施設入居者生活介護

(ア) サービスの概要

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している高齢者に、介護サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

(イ) サービスの現況

要介護度別の利用人数を見ると、要介護2が最も多くなっています。

図表:特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護の要介護度別利用状況

単位:人

		+世・八			
区分	月平均利用人数				
上 万	令和3年度	令和4年度			
要支援1	2.0	0.5			
要支援 2	3.4	3.6			
要介護 1	8.3	7.8			
要介護 2	10.6	11.3			
要介護 3	8.8	9.0			
要介護 4	9.1	8.0			
要介護 5	5.6	9.1			
全体	47.8	49.2			

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

	区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1	号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和 5 年	1,372	474	319
	調整済(注)の額(円)	令和2年	1,165	421	249
受給	者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	187,129	191,016	206,049

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

新たな施設整備は見込んでいませんが、今後も現状程度の利用が継続するものとして見込みました。

図表:特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護の利用者数とサービス量

特定施設入居者生活介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度		
A 月平均利用人数(人)	42.4	45.1	50.0	50.0	50.0	51.0		
B 年間サービス量	509	541	600	600	600	612		

特定施設入居者生活介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	55.0	59.0	60.0	59.0	58.0
B 年間サービス量	660	708	720	708	696

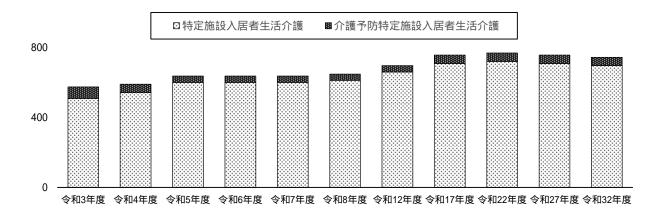
介護予防 特定施設入居者生活介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	5.4	4.1	3.0	3.0	3.0	3.0
B 年間サービス量	65	49	36	36	36	36

介護予防 特定施設入居者生活介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
B 年間サービス量	36	48	48	48	48

注釈:1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護のサービス量見込(延べ人/年)



セ 居宅介護支援 / 介護予防支援

(ア) サービスの概要

要支援・要介護認定者による在宅サービスや保健、医療、福祉サービスの適切な利用等を可能にするため、要支援・要介護認定者の心身の状況、置かれた環境、意向等を勘案して居宅介護(介護予防)サービス計画を作成し、この計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の支援を行います。また、要介護認定者が介護保険施設に入所する場合には、介護保険施設への紹介等を行います。

(イ) サービスの現況

居宅介護支援は、要介護1~2の利用人数が多くなっています。

図表:居宅介護支援/介護予防支援の要介護度別利用状況

単位:人

		- ローハ			
∇∠	月平均利用人数				
区分	令和3年度	令和4年度			
要支援 1	210.6	224.0			
要支援 2	488.2	507.8			
要介護 1	948.3	950.8			
要介護 2	963.5	985.8			
要介護 3	563.8	541.1			
要介護 4	331.8	331.4			
要介護 5	229.2	217.2			
全体	3,735.3	3,758.2			

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	1,327	1,358	1,532
受給者一人あたりの給付月額(円)	令和 5 年	13,200	13,184	13,585

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

今後も、要介護(要支援)認定者の増加に伴い増加していくとして見込みました。

図表:居宅介護支援/介護予防支援の利用者数とサービス量

居宅介護支援	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	3036.5	3026.3	2968.0	3046.0	3117.0	3164.0
B 年間サービス量	36,438	36,316	35,616	36,552	37,404	37,968

居宅介護支援	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	3284.0	3464.0	3529.0	3450.0	3436.0
B 年間サービス量	39,408	41,568	42,348	41,400	41,232

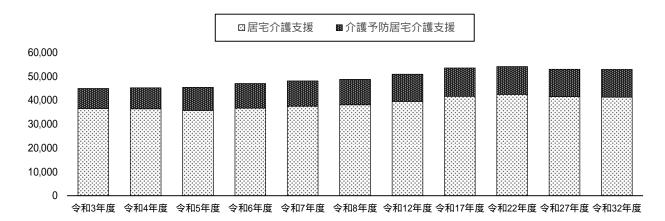
介護予防支援	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	698.8	731.8	809.0	863.0	879.0	889.0
B 年間サービス量	8,385	8,782	9,708	10,356	10,548	10,668

介護予防支援	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	949.0	986.0	975.0	955.0	962.0
B 年間サービス量	11,388	11,832	11,700	11,460	11,544

注釈:1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:居宅介護支援/介護予防支援のサービス量見込(延べ人/年)



(2)地域密着型サービス

要支援、要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら、介護を受けることのできるサービスで、市区町村が事業者の指定・監督をする介護サービスです。

第8期計画までに775人定員の事業所を整備しました。圏域ごとの整備状況は以下のとおりです。また、第9期計画におけるサービスごとの整備計画は、次ページ以降に記載するとおりです。

図表:第8期計画までの地域密着型サービスの整備状況

単位:定員数。()内は事業所数(グループホームはユニット数)

圏域	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護 (単独型)	認知症対応型 通所介護 (共用型)	小規模多機能 型居宅介護	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)
南長浜			24 人(2 か所)	6人(2か所)		18 人(2 ユニット)
神照郷里				3人(1か所)	29 人(1 か所)	27 人(3 ユニット)
浅井			12 人(1 か所)			27 人(3 ユニット)
びわ						9 人(1 ユニット)
虎姫						27 人(3 ユニット)
湖北			12 人(1 か所)	3人(1か所)	29人(1か所)	9 人(1 ユニット)
高月			12 人(1 か所)	6人(1か所)	29 人(1 か所)	36 人(4 ユニット)
木之本					20人(1か所)	
余呉			12 人(1 か所)			9 人(1 ユニット)
西浅井				3人(1か所)	25 人(1 か所)	18 人(2 ユニット)
合計	-	-	72 人(6 か所)	21 人(6 か所)	132 人(5 か所)	180 人(20 ユニット)

圏域	地域密着型 特定施設 入居者 生活介護	地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護 (特別養護老 人ホーム)	看護小規模 多機能型 居宅介護	地域密着型 通所介護 (療養通所介護 を除く)	地域密着型 通所介護 (療養通所介護)	合計
南長浜			29 人(1 か所)	90 人(7 か所)	18 人(1 か所)	185 人(15 か所)
神照郷里			29 人(1 か所)	28 人(2 か所)		116 人(8 か所)
浅井				16 人(1 か所)		55 人(5 か所)
びわ				18 人(1 か所)		27 人(2 か所)
虎姫				13 人(1 か所)		40 人(4 か所)
湖北				33人(2か所)		86 人(6 か所)
高月				28 人(2 か所)		111 人(9 か所)
木之本				10 人(1 か所)		30 人(2 か所)
余呉		29 人(1 か所)				50 人(3 か所)
西浅井		29人(1か所)				75 人(5 か所)
合計	-	58 人(2 か所)	58 人(2 か所)	236 人 (17 か所)	18 人(1 か所)	775 人(59 か所)

注釈: 1 令和5年10月

注釈:2 「合計」欄には、グループホームの1ユニット=1か所として記載

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(ア) サービスの概要

定期巡回訪問または随時通報を受け利用者(要介護者)の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

(イ) サービスの現況

現在、本市には事業所が整備されておらず、利用者もありません。 第8期以前から募集を行っても整備ができなかったサービスです。

(ウ) サービス量の見込

在宅サービスを継続するにあたり必要なサービスのひとつであることから、第9期においても新規整備を見込み1事業所程度の整備目標を掲げます。(同一圏域内での複数整備については見込んでいません。)

1事業所程度とは、市の提示する条件に合致すれば1事業所を超えた指定を可能とすることを意味します。現時点で本市にないサービスのため次期2事業所を整備するとまでは言えないと判断するため「程度」としています。(以下も同様)

図表:定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数とサービス量

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	1.2	1.8	4.0	18.0	37.0	37.0
B 年間サービス量	14	22	48	216	444	444

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	40.0	42.0	42.0	41.0	41.0
B 年間サービス量	480	504	504	492	492

注釈:1 「 B 年間サービス量」は、「 A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈:2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

イ 夜間対応型訪問介護

(ア) サービスの概要

夜間において、定期巡回訪問または随時通報を受け利用者(要介護者)の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うサービスです。

(イ) サービスの現況

現在、本市には事業所が整備されておらず、利用者もありません。 第8期以前から募集を行っても整備ができなかったサービスです。

在宅サービスを継続するにあたり必要なサービスのひとつであることから、第9期においても新規整備を見込み1事業所程度の整備目標を掲げます。(同一圏域内での複数整備については見込んでいません。)

ウ 認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護

(ア) サービスの概要

認知症の高齢者に対して、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、高齢者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスです。そのうち 共用型認知症対応型通所介護は、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設等の食堂や 共同生活室を使用して実施します。

(イ) サービスの現況

要介護度別の実利用人数を見ると要介護1~3の人の利用が多い傾向です。

図表:認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護の要介護度別利用状況

単位:人、回

	日亚物4	11日 1 米h	利田老二人またり		
区分	月平均和	小用人数	利用者一人あたり月平均利用回数		
运 为	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
要支援1	0.0	0.0	0.0	0.0	
要支援 2	0.0	0.0	0.0	0.0	
要介護 1	24.3	28.3	10.9	9.7	
要介護 2	24.9	26.3	12.0	12.3	
要介護 3	21.1	23.8	12.7	12.7	
要介護 4	8.8	6.0	11.1	12.6	
要介護 5	7.8	5.5	11.1	12.1	
全体	86.9	89.8	11.7	11.6	

注釈:四捨五人のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」 = 年間受給者数(延人月)÷12

「利用者一人あたり月平均利用回数」 = 年間利用回数(延回月)÷年間受給者数(延人月)

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	160	302	343
受給者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	119,813	118,430	126,018
受給者一人あたりの利用日数(日)	令和5年	10.8	10.4	11.9

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

利用者数は減少傾向で定員に余裕があるため新規の募集は行いません。

ただし、共用型認知症対応型通所介護については、認知症対応型共同生活介護等の既存施設の中で開設できることから、数値目標なく指定します。

図表:認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護の利用者数とサービス量

1	成、邮码证别心主运用力限,才限了例邮码证别心主运用力限 ⁴⁰ 7月日数C7 C八重							
	認知症対応型通所介護	令和年度	令和	令和	令和	令和	令和	
	心和症剂心主起剂力良	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7年度	8年度	
	A 月平均利用人数(人)	86.9	89.8	94.0	95.0	96.0	99.0	
	B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	11.7	11.6	11.8	11.7	11.8	11.8	
	C 年間サービス量	12,208	12,515	13,282	13,366	13,542	13,980	

認知症対応型通所介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	104.0	111.0	112.0	110.0	108.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8
C 年間サービス量	14,704	15,667	15,844	15,557	15,317

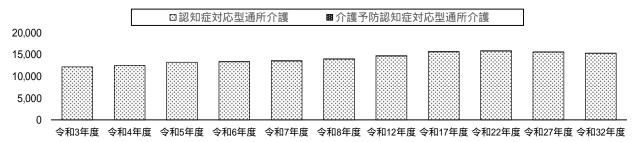
介護予防 認知症対応型通所介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	0.0	0.0	0.0	4.6	4.6	4.6
C 年間サービス量	0	0	0	55	55	55

介護予防 認知症対応型通所介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
C 年間サービス量	55	55	55	55	55

注釈:1 「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈:2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護のサービス量見込(回/年)



工 小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護

(ア) サービスの概要

利用者(要介護(支援)者)の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、居宅に訪問し、または拠点に通わせ、もしくは拠点に短期間宿泊させ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行うサービスです。

(イ) サービスの現況

要介護度別の実利用人数を見ると要介護1~3の人の利用が多い傾向です。

図表:小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護の要介護度別利用状況

単位:人

		+位.八			
区分	月平均利用人数				
达 万	令和3年度	令和4年度			
要支援1	2.2	1.3			
要支援 2	8.3	11.8			
要介護1	24.2	23.8			
要介護 2	32.4	25.8			
要介護3	20.8	23.8			
要介護 4	8.8	11.6			
要介護 5	5.4	5.8			
全体	102.1	103.7			

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	597	825	511
受給者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	193,777	196,051	182,833

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

在宅介護を支えるため必要性の高いサービスですが、各事業所は定員上限に達しない状況で運営されています。同一圏域内において競合が発生しないよう小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・(仮称)複合的なサービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として小規模多機能型居宅介護もしくは看護小規模多機能型居宅介護を1事業所募集します。

図表:小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者数とサービス量

THE COURT WHO THE COURT OF THE COURT WHO THE COURT OF THE								
小規模多機能型居宅介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度		
A 月平均利用人数(人)	91.6	90.7	74.0	88.0	89.0	91.0		
B 年間サービス量	1,099	1,088	888	1,056	1,068	1,092		

小規模多機能型居宅介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	96.0	101.0	104.0	101.0	100.0
B 年間サービス量	1,152	1,212	1,248	1,212	1,200

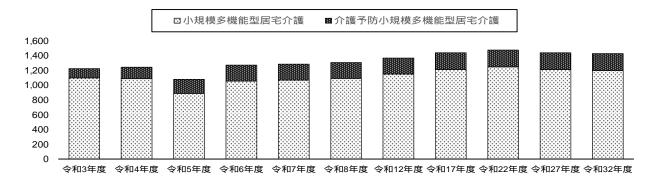
介護予防 小規模多機能型居宅介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	10.5	13.0	16.0	18.0	18.0	18.0
B 年間サービス量	126	156	192	216	216	216

介護予防 小規模多機能型居宅介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	18.0	19.0	19.0	19.0	19.0
B 年間サービス量	216	228	228	228	228

注釈: 1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス量見込(延べ人/年)



オ 認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

(ア) サービスの概要

要介護(要支援)認定者のうち、認知症高齢者を対象とし、小規模な施設において5人から9人の少人数で共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で介護や身の回りの支援を行うサービスです。

(イ) サービスの現況

要介護度別の実利用人数を見ると要介護2~3の人の利用が多い傾向です。

図表:認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の要介護度別利用状況

単位:人

		1 1		
区分	月平均利用人数			
区 万	令和3年度	令和4年度		
要支援 2	0.0	0.0		
要介護 1	27.6	30.0		
要介護 2	59.8	53.8		
要介護 3	44.3	47.4		
要介護 4	24.3	21.0		
要介護 5	20.1	21.4		
全体	176.1	173.6		

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分		基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)		令和 5 年	1,562	1,452	1,418
	調整済(注)の額(円)	令和2年	1,412	1,288	1,044
受給	者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	264,413	267,391	271,935

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

認知症の高齢者を支えるため効果的なサービスです。全国や県内の状況と比較して、平均程度以上の 定員数を確保していることや、介護人材の不足等の現状を踏まえ、新たな整備は見込みません。なお、 令和7年度以降については認定者の推計、利用率等から機械的に推計しています。

図表:認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者数とサービス量

認知症対応型共同生活介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	176.1	173.6	170.0	170.0	173.0	176.0
B 年間サービス量	2,113	2,083	2,040	2,040	2,076	2,112

認知症対応型共同生活介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	186.0	197.0	203.0	199.0	197.0
B 年間サービス量	2,232	2,364	2,436	2,388	2,364

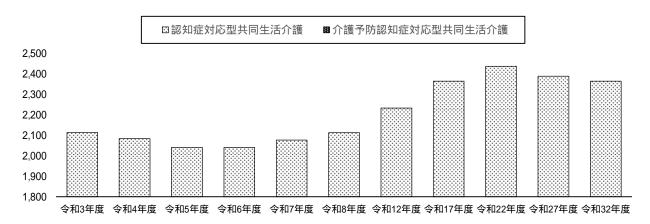
介護予防 認知症対応型共同生活介護	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
B 年間サービス量	0	0	0	0	0	0

介護予防 認知症対応型共同生活介護	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
B 年間サービス量	0	0	0	0	0

注釈: 1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス量見込(延べ人/年)



力 地域密着型特定施設入居者生活介護

(ア) サービスの概要

地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた入所定員が 29 人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等で、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴等の日常生活の支援や、機能訓練等を提供するサービスです。

(イ) サービスの現況

これまで事業所の募集はしておらず、事業所は整備されていません。

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和 5 年	46	22	6
受給者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	199,534	197,026	213,106

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

第9期計画における整備は見込みませんが、既存の市外施設利用者数を見込みました。

図表:地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者数とサービス量

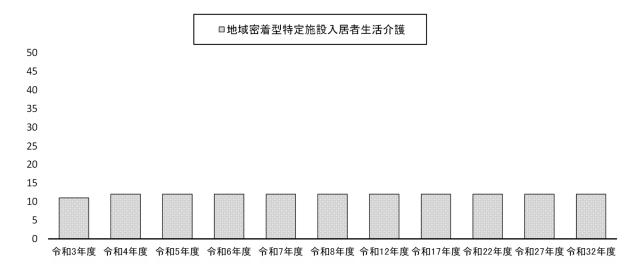
	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度			
A 月平均利用人数(人)	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			
B 年間サービス量	11	12	12	12	12	12			

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
B 年間サービス量	12	12	12	12	12

注釈:1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:地域密着型特定施設入居者生活介護のサービス量見込(延べ人/年)



キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)

(ア) サービスの概要

入所定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、地域や家族との結びつきを重視しながら、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう常に介護が必要な人に入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供するサービスです。介護老人福祉施設と違って、原則として所在地の市民のみ利用が可能な施設です。

(イ) サービスの現況

現在、2施設が市内にあります。要介護度別の実利用人数を見ると要介護4の人の利用が多くなっています。

図表:地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の要介護度別利用状況

単位:人

		+位・八			
区分	月平均利用人数				
达 万	令和3年度	令和4年度			
要介護1	0.0	0.0			
要介護 2	2.0	2.0			
要介護 3	18.2	17.3			
要介護 4	20.6	23.7			
要介護 5	17.8	14.8			
全体	58.5	57.8			

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分		基準月等	全国	滋賀県	長浜市
第1	号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	511	778	520
	調整済(注)の額(円)	令和 2 年	448	574	439

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

従来から多くの入所待機者がありますが、広域型を含む特別養護老人ホーム全体としては、全国や県内の平均程度以上の定員数を確保していることや、介護人材の不足等の現状を踏まえ、第9期計画では、新たな施設整備は見込みません。なお、令和7年度以降は認定者の推計、利用率等から機械的に推計しています。

図表:地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数とサービス量

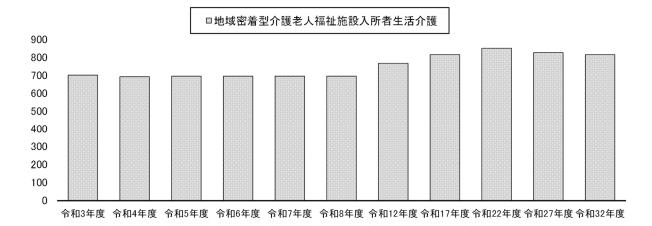
	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	58.5	57.8	58.0	58.0	58.0	58.0
B 年間サービス量	702	693	696	696	696	696

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	64.0	68.0	71.0	69.0	68.0
B 年間サービス量	768	816	852	828	816

注釈: 1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス量見込(延べ人/年)



ク 看護小規模多機能型居宅介護

(ア) サービスの概要

小多機と訪問看護を組み合わせることにより、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービス(「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」)を一体的に24時間365日提供するサービスです。

(イ) サービスの現況

要介護度別にみると、要介護2の利用人数が高くなっています。

図表:看護小規模多機能型居宅介護の要介護度別利用状況

単位:人

区分	月平均利用人数			
込 力	令和3年度	令和4年度		
要支援1	1.8	2.4		
要支援 2	7.3	11.8		
要介護1	5.4	6.3		
要介護 2	3.1	5.8		
要介護3	2.2	3.6		
要介護 4	19.8	29.8		
要介護 5	1.8	2.4		
全体	7.3	11.8		

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	143	148	294
受給者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	264,074	242,214	210,672

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

在宅介護を支えるため必要性の高いサービスですが、各事業所は定員上限に達しない状況で運営されています。同一圏域内において競合が発生しないよう小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・(仮称)複合的なサービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として小規模多機能型居宅介護もしくは看護小規模多機能型居宅介護を1事業所募集します。

図表:看護小規模多機能型居宅介護の利用者数とサービス量

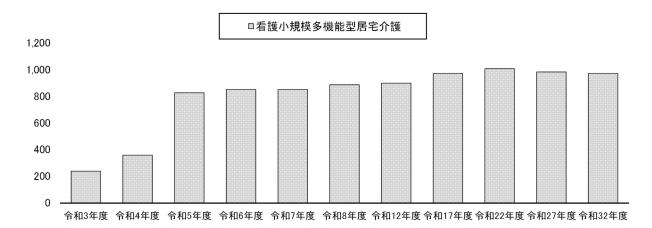
	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	19.8	29.8	69.0	71.0	71.0	74.0
B 年間サービス量	238	358	828	852	852	888

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	75.0	81.0	84.0	82.0	81.0
B 年間サービス量	900	972	1,008	984	972

注釈: 1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:看護小規模多機能型居宅介護のサービス量見込(延べ人/年)



ケ 地域密着型通所介護 / 療養通所介護

(ア) サービスの概要

通所介護は、利用者(要介護者)が老人デイサービスセンター等に通い、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。そのうち定員18人以下の施設が地域密着型サービスに位置付けられています。

療養通所介護は、主に、重度要介護者でサービス提供に当たり看護師による観察が必要な利用者を対象とする地域密着型サービスです。入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

(イ) サービスの現況

制度改正により、平成28年度から定員18人以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行されました。また、要支援者等へのサービスについては平成28年度から総合事業に移行されました。要介護度別の実利用人数を見ると、要介護1~2の人の利用が多い傾向です。

図表:地域密着型通所介護/療養通所介護の要介護度別利用状況

単位:人、回

キロ・ベ に							
区分	月平均和	可用人数	利用者一人あたり月平均利用回数				
区刀	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度			
要介護 1	154.2	168.3	8.1	8.1			
要介護 2	128.7	133.6	8.2	7.8			
要介護3	58.8	48.2	9.0	9.2			
要介護 4	30.1	26.9	7.4	7.6			
要介護 5	18.8	16.8	5.4	4.5			
全体	390.6	393.8	8.1	7.9			

注釈:四捨五人のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」 = 年間受給者数(延人月)÷12

「利用者一人あたり月平均利用回数」=年間利用回数(延回月)÷年間受給者数(延人月)

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

	区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1	号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	865	1,183	680
	調整済(注)の額(円)	令和2年	810	1,138	711
受給	者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	75,979	75,664	61,126
受給者一人あたりの利用日数(日)		令和5年	9.6	9.3	8.2

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

利用定員に空きのある状態が全体として継続しているため新規の募集は行いませんが、既存通所介護の定員減少に伴う指定、サテライト施設の統合・分離による既存定員の増減を伴わない指定、しょうがい者施設の共生型施設の指定に限っては数値目標なく指定します。

療養通所介護は重度の要介護認定者を在宅で支える重要なサービスです。同一圏域内において当該サービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が 90%を超える圏域を対象地域として 1 事業所募集します。

図表:地域密着型通所介護/療養通所介護の利用者数とサービス量

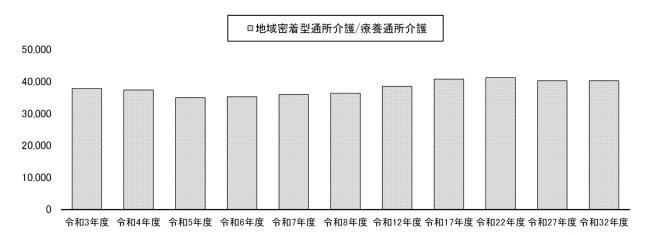
	令和年度 3年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	390.6	393.8	367.0	370.0	377.0	382.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	8.1	7.9	8.0	7.9	8.0	7.9
C 年間サービス量	37,877	37,445	35,045	35,291	35,984	36,419

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	404.0	427.0	432.0	422.0	422.0
B 利用者一人あたり 月平均利用回数(回)	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
C 年間サービス量	38,581	40,781	41,273	40,289	40,294

注釈: 1 「C 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」及び「B 利用者一人あたり月平均利用回数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:地域密着型通所介護/療養通所介護のサービス量見込(回/年)



コ (仮称)複合的なサービス

訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合的なサービスで、第9期からの開始が検討されています。まだ、サービスの詳細事項はわかりませんが、訪問系サービスと通所系サービスを通じて切れ目のないケアを受けることができるもので、通所で明らかになった利用者の課題を訪問でフォローするなど、より質の高いサービスが受けられます。

既存の通所系サービスからの組み換えが想定できます。小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・(仮称)複合的なサービス間の競合を避けるため同一圏域内において3サービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として、数事業所募集します。

図表:地域密着型サービス施設整備目標まとめ

サービス(介護予防がある場合はそれを含む。)	第9期の募集数	第8期からの変更点
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (同一圏域内での複数整備については見込まない。)	1 事業所程度	条件変更
夜間対応型訪問介護 (同一圏域内での複数整備については見込まない。)	1事業所程度	条件変更
小規模多機能型居宅介護もしくは 看護小規模多機能型居宅介護 介護 (同一圏域内において小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機 能型居宅介護・(仮称)複合的なサービスがない、もしくは直近一 年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域 として募集)	1事業所	条件変更
療養通所介護 (同一圏域内において当該サービスがない、もしくは直近一年間 の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域とし て募集)	1事業所	条件変更
(仮称)複合的なサービス (同一圏域内において小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機 能型居宅介護・(仮称)複合的なサービスがない、もしくは直近一 年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域 として募集)	数事業所	新設

(3)施設サービス

施設サービスは、介護保険施設に入所(入院)して実施するサービスです。重度の要介護認定者に重点を置き、施設での生活を居宅での生活に近いものとして環境づくりを行い、生活の質を高めていくことが求められます。

ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(ア) サービスの概要

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、都道府県知事の指定を受けた介護保険施設で、入浴や排泄、食事等の介護が中心の施設です。平成27年度以降、新規入所者は、原則、要介護3以上とされています。

(イ) サービスの現況

市内で定員は716人となっています。利用者数は、要介護4で多くなっています。

図表:介護老人福祉施設の要介護度別利用状況

単位:人

区分	月平均利用人数			
区 万	令和3年度	令和4年度		
要介護 1	1.8	0.2		
要介護 2	13.8	9.1		
要介護 3	212.7	200.3		
要介護 4	258.8	258.8		
要介護 5	188.9	195.3		
全体	675.8	663.6		

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:湖北地域(長浜市、米原市)の介護老人福祉施設の事業所

事業所	日常生活圏域	定員	事業所	日常生活圏域	定員
青浄苑	南長浜	108 人	湖北朝日の里	湖北	80 人
アンタレス	南長浜	70 人	けやきの杜	高月	60 人
今浜の郷	南長浜	40 人	伊香の里	木之本	58 人
青芳	びわ	50 人	奥びわこ	西浅井	60 人
ふくら	浅井	80 人	坂田青成苑	米原市	100 人
姉川の里	虎姫	30 人	スマイル	米原市	30 人
湖北水鳥の里	湖北	80 人	定員	846 人	

注釈:令和5年10月

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分		基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付	月額(円)	令和5年	4,237	4,470	5,248
調整済(注)の額(円)		令和2年	3,808	3,966	4,846

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

(ウ) サービス量の見込

令和5年度の入所申込者調査では、初めて名簿と市保有の介護台帳と突合を行いました。これにより 資格喪失者、既入所者を突合することができたため、申込者の実数が把握できました。また、申込者う ち7割は令和4年中に申し込みを行った人でした。令和4年度1年間の入所者数は215人となりました。 今後も要介護者が増加する見込みであり、施設等に対するニーズは継続するものと考えられますが、 1年以内に多くの人が入所できている状況は今後も継続すると想定されます。

要介護者の増加は見込まれるが1年以内に入所できている状況、介護人材不足の状況が今後も継続することを考慮し、第9期では特別養護老人ホーム(密着型含む)の整備を見込みません。

また、第7期から進めていた既存の短期入所生活介護からの転換による特別養護老人ホームの定員増加については、現在の短期入所生活介護の稼働率や在宅サービスを維持することの必要性から行わないこととします。

図表:介護度別 特別養護老人ホーム入所申込者数

	R3年4月	R4年4月	R5年4月
要介護1	5	8	4
要介護2	22	15	19
要介護3	278	232	106
要介護4	217	180	70
要介護5	120	96	50
合計	642	531	247

図表:居場所別 特別養護老人ホーム入所申込者数

	R3年4月	R4年4月	R5年4月
在宅	313	269	143
病院	98	78	30
施設·居住系	231	184	76
合 計	642	531	247

図表:特別養護老人ホーム入所者数

	R3年度	R4年度	
1年間の入所者数	252	215	

図表:短期入所生活介護の稼働率

 12/10/ 1/11/20/11/20/11						
	R3年度	R4年度				
稼働率	88%	84%				

図表:介護老人福祉施設の利用者数とサービス量

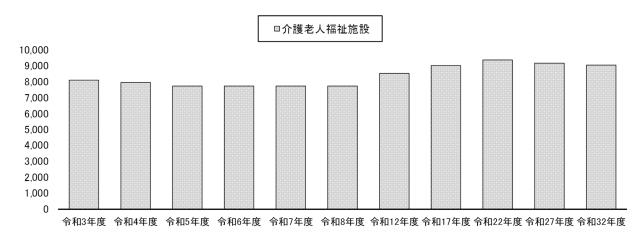
	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	675.8	663.6	645.0	645.0	645.0	645.0
B 年間サービス量	8,110	7,963	7,740	7,740	7,740	7,740

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	711.0	752.0	781.0	764.0	754.0
B 年間サービス量	8,532	9,024	9,372	9,168	9,048

注釈:1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:介護老人福祉施設のサービス量見込(延べ人/年)



イ 介護老人保健施設

(ア) サービスの概要

介護老人保健施設は、都道府県知事の指定を受けた介護保険施設で、介護と医療の両方のサービスを 提供し、病院から家庭へ復帰するための中間的な施設であるとともに、自宅で生活している中で、身体 及び認知機能が低下した場合において、施設を利用し、集中的にリハビリテーション等を受けることに より、機能の回復を図り、可能な限り自宅での生活を営むことができるように支援する施設です。

(イ) サービスの現況

湖北地域(長浜市、米原市)で、平成18年度以降の整備はありません。要介護度別の実利用人数を見ると要介護3~4の人の利用が多い傾向です。

図表:介護老人保健施設の要介護度別利用状況

単位:人

		ー ・ ・		
区分	月平均利用人数			
运 力	令和3年度	令和4年度		
要介護 1	24.4	30.3		
要介護 2	76.8	77.2		
要介護 3	107.6	107.7		
要介護 4	108.3	89.9		
要介護 5	59.4	58.7		
全体	376.4	363.7		

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:湖北地域(長浜市、米原市)の介護老人保健施設の事業所

事業所	日常生活圏域	定員
長浜メディケアセンター	南長浜	104 人
介護老人保健施設 琵琶	びわ	100 人
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	木之本	84 人
坂田メディケアセンター	米原市	130 人
ケアセンターいぶき	米原市	60 人
定員合計		478 人

注釈:令和5年10月

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

	区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1	号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	2,777	2,305	3,365
	調整済(注)の額(円)	令和2年	2,643	2,196	2,892

注釈:調整済の額は、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した額出典:「見える化」システム(厚生労働省)

新たな施設整備は見込んでいませんが、介護サービスの需要や在宅医療・介護の連携の推進等に合わせて、今後の機能・役割について包括的に検討します。要介護者の増加が見込まれるなか、介護人材の不足状況を勘案しつつ在宅復帰のための中間施設として介護老人保健施設を支援します。なお、令和12年度以降については認定者の推計、利用率等から機械的に推計しています。

図表:介護老人保健施設の利用者数とサービス量

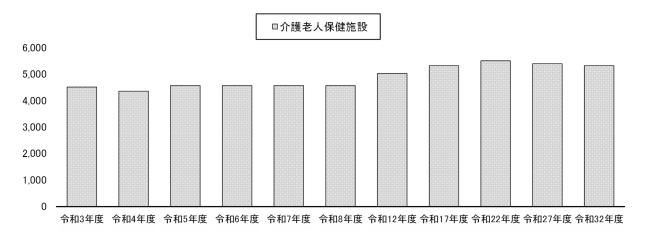
	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	376.4	363.7	381.0	381.0	381.0	381.0
C 年間サービス量	4,517	4,364	4,572	4,572	4,572	4,572

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	419.0	444.0	459.0	450.0	444.0
C 年間サービス量	5,028	5,328	5,508	5,400	5,328

注釈:1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:介護老人保健施設のサービス量見込(延べ人/年)



ウ 介護医療院

(ア) サービスの概要

介護医療院は、制度改正により、平成 30 年度に新たに創設された施設で、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

(イ) サービスの現況

現在、湖北地域(長浜市、米原市)に事業所がないため、他圏域の事業所が利用されています。利用 実績は、介護療養型医療施設が介護医療院へ転換したため利用者数が増加しています。

図表:介護医療院の要介護度別利用状況

単位:人

		1 12 . / /			
区分	月平均利用人数				
区 万	令和3年度	令和4年度			
要介護 1	0.0	0.0			
要介護 2	0.0	0.3			
要介護 3	0.3	2.0			
要介護 4	5.6	8.8			
要介護 5	12.8	12.6			
全体	18.7	23.7			

注釈:四捨五入のために、合計が一致しない場合がある。

出典:介護保険事業状況報告

なお、各項目は次により算出した。

「月平均利用人数」=年間受給者数(延人月)÷12

図表:第1号被保険者一人あたりの給付月額等

区分	基準年	全国	滋賀県	長浜市
第1号被保険者一人あたりの給付月額(円)	令和5年	437	477	304

出典:「見える化」システム(厚生労働省)

第9期計画では、整備計画は見込みませんが、在宅医療・介護の連携の推進等に合わせて、今後の機能・役割について検討します。

図表:介護医療院の利用者数とサービス量

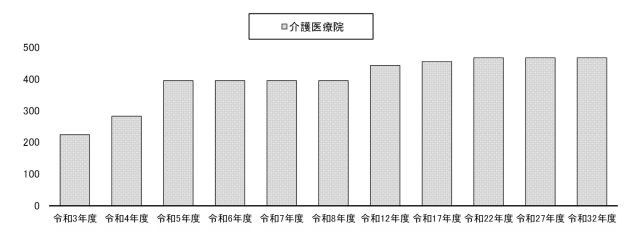
	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
A 月平均利用人数(人)	18.7	23.7	33.0	33.0	33.0	33.0
B 年間サービス量	224	284	396	396	396	396

	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
A 月平均利用人数(人)	37.0	38.0	39.0	39.0	39.0
B 年間サービス量	444	456	468	468	468

注釈:1 「B 年間サービス量」は、「A 月平均利用人数」の小数点第2位を四捨五入する前の数値を基に算定している。

注釈: 2 令和3~4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

図表:介護医療院のサービス量見込(延べ人/年)



(4) 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、住まい方の変化にあわせて本市でも増加しており、 今後もこの傾向は継続すると想定しています。このため、当該施設で利用されている介護サービスにつ いても必要量を適切に推計します。

当該施設は県への届出制となっています。

図表:施設等の定員数

単位:人

	令和3年度	令和4年度
特別養護老人ホーム(密着型含む)	774	774
介護老人保健施設	288	288
認知症対応型共同生活介護	180	180
ケアハウス	30	30
有料老人ホーム	25	57
サービス付き高齢者向け住宅	111	111
合計	1,408	1,440
【参考】短期入所生活介護	141	141

注釈:令和5年10月

図表:要介護度別市内有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への入居状況

単位:人

	自立	要支援	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
有料老人ホーム	0	0	0	9	15	11	9	6	50
サービス付き高齢者 向け住宅	0	1	5	22	29	15	18	10	100

注釈:令和5年7月 出展:滋賀県調べ

(5)介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

総合事業の柱となる介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」等で 構成されます。

ア 訪問型サービス

(ア) サービスの概要

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。従前の介護予防訪問介護(訪問介護員による身体介護、生活援助)に相当する「訪問介護相当サービス」、緩和した基準による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し等の生活援助を行う「訪問型サービスA」と、栄養改善、口腔機能向上、運動器の機能向上を目的とした居宅での相談指導等を短期(約3か月)に集中して行う「訪問型サービスC」を実施します。

(イ) サービスの現況

訪問介護相当サービスの利用は多いですが、訪問型サービスAや訪問型サービスCの利用は少ない状況です。

(ウ) サービス量の見込

事業対象者や要支援認定者の増加に伴い訪問介護相当サービスの利用は増加すると見込んでいます。

図表:訪問型サービスの月平均利用者人数及び見込量

区分	単 位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問介護相当サービス	人	185	200	213	226	242	259
訪問型サービス A	人	3	2	3	3	3	3

区分	単位	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
訪問介護相当サービス	人	入	231	239	240	235
訪問型サービスA	人	人	3	3	3	3

イ 通所型サービス

(ア) サービスの概要

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を提供します。従前の介護予防通所介護 (生活機能向上のための機能訓練)に相当する「通所介護相当サービス」、緩和した基準により機能訓練、ミニデイサービスを行う「通所型サービスA」を実施しています。

(イ) サービスの現況

通所介護相当サービスの利用は多く増加傾向にあります。通所型サービスAは令和4年以降利用者数が減少しています。

(ウ) サービス量の見込

事業対象者や要支援認定者の増加に伴い通所介護相当サービスの利用者は増加すると見込んでいます。

図表:訪問型サービスの月平均利用者人数及び見込量

区分	単 位	令和年度 3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8 年度
通所介護相当サービス	人	1,039	1,101	1,154	1,211	1,271	1,333
通所型サービス A	人	21	8	9	9	9	9

区分	単位	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度	令和 32 年度
訪問介護相当サービス	人	1,194	1,191	1,131	1,085	1,072
通所型サービス A	人	10	10	10	10	10

ウ 総合事業の充実化

今後の事業対象者や要支援認定者の増加に伴い、介護予防の重要性はますます高まってきます。国の方針としても、第9期計画中に総合事業の充実化が求められているところです。本市では「訪問型サービスC」などの専門家による短期集中型予防サービスも実施していますが、今期中に更なるプログラム改善や、プログラム卒業者へのインセンティブ、事業者への成果に応じたインセンティブの付与などによるサービスの更なる充実化を検討します。また、現在は実施できていませんが、住民主体の「通所型サービスB」(ボランティア主体で、通いの場を設け、体操、運動等の活動等を行う)や、通いの場等へのリハビリ専門職の派遣など、リハビリ専門職の対応強化なども検討を進めます。

3 保険給付費等の見込み

(1)保険給付費等の見込額

ア 介護予防サービス給付費見込額

単位:千円

	9	9期計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計		
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)			
介護予防サービス						
介護予防訪問介護						
介護予防訪問入浴介護	339	339	339	1,017		
介護予防訪問看護	38,847	39,430	39,790	118,067		
介護予防訪問リハビリテーション	6,053	6,053	6,053	18,159		
介護予防居宅療養管理指導	3,591	3,591	3,591	10,773		
介護予防通所介護						
介護予防通所リハビリテーション	56,699	58,025	58,829	173,553		
介護予防短期入所生活介護	7,027	7,027	7,027	21,081		
介護予防短期入所療養介護(老健)	500	500	500	1,500		
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0		
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0		
介護予防特定施設入居者生活介護	3,938	3,938	3,938	11,814		
介護予防福祉用具貸与	53,444	54,387	54,995	162,826		
特定介護予防福祉用具購入費	5,814	5,814	5,814	17,442		
介護予防住宅改修	21,423	21,423	21,423	64,269		
介護予防支援	48,749	49,653	50,218	148,620		
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	519	519	519	1,557		
介護予防小規模多機能型居宅介護	15,537	15,537	15,537	46,611		
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0		
介護予防サービス給付費	262,480	266,236	268,573	797,289		
プロナ港団体アン フィッツを加田笠のも 4 ミレグ 75 L もし担人がもし						

千円未満四捨五入、及び端数処理等のため、計が一致しない場合があります。

イ 介護サービス給付費見込額

単位:千円

		平12:十円		
		第9期計画期間		÷ı
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	
居宅サービス				
訪問介護	1,014,932		1,064,824	3,125,288
訪問入浴介護	88,615		93,334	274,513
訪問看護	353,872		368,792	1,085,922
訪問リハビリテーション	19,892	20,273	20,630	60,795
居宅療養管理指導	68,430	70,233	71,474	210,137
通所介護	1,645,302	1,688,983	1,716,668	5,050,953
通所リハビリテーション	322,857	332,199	336,632	991,688
短期入所生活介護	438,212	449,998	459,278	1,347,488
短期入所療養介護(老健)	167,232	172,722	175,813	515,767
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	129,035	129,035	131,803	389,873
福祉用具貸与	400,459	412,133	419,061	1,231,653
特定福祉用具購入費	19,095	19,783	20,339	59,217
住宅改修費	27,580	27,580	27,580	82,740
居宅介護支援	580,449	594,751	604,384	1,779,584
地域密着型サービス				
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	37,464	75,809	75,809	189,082
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	141,303	143,179	147,853	432,335
小規模多機能型居宅介護	214,499	216,062	222,354	652,915
認知症対応型共同生活介護	553,518	563,259	572,897	1,689,674
地域密着型特定施設入居者生活介護	2,557	2,557	2,557	7,671
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	205,730	205,730	205,730	617,190
看護小規模多機能型居宅介護	173,705	173,705	181,551	528,961
地域密着型通所介護	256,991	262,482	266,823	786,296
介護保険施設サービス	,	,	•	<u> </u>
介護老人福祉施設	2,117,880	2,117,880	2,117,880	6,353,640
介護老人保健施設	1,347,071	1,347,071		4,041,213
介護医療院	148,750		148,750	446,250
介護サービス給付費	·		10,799,887	
ブラッ CA和り貝		10,010,020	10,133,001	01,000,040

千円未満四捨五入、及び端数処理等のため、計が一致しない場合があります。

ウ 標準給付費見込額

単位:千円

	ĝ	第9期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	
介護予防・介護サービス給付費	10,737,910	10,941,764	11,068,460	32,748,134
介護予防サービス給付費	262,480	266,236	268,573	797,289
介護サービス給付費	10,475,430	10,675,528	10,799,887	31,950,845
特定入所者介護サービス費等給付額	315,897	321,525	325,199	962,621
制度改正に伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	255,530	260,082	263,054	778,666
高額介護サービス費等の利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	32,824	33,363	33,887	100,073
算定対象審査支払手数料	11,515	11,704	11,888	35,108
支払件数(単位:件)	171,867	174,690	177,436	523,993
標準給付費	11,044,915	11,219,080	11,354,409	33,618,404

千円未満四捨五入、及び端数処理等のため、計が一致しない場合があります。

工 地域支援事業見込額

単位:千円

					_ 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,
		(i)			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
		(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	
地域	支援事業費	557,256	571,456	600,939	1,729,651
1	介護予防·日常生活支援総合事業費	330,151	343,033	369,801	1,042,985
1	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	169,880	169,973	170,057	509,910
1	包括的支援事業(社会保障充実分)	57,225	58,450	61,080	176,756

千円未満四捨五入、及び端数処理等のため、計が一致しない場合があります。

才 保険給付費等見込額

単位:千円

					+ 立 · l l l J
		45			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
		(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	
保	険給付費等総額	11,910,932	12,139,893	12,303,427	36,354,253
	標準給付費	11,353,675	11,568,438	11,702,489	34,624,602
	地域支援事業費	557,256	571,456	600,939	1,729,651

千円未満四捨五入、及び端数処理等のため、計が一致しない場合があります。

(2)第1号被保険者保険料

ア 介護保険料基準額

第9期計画期間における保険給付費等の見込額に基づき算出した、第1号被保険者の保険料基準額は、次のとおりです。

保険料基準額(月額)	算定中
------------	-----

図表:第1号被保険者介護保険料基準額の算出根拠

単位:千円

		第9期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	
標準給付費見込額 (A)	11,353,675	11,568,438	11,702,489	34,624,602
地域支援事業費見込額 (B)	557,256	571,456	600,939	1,729,651
第1号被保険者負担分相当額 (C)=((A)+(B)) × 23%	2,739,514	2,792,175	2,829,788	8,361,478
調整交付金相当額 (D) 5%	584,191	595,574	603,614	1,783,379
調整交付金見込額 (E)	583,023	581,280	573,434	1,737,737
調整交付金相当額との差額 (F)=(D)-(E)	1,168	14,294	30,180	45,642
準備基金取崩額 (G)		0		0
市町村特別給付費等(H)	21,597	21,956	22,333	65,886
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(I)		105,000		105,000
保険料収納必要額 (J)=(C)+(F)-(G)+(H)-(I)		8,368,006		8,368,006
予定保険料収納率 (K)		99.4%		99.4%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(3か年) (L)		102,641		102,641
保険料基準額(年額)(円)(J)÷(K)÷(L)	_	算定中		算定中
保険料基準額(月額)(円)		算定中		算定中

千円未満四捨五入、及び端数処理等のため、計が一致しない場合があります。

イ 所得段階別の介護保険料

第9期計画においては引き続き第1号被保険者及びその属する世帯の収入・市民税課税状況により13の段階に区分するとともに、第1~3段階の負担割合並びに基準となる第10~11段階の合計所得金額を見直します。所得段階別割合及び保険料は次のとおりです。

図表:所得段階別の介護保険料(第1号被保険者)

A1X . 1	<i>[[</i>]] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [])介護保険料(第		<i>)</i> 隼(第9期)		長浜市(第9期)	
市民税				国の振り	F(x 3 #0)		区共中(寿3期)	
世帯	本人		所得	所得段階	負担割合	所得段階	負担割合	保険料月額 (円)
-	-	生	 活保護受給者					
非		老鮒	8福祉年金受給者	第1段階	軽減前 0.445 軽減後 0.245	第 1 段階	軽減前 0.445 軽減後 0.245	算定中
非 課 税		合	80 万円以下		¥±//以1友 U.243		¥至/0€10.243	
	合計所得金額 + 課税年金収入額	計 所 得 金額	80 万円超	第2段階	軽減前 0.68 軽減後 0.43	第2段階	軽減前 0.68 軽減後 0.43	算定中
		科 + 課 税 5	120 万円超	第3段階	軽減前 0.69 軽減後 0.64	第3段階	軽減前 0.69 軽減後 0.64	算定中
課税		金収、	80 万円以下	第 4 段階	0.9	第4段階	0.9	算定中
税		額	80 万円超 【基準額】	第 5 段階	1.0	第5段階	1.0	算定中
			80 万円未満	성수 O EURIE	4.0	第6段階	1.15	算定中
			120 万円未満	第6段階	1.2	第7段階	1.2	算定中
-			210 万円未満	第7段階	1.3	第8段階	1.3	算定中
			320 万円未満	第8段階	1.5	第9段階	1.5	算定中
	<u></u>	合計	410 万円未満	第9段階	1.7	第 10 段階	1.7	算定中
	: 親 税	合計所得金額	500 万円未満	第 10 段階	1.9			
		一	590 万円未満	第 11 段階	2.1	第 11 段階	1.9	算定中
			680 万円未満	第 12 段階	2.3			
			1,000 万円未満 (国の標準は 680 万円以上)	第 13 段階	2.4	第 12 段階	2.1	算定中
			1,000 万円以上			第 13 段階	2.2	算定中

ウ 所得段階別の介護保険料の推移

		区分		第1期(平 (基準:月	成 12-14) 2,719 円)	第 2 期(平成 15-17) 第 3 期(平成 1 (基準:月 2,950 円) (基準:月 3,8																				
市民	市民税																									
世帯	本人		所得	所得段階	負担割合	所得段階	負担割合	所得段階	負担割合																	
-			保護受給者	第1段階	0.5	第1段階	0.5	第 1 段階	0.5																	
		老齢福	祉年金受給者	75 1 PXPH	0.0	75 1 PXPH	0.0	75 1 PXPH	0.0																	
非		卸合	80 万円以下					第2段階	0.5																	
非 課 税	非 課 税	非 課 税 -	非 課 税 	非 課 税	非 課 税	非 課 税	税計	80 万円超	第 2 段階	0.75	第2段階	0.75	第3段階	0.75												
							金得	120 万円超					25 O FXIE	0.70												
課稅				課税年金収入額+	80 万円以下	万円以下 第3段階	1.0	第3段階	1.0	第4段階	1.0															
税					80 万円超	先 3 段階	1.0	先 4 FX PB	1.0																	
					80 万円未満																					
			120 万円未満	第4段階	第4段階	第4段階	第 4 段階	第 4 段階	第 4 段階	第 4 段階		소 4 E 11 17th	4 05	<u> </u>	4.05											
			190 万円未満								第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階
		合	200 万円未満																							
	課	計所	250 万円未満																							
-	課 税	合計所得金額	290 万円未満																							
		額	380 万円未満			77 - CD 04		66 - CD DL																		
			390 万円未満	第 5 段階	1.5	第5段階	1.5	第6段階	1.5																	
			490 万円未満																							
			490 万円以上																							

		区分		第4期(平	成 21-23) 4,324 円)			第6期(平成27-29) (基準:月5,820円)		
市巨	₹税					所得				
世帯	本人		所得	所得段階	負担割合	段階	負担割合	所得段階	負担割合	
-			保護受給者	谷 4 F八/比	0.5	空 4 FA7比	0.4			
		老齢福	祉年金受給者	第1段階	0.5	第1段階	0.4	第1段階	0.45	
非 課 税		無人	80 万円以下	第2段階	0.5	第2段階	0.5			
税	非	税計	80 万円超	会っFA7比	0.75	第3段階	0.65	第2段階	0.7	
	非 課 税	誅 税	課税年金収入額+	120 万円超	第3段階	0.75	第4段階	0.75	第3段階	0.75
課		入額	80 万円以下	第4段階	0.9	公 r F1.7 比	4.0	第4段階	0.9	
課 税		台	80 万円超	第5段階	1.0	第5段階	1.0	第5段階	1.0	
			80 万円未満			第6段階		第6段階	4.0	
			120 万円未満		55 0 EU UFF		1.2	第 0 段陷	1.2	
			190 万円未満	第 0 段陷	1.25	77 C PXPH 1.25				
		合	200 万円未満					第7段階	1.3	
	課 税	計所	250 万円未満			第7段階	1.5			
_	税	合計所得金額	290 万円未満			海 / 段陷 	1.5	第8段階	1.5	
		額	380 万円未満	第7 FURL	1 5			为 O 权怕	1.5	
			390 万円未満	第7段階	7 段階 1.5			第9段階	1.7	
			490 万円未満			第8段階	1.75	第 10 段階	1.9	
			490 万円以上					第 11 段階	2.1	

区分				,	t 30-令和 2) 引 6,570 円)	,	和3-令和5) 引6,570円)			
世帯	本人	所得		所得段階	負担割合	所得段階	負担割合			
-	-	生	活保護受給者		0.42					
		老齢福	祉年金受給者	第1段階	(0.345)	第1段階	0.27			
			80 万円以下		(0.27)					
非 課 税	非課税	課合計	80 万円超	第 2 段階	0.7 (0.575) (0.45)	第2段階	0.45			
	税	課税年金収入額+	120 万円超	第3段階	0.75 (0.725) (0.7)	第3段階	0.7			
課税		台 見 ^十	80 万円以下	第4段階	0.9	第4段階	0.9			
税			80 万円超	第5段階	1.0	第5段階	1.0			
			80 万円未満	第6段階	1.15	第6段階	1.15			
						120 万円未満	第7段階	1.2	第7段階	1.2
			200 万円未満	第8段階	1.3	第 8 段階	1.3			
			210 万円未満	第9段階	1.5	第 0 段陷	1.3			
		合	300 万円未満	弟 り段階	1.5	第 9 段階	1.5			
_	課税	合計所得金額	320 万円未満	第 10 段階	1.7	NO PAPE	1.0			
	梲	得 金	400 万円未満	20 10 FXPH	1.7	第 10 段階	1.7			
		合具	500 万円未満	第 11 段階	1.9					
			600 万円未満	第 12 段階	2.1	第 11 段階	1.9			
			700 万円未満							
			1,000 万円未満	第 13 段階	2.2	第 12 段階	2.1			
			1,000 万円以上			第 13 段階	2.2			

エ 令和 22(2040)年度の見込み

本計画では、推計人口等から導かれる介護需要等の見込みを踏まえ、令和22(2040)年を見据えて持続可能な介護保険制度とするための中長期的な視点に立ち、介護給付等対象サービスの量及び地域支援事業の量等を推計します。

		令和6年度 (2024年度)
総	 ДП	113,686人
第	1号被保険者数	33,450人
	前期高齢者数(65~74歳)	14,354人
	後期高齢者数(75歳以上)	19,096人
要	介護(要支援)認定者数	6,741人
標	準給付費見込額(年度)	11,353,675千円
地:	域支援事業費見込額(年度)	557,256千円
保	険料(基準月額)	算定中

		令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)	令和32年度 (2050年度)
総	ДП	108,929人	104,534人	99,869人	94,866人	89,690人
第	1号被保険者数	33,929人	34,297人	35,457人	35,538人	34,730人
	前期高齢者数(65~74歳)	13,439人	14,104人	15,571人	15,613人	13,657人
	後期高齢者数(75歳以上)	20,490人	20,193人	19,886人	19,925人	21,073人
要:	介護(要支援)認定者数	7,410人	7,781人	7,891人	7,719人	7,697人
標	準給付費見込額(年度)	12,303,234千円	13,004,761千円	13,368,007千円	13,081,220千円	12,961,816千円
地	域支援事業費見込額(年度)	590,063千円	606,309千円	608,264千円	600,403千円	601,492千円
保	強料(基準月額)	算定中	算定中	算定中	算定中	算定中

第9期介護保険料の算定について

- ◆ 人口・要介護認定者数の推計
- ◆ 介護給付費等の推計
- ◆ 介護保険料の段階設定
- ◆ 介護人材の確保
- ◆ 介護施設等の整備

介護保険料の算定方法

国から示される算定シートをもとに、次の事項により保険料を算定します。

過去の実績から被保険者数や要介護認定者数、サービス利用量の伸びを推計するとともに、整備を計画している施設の将来給付費を考慮し、3年分の給付費を算出します。

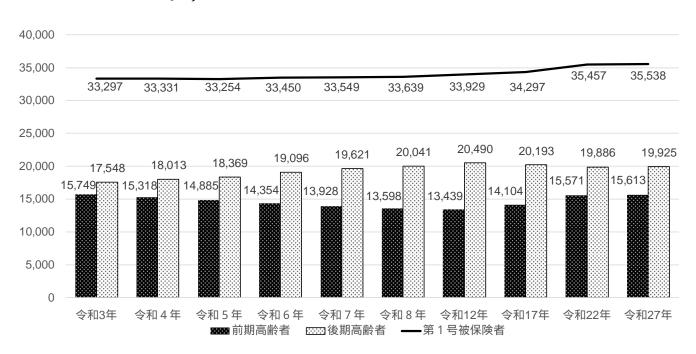


●算出した給付費のうち介護保険料で負担する費用を 第1号被保険者数で割って算出します。

人口・要介護認定者数の推計

被保険者数の推計

第1号被保険者数は緩やかに伸び、令和27年にピークを迎えます。後期高齢者は令和12年にピークを迎えます。(後期高齢者のうち85歳以上の人は令和17年にピークを迎えます。)

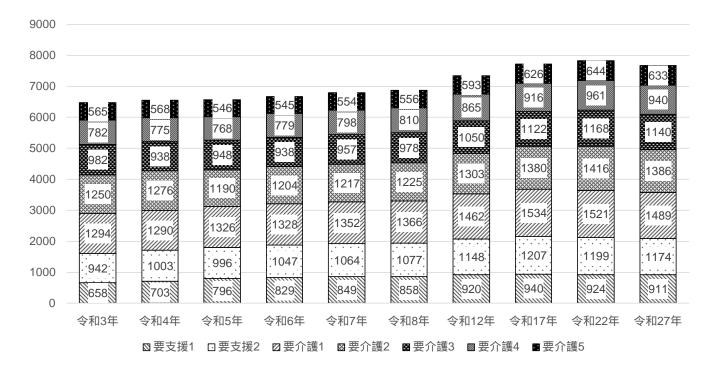


基準日:各年10月1日

要介護認定者数の推計

第1号被保険者のみ集計

後期高齢者のうち85歳以上の人のピークに連動し、要介護認定者数について も令和22年まで増加すると見込んでいます。

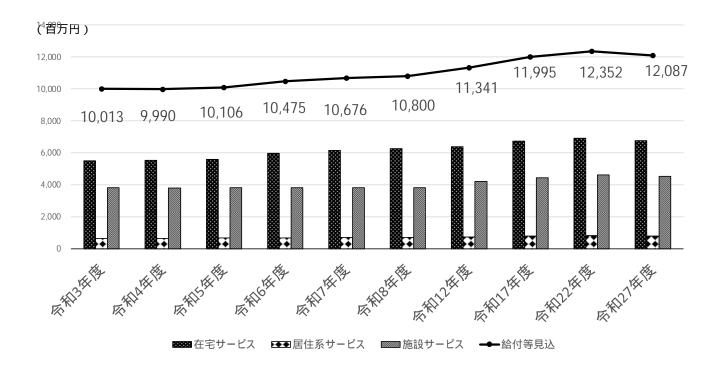


基準日: 各年10月1日

介護給付費等の推計

介護給付費等の推計

要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費についても増加する見込みですが、 令和22年度以降、減少に転じる見込みです。



介護保険料の段階設定

介護保険料の段階設定

介護保険料の段階は、被保険者の所得状況等を踏まえ、介護保険関係法令の規定の範囲内で、所得段階ごとに設定します。

第9期介護保険料の段階設定については、今後示される国の標準段階及び現状の 段階設定を基本としつつ全体の所得水準等を勘案し設定します。

国の標準にあわせ、公費の投入により、<u>低所得者(第1~3段階)</u>に対する保険料負担割合を引き下げます。

保険料段階間の調整により、<u>中間層(第6段階)</u>に対する負担割合を国の標準より0.05ポイント引き下げることについて継続実施します。

第10段階以降の保険料構成比の変化に対応し、国から示されている所得区割りを参考としつつ、第8期を踏襲した割合を継続実施します。

介護保険料の段階設定

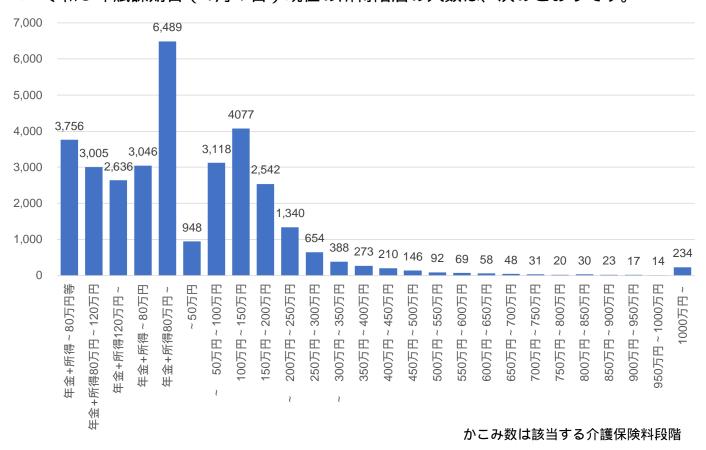
第10段階以降の被保険者割合

段階別負担割合	第8期	第9期案	差	国第9期案
第10段階	1.7	1.7	0	1.7
第11段階	1.9	1.9	0	1.9 2.1 2.3
第12段階	2.1	2.1	0	2.4
第13段階	2.2	2.2	0	2.4

段階別所得基準	第8期	第9期案	国第9期案
第10段階	320~400万円	320~410万円	320~410万円
第11段階	400~700万円	410~680万円	410~500万円 500~590万円 590~680万円
第12段階	700~1,000万円	680~1,000万円	C00 -
第13段階	1,000万円~	1,000万円~	680万円~

長浜市の所得階層

▶ 令和5年賦課期日(4月1日)現在の所得階層の人数は、次のとおりです。



保険料段階比較表(第8期)

区分		国の標準(第8期)		長浜市(第8期)					
世帯	R税 本 人	•	所得	所得段階	負担割合	所得段階	負担割合	対象人数 R5.4.1現在	
-	-	生活保護 老齢福祉	受給者 年金受給者	第1段階	0.3	第1段階	0.27	3,756	
非 課 税		課金	80万円以下 80万円超~120万円	第2段階	0.5	第2段階	0.45	3,005	
170	非課税	林年金収入50 合計所得金額	120万円超	第3段階	0.7	第3段階	0.7	2,636	
課	は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	収 位金額 額	80万円以下	第4段階	0.9	第4段階	0.9	3,046	
税			80万円超【基準額】	第5段階	1.0	第5段階	1.0	6,489	
	合計所得金額		0円~80万円未満	第6段階	1.2	第6段階	1.15	2,554	
			80万円~120万円未満			第7段階	1.2	3,263	
			120万円~210万円未満	第7段階	1.3	第8段階	1.3	5,216	
		台 計 所	210万円~320万円未満	第8段階	1.5	第9段階	1.5	1,844	
		得 金 額	320万円~400万円未満				第10段階	1.7	463
			400万円~700万円未満	第9段階	1.7	第11段階	1.9	623	
			700万円~1,000万円未満	分り投資	1.7	第12段階	2.1	135	
			1,000万円以上			第13段階	2.2	234	

保険料段階比較表(第9期案)

	区分		国の標準(第9期)		長浜市(第9期)		長浜市(第8期)				
世帯	民税 本 人		所得	所得段階	負担割合	所得段階	負担割合	対象人数 R5.4.1現在	所得段階	負担割合	
-	-	生活保護									
		老齢福祉	年金受給者 80万円以下	第1段階	0.245	第1段階	0.245	3,756	第1段階	0.27	
非課税	4-	課合	80万円超~120万円	第2段階	0.43	第2段階	0.43	3,005	第2段階	0.45	
170	非課税	課税年金収入額	120万円超	第3段階	0.64	第3段階	0.64	2,636	第3段階	0.7	
課		収 金 金 額	80万円以下	第4段階	0.9	第4段階	0.9	3,046	第4段階	0.9	
税	課日報額税日	n#	80万円超【基準額】	第5段階	1.0	第5段階	1.0	6,489	第5段階	1.0	
			0円~80万円未満	第6段階	1.2	第6段階	1.15	2,554	第6段階	1.15	
			80万円~120万円未満	为0权相	1.2	第7段階	1.2	3,263	第7段階	1.2	
			120万円~210万円未満	第7段階	1.3	第8段階	1.3	5,216	第8段階	1.3	
		۵	210万円~320万円未満	第8段階	1.5	第9段階	1.5	1,844	第9段階	1.5	
	課税	合計所得金額	320万円~410万円未満	第9段階	1.7	第10段階	1.7	518	第10段階	1.7	
_	- 税 	税	得 金 競	410万円~500万円未満	第10段階	1.9					
		谷 貝	500万円~590万円未満	第11段階	2.1	第11段階	1.9	546	第11段階	1.9	
			590万円~680万円未満	第12段階	2.3						
			680万円~1,000万円未満	第13段階	2.4	第12段階	2.1	157	第12段階	2.1	
			1,000万円以上	2D I OFXIG	Z. 4	第13段階	2.2	234	第13段階	2.2	

介護人材の確保

介護人材の確保

- ●資格保有者ごとの過不足感では、「介護福祉士」「看護師・准看護師」「介護支援 専門員」などに不足感があるとする事業所が比較的多くなっている。
- ●職種の人材が不足している(退職者が多い)理由としては、給与面の待遇や精神的 負担などが主な理由となっている。
- ●外国人職員については、正規職員、非正規職員ともに「採用しておらず、今後募集 する予定はない」とする事業所が最も多くなっている。
- ●生産性向上のための取組みとしては、主には、「ICTの導入」となっている一方で、「何もしていない」とする事業所も多くの割合を占めている。
 - ▶多様な人材の参入促進として、「職場説明会」の開催など、より効果的な事業実施に向け、開催方法や周知方法等を検討する必要。また外国人参入促進のため事事業所も外国人も情報を受け取りやすい方法での情報発信が必要。
 - ▶給与面の待遇改善は、一定、介護報酬の改定により対応されているところ。しかしながら、人材不足の状況に変わりはなく、事業所の人材確保や定着に向けた動きに対しての補助など、介護人材不足の解消に向けた支援は引き続き必要。
 - ▶事業者同士の連携や情報の共有を支援。
 - ▶ICTの工夫で効率化が図れることについて周知・啓発が必要。

介護人材の確保

介護人材の確保については、第8期からの継続した施策展開を行いつつ、課題を 踏まえて事業を実施します。

人材確保への取組み

多くの人が介護を知る機会を設けることで、介護未経験者が参入しやすい環境を整えるべく、介護に関する入門的研修を開催。

介護に関する入門的研修の参加者や、過去に介護職に従事していた人や外国人等、幅 広い人材を事業者とマッチングすることを支援するため福祉の職場説明会の開催。

<u>小学生を対象に、介護の仕事の魅力を伝える体験型のイベント等のを開催を検討しま</u>す。

小学生・中学生に配布する職業テキスト等への介護職の掲載を働きかけを行なう等、次の世代への周知を図ります。

多様な介護人材の確保に向けた、各種補助制度の継続、見直し。

他業界からの新規参入、介護職として一定の知識・経験を有する人の再就職と定着、 介護未経験の高齢者の新規参入の支援等。

介護職の専門資格取得を支援。(新規事業)

介護・福祉人材の安定的な確保に向け、市外で開催される就職フェアへ出展する介護 事業所を支援。

介護人材の確保

介護人材の定着への取組み

関係団体と協力して、次の世代に対して介護の魅力を発信する取組の実施。

事業所をPRする動画作成の費用の一部を支援することで事業所や介護のイメージや知名度の向上を図る。

国の制度の積極的な活用への啓発や適正な執行等の指導、手続きの簡素化等の 実施。

研修会等において、業務の効率化に向けた事例(介護ロボット・ICTの導入等)を紹介し、職場環境の改善による定着支援、離職防止を図る。

福祉職場で効果的なテーマの研修等を開催することにより、より高い質で適切なサービス提供がなされるよう事業者の人材育成を支援。(湖北地域介護サービス事業者協議会・米原市と合同実施)。

介護施設等の整備

介護施設等の整備

・地域密着型サービス施設の整備について

利用ニーズが高いと思われるサービスや第8期において整備のできなかったサービスについて、介護人材の不足状況、待機者の状況等を勘案しつつ引き続き随時募集します。

また、全般のサービスにおいて、既存施設のサテライト化やサテライトからの分離など第8期から定員増減を伴わない変更については、流動性を確保するため一定考慮するものとします。なお、認知症対応型通所介護および地域密着型通所介護は、利用定員が利用者数を上回っている需給状況から、新規の募集は行いません。(グループホーム等の既存施設の中で開設する共用型認知症対応型通所介護としょうがい者施設が指定を受ける共生型地域密着型通所介護は数値目標なく指定します。) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)については、要介護者の増加は見込まれるものの、定員を充足していない事業所があり、また待機者も少ない状況にあることを考慮し、第9期では整備を見込みません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第8期以前から募集を行っても整備ができなかったサービスです。在宅サービスを継続するにあたり必要なサービスのひとつであることから、第9期においても新規整備を見込み1事業所程度の整備目標を掲げます。(同一圏域内での複数整備については見込んでいません。)

1事業所<u>程度</u>とは、市の提示する条件に合致すれば1事業所を超えた指定を可能とすることを意味します。 現時点で本市にないサービスのため次期2事業所を整備するとまでは言えないと判断するため「程度」とし ています。(も同様)

介護施設等の整備

夜間対応型訪問介護

第8期以前から募集を行っても整備ができなかったサービスです。在宅サービスを継続するにあたり必要なサービスのひとつであることから、第9期においても新規整備を見込み1事業所程度の整備目標を掲げます。(同一圏域内での複数整備については見込んでいません。)

小規模多機能型居宅介護(小多機)

看護小規模多機能型居宅介護(看多機)

在宅介護を支えるため必要性の高いサービスですが、各事業所は定員上限に達しない状況で運営されています。同一圏域内において競合が発生しないよう小多機・看多機・新複合型サービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として小多機もしくは看多機を1事業所募集します。

療養通所介護

重度の要介護認定者を在宅で支える重要なサービスです。同一圏域内において当該サービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として1事業所募集します。

介護施設等の整備

(仮称)新複合的なサービス

訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合的なサービスで、第9期からの開始が検討されています。まだ、サービスの詳細事項はわかりませんが、訪問系サービスと通所系サービスを通じて切れ目のないケアを受けることができるもので、通所で明らかになった利用者の課題を訪問でフォローするなど、より質の高いサービスが受けられます。

既存の通所系サービスからの組み換えが想定できます。小規模多機能型居宅介護・ 看護小規模多機能型居宅介護・(仮称)複合的なサービス間の競合を避けるため同 一圏域内において3サービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働 率が90%を超える圏域を対象地域として、数事業所募集します。

介護施設等の整備

地域密着型サービス施設整備目標まとめ

サービス(介護予防がある場合はそれを含む。)	第9期の 募集数	第8期からの 変更点
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (同一圏域内での複数整備については見込まない。)	1 事業所程度	条件変更
夜間対応型訪問介護 (同一圏域内での複数整備については見込まない。)	1 事業所程度	条件変更
小規模多機能型居宅もしくは 介護看護小規模多機能型居宅介護 (同一圏域内において小多機・看多機・(仮称)複合的なサービスがない、 もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象 地域として募集)	1事業所	条件変更
療養通所介護 (同一圏域内において当該サービスがない、もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象地域として募集)	1事業所	条件変更
(仮称)複合的なサービス (同一圏域内において小多機・看多機・(仮称)複合的なサービスがない、 もしくは直近一年間の当該平均サービス稼働率が90%を超える圏域を対象 地域として募集)	数事業所	新設

介護施設等の整備

・特別養護老人ホーム等の整備について

令和5年度の入所申込者調査では、初めて名簿と市保有の介護台帳と突合を行った。これにより資格喪失者、既入所者を突合することができたため申込者の実数が把握できました。また、申込者うち7割は令和4年中に申し込みを行った人でした。令和4年度1年間の入所者数は215人となりました。

今後も要介護者が増加する見込みであり、施設等に対するニーズは継続するものと考えられますが、1年以内に多くの人は入所している状況は今後も継続すると想定されます。

要介護者の増加は見込まれるが1年以内に入所できている状況、介護人材不足の 状況が今後も継続することを考慮し、第9期では特別養護老人ホーム(密着型含む)の整備を見込みません。

第7期から進めていた既存の短期入所生活介護からの転換による特別養護老人ホームの定員増加については、現在の短期入所生活介護の稼働率や在宅サービスを維持することの必要性から行わないこととします。

介護度別 特別養護老人ホーム入所申込者数

	R3年4月	R4年4月	R5年4月
要介護 1	5	8	4
要介護 2	22	15	19
要介護3	278	232	106
要介護 4	217	180	70
要介護 5	120	96	50
合 計	642	531	247

居場所別 特別養護老人ホーム入所申込者数

	R3年4月	R4年4月	R5年4月
在宅	313	269	143
病院	98	78	30
施設・居住系	231	184	76
合 計	642	531	247

介護施設等の整備

特別養護老人ホーム入所者数

	R3年度	R4年度
1年間の入所者数	252	215

短期入所生活介護の稼働率

R3年度		R4年度	
稼働率	88%	84%	

・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、住まい方の変化にあわせて本市でも増加しており、今後もこの傾向は継続すると想定しています。このため、当該施設で利用されている介護サービスについても必要量を適切に推計します。

当該施設は県への届出制となっています。

施設等の定員数

	R3年度	R4年度
特別養護老人ホーム(密着型含む)	774	774
介護老人保健施設	288	288
認知症対応型共同生活介護	180	180
ケアハウス	30	30
有料老人ホーム	25	57
サービス付き高齢者向け住宅	111	111
合 計	1,408	1,440
【参考】短期入所生活介護	141	141